多级

第 111 号

国立大学协会

昭和61年2月

会報

第111号

2月号

国立大学協会事務局

● I	.,	セー	

現代の学生気質に関する随想

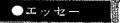
埼玉大学長 須甲鉄也 5

事 業 報 告

	来 税 台 ———————————————————————————————————
圖諸:	会議議事要録(昭和60年10月~12月)
理	事 会 (10.28) ————————————————————————————————————
	会務報告
	(要望書の提出について/臨時教育審議会関係事項について/大学入試
	センターの評議員について/学長の国際交流について/日教組との会見
	について/国大協宛要望書について)
•	協 議
	副会長の互選について
	第77回総会の日程について
	第78回総会の日時・場所等について
	特別委員会委員の交代について
	各委員会委員長報告と協議
理	事 会 (11.13) ————————————————————————————————————
	国立15大学学長懇話会からの要望書について
	入試改善特別委員会委員長の選任について
	国立大学の受験機会の複数化について
第7	7回総会〔第1日目〕(11.13)
	会務報告
	協議事項
	各委員会委員長報告と協議
	各地区国立大学学長会議の報告
	入試改善について
第7	7回総会〔第2日目〕(11.14)
	入試改善について
	臨時教育審議会の審議経過について
	第78回総会の日時・場所等について
第4	4回事務連絡会議 (11.15) —————————————————————
210	総会状況報告
	大学入試センター連絡事項
	文部省連絡事項
篮	常置委員会 (10.28)
21.	「国立大学のあり方」に関するアンケート(案)について
銋	常置委員会 (11.25)
স্য	
	国立大学のあり方の検討について(「私立大学等他大学からみた国立 大学のあり方」について/「学問の後継者養成からみた国立大学の意義と
	子ののリカ」について/ 「子同の後継有後成からみに国立人子の息叛と あり方」について)
drift-	常置委員会 (12.18)
邪	
	アンケートの取りまとめについて

第	2 常置委員会 (10.4) ————————————————————————————————————	60
	専修学校修了者の大学入学資格に関する問題について 共通第1次学力試験の受験場の地区割りについて 昭和62年度共通第1次学力試験の実施期日について	
第	2 常置委員会 (12.12) ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	— <i>63</i>
第	3 常置委員会 (10.23)	67
第	4 常置委員会 (10.22) 研究技術専門官制度について 大学教官の勧奨退職について	— 70
第	4 常置委員会 (12.16) 専門委員の委嘱について 研究技術専門官制度について 大学教官の勧奨退職について	<i>73</i>
第	5 常置委員会 (11.12)	76
第	5 常置委員会 (12.23) — 委員長の選任について 西ドイツ国大学長の訪日について 第5常置委員会のあり方について	80
第	6 常置委員会 (10.8) — 授業料問題について 国立学校特別会計について	82
医	学教育に関する特別委員会 (10.9) ————————————————————————————————————	— <i>83</i>
教	菱課程に関する特別委員会 (10.24) — 本委員会の今後の検討課題について 委員長の交代について	86
	学院問題特別委員会 (10.21)	— <i>8</i> 8

	大学	学院問	B題特別委員会報告書(案)について	
	旧氰	处大 约	洋院の改善に関する報告書(案)について	
図			委員会 (10.28)	- 89
	学術	行情幸	B センター創設について	
	学征	衍情 幸	Bセンター創設に関する要望書について	
(第	520回) 入	試改善特別委員会 (10.17) ————————————————————————————————————	- 92
	国7	2.大学	全の受験機会の複数化案の取りまとめについて	
(第	21回) 入	. 試改善特別委員会 (10.31) ————————————————————————————————————	- 93
	国2	之大学	4の受験機会の複数化案の取りまとめについて	
(第	522回	ر (.試改善特別委員会 (11. 6)	- 95
	国7	大学	*の受験機会の複数化案の取りまとめについて	
(第	23回) አ	試改善特別委員会 (11.12) ————————————————————————————————————	- 97
:			その受験機会の複数化案の取りまとめについて	
(第	24回) አ	試改善特別委員会 (11.25) ————————————————————————————————————	- 98
	ΓĦ	国立ノ	マ学の受験機会の複数化に関するアンケート (案)」の取りまと	
		•	pur	
(第	25回) 入	試改善特別委員会 (12.4) ————————————————————————————————————	-101
	国了	乙大学	その受験機会の複数化に関するアンケート案の取りまとめについて	
図第7	7回*	会部	国立大学協会事業報告————————————————————	-103
	諸名	合	(各委員会主要審議事項)	
			の他の諸活動(対外的諸活動/各大学への意見照会等/資料・	
		強化		
)受理	
間諸	刊行		/IIII	
42 i t	7		(昭和60年10月~12月末までの開催会議)	-112
要望	書・	資料	_ 과	
			<u>-</u>	
				-113
国7	亿大学	きのき	受験機会の複数化について――――――――――――――――――――――――――――――――――――	-113
	の	他	-	
そ	0)	TU	_	
学县	夏等の)異国	ib	-115
	-			-



現代の学生気質に関する随想

埼玉大学長 須甲鉄也

*

私は昭和11年に大学を卒業してから直ぐに教育界に入り、今日まで48年近く学生の教育、指導に当ってきた。この間を振り返って見て、戦中戦後、現代と、学生気質の大きな変化の歴史に気付かざるを得ない。ここで、現代の学生気質を思い付いたまま述べて見たいと思う。ここでいう現代の学生とは戦後に生れ、戦後の混乱期に育った昭和40年以後の学生を指すことにした。

先ず第一に挙げたいことは、現代の学生は日頃の生活にきびしさが欠けているということである。この主とした原因は、生活環境に恵まれていて、物質的には求めれば何でも手に入り、卒業後はたらきさえすれば何とか生活できるからであろう。つまり、恵まれた環境に甘んじているのではなかろうか。しかし、人を取り巻く生活環境には社会環境、家庭環境、教育環境等があって、すべて恵まれているのではなく、深く分析すれば、認識の角度によってはきわめて不如意なきびしい要因があるはずである。したがって、周囲の環境の中から自分にとって大変むつかしい、きびしい要因をとり上げ、これにじっと耐えて、立ち上るべきではなかろうか。そもそも人間には、誰でも何か良い生れつきの可能性の素質が存在するはずである。この良い素質も環境のきびしさにじっとがまんして立ち上る時点において可能となって現われてくるものと考えられよう。

このきびしさに対する反応と、良い素質の発現に関しては、家庭教育にも大きな責任があると思う。子供の頃から甘やかして、親にうそをついても平気、年寄りを粗末にあつかっても、友達との約束を破てっも何も言わない。学校の先生の悪口を言っても聞き流している。本当にきびしいのは学校の成績の通知簿を見た

時だけのようである。もっと、人道的な人間関係において間違った態度があった場合には、強く叱正し、容易に許さないというきびしさが与えられないものであるうか。

また、最近の学生の間には、長期欠席や途中退学の者が増加しているという。 長期欠席の中にはノイローゼ等の神経的欠陥者が激増しているといわれている。 この原因究明と処置について国大協第3常置委員会で検討中であるが,まだ結論 に達していない。この原因の一つに挙げられるのが、やはり前述したような、甘 やかされて育ち,生活にきびしさがないということになろう。大学入試に合格し た際、特に有名大学に合格した場合、親戚、知人を招いて祝賀会を開いたという ことをよく耳にする。赤飯をたいて本人を替めたたえて祝福するという。ところ が、いよいよ大学に入って多くの学生の中の一員として生活する場合、誰も特別 に世話をしてくれる者もなければ、おだててくれる者もいない。高校時代のよう に個人的に指導したり、相談にのってくれる先生もいない。そこで、何か大学生 活において不利で、意にそわないようなショッキングなことが生じた場合、生れ て始めての経験なので,悩みに悩んで,遂にノイローゼになってしまうのであろ う。このような学生は、軽症を含めて全体の学生の10%近くに及んでいると、 二、三の大学の保健管理センターから報告されている。その発生率も入学直後の 一年生にもっとも多いといわれている。大学の授業をさぼる学生も、昔のように 何か自分の好きな趣味や遊びに夢中になって休んでいるのではなく、何となくた だ漫然とさぼっている学生が多いようである。これらの学生は趣味や遊びを知ら ないようで、やがて退学につながることになる。

ところが、現代の学生気質にも良いところが認められている。きびしさに欠けている反面、人に差別をつけない平等的な考え方で、階級意識のない点である。 また、悲壮なほど勉学に努力するものが少ない反面、立身出世主義の考え方がほ



とんどない点である。

次に現代の学生の気質として挙げられることは、勉学に本当の意味での自主性に欠けているものが多いということである。自分自身でどうしても知りたい、学びたいという意志で勉学するのではなく、あえて言うと、良い成績をとりたい、良い職場に就職したいための勉強であって、本当に好きで、止むに止まれず勉強するという学生は大変少ないように思われる。したがって、要領よく、取得し易い学科目をえらんで、単位の耳をそろえて卒業して行く。卒業するとほとんどの学生は先生とは関係なくなり、さよならである。先生から見ると手がかからなくて結構なようでもあるが、何かさびしさを禁じ得ない。

この勉学の自主性の欠陥は、大学に入学する時から始まっている。大学によっては学部によって入学試験の期日を変えているところがある。したがって、同じ大学で2回も3回も受験できるようになっている。ところが、受験生の中には専門がちがっていても第二志望、第三志望の学部に入学する者がいる。自分の実力に合った大学の希望する専門の学部に入学して、そこで専心勉強して、その専門に関係する職業に就くというのではなく、専門は何でもよいから卒業した大学の名前で飯を食いたいという考えの者がかなりいることは事実である。

戦前では、大学や専門学校に進学する中学生(現在の高等学校生)は、全体の

約10%で、成績も比較的上位の者で占められていた。しかし、現代では、大学に進学する者は約35%、それに短大に進学する者を合せると約半数近くになってきている。この事実は学歴偏重の世相の結果ではあるが、高等教育の普及化、均等化から見るとすばらしいことだと思う。しかし、大学または学部によって多少のちがいはあるが、成績の中位の者が束になって入学していることになろう。したがって、大学側でもその教育は昔の旧制大学の教育方法では駄目で、先生は教壇から下りて、個人的な指導態勢をとらざるを得ない時代に来ていると思う。

前述したように、現代の学生は勉学に対する自主性を欠く者が多くなっているため、大学本来の目的である学問研究の本質を究める者は少なくなっている反面、社会的、常識的な見解は豊かであるといえよう。その原因として、平易な教養書は容易に手に入るし、その他ラジオ、テレビ、新聞、週刊誌等のマスコミによって、何時でも、何処でも社会的常識を学ぶチャンスに恵まれている。したがって、社会的な出来事に関しては次々と屈託なく意見を主張し、言いたいことは人に向って自由に発表することが出来る。このことは少なくも現代の学生気質の長所といえよう。しかし、自由奔放に思い切った発言ができるが、残念ながら自律の態度なきにしもあらずである。対外的な発言は自分自身で自律的にその内容について責任を持たなければならないことを知らない者が多くいるようである。

また、現代の学生の気質のもっとも大きな欠陥は、感謝の念が少ないということであろう。教師の立場から言いにくいことではあるが、日頃指導を受けている先生や、世話になっている先輩に対して、心から有難うという感謝の気持を実際に持っている学生がきわめて少ないということである。感謝の気持はあるが、照れくさくて、あえて言動で現わせない者もかなりいることもたしかである。この言動で現わせないということ自体も現代の学生の欠陥の一つといえよう。実は先生から与えられる懇切な指導と、これに対する感謝の念は、学生自身によって獲

得されるものである。特に懇切な指導は、学生側から先生に対して積極的に働き かけてはじめて獲得されるものであって、受身で待っていて得られるものではな い。

最後に、現代の学生は、日頃の生活の目標として、今後の人生の柱として心から尊敬する人物を持っている者はきわめて少ないといわれている。ある大学で尊敬する人のアンケート調査の結果が紹介されたことがある。約40%が無回答で、約20%が尊敬する人なしの回答であった。残りの人物名を書いた40%の中で、父母の名を書いた者が半数近くを占めていたという。男の学生は母親の名を、女の学生は父親の名を書いた者が多かったという。このことは本当に親を尊敬しているということでなく、どちらかというと、親に対して甘えん坊のため、気楽に書いたものと判断されよう。

最近、親はよく子供に人に迷惑をかけないような人になれという。果して、どんなことをすれば迷惑をかけたことになるのだろうか。法にふれるような迷惑なら罪であるから論外といえよう。現代の学生は、この人に迷惑をかけないという意味を"自分と関係ない"という意味に置き換えている。今日のように複雑な人間関係の社会の中で、実際に、直接的、間接的に人に迷惑をかけないで生活して行くことが果して出来るだろうか。人にも適当に迷惑をかけ、自分でも人の迷惑を進んで受け、親切に処理して行くような人になりたいものである。

以上,いろいろと気が付くままに随想として述べてきたが,堅実でよく勉学にはげむ学生も最近増加しつつあることもたしかである。現代の学生の気質は,現代の大人の構成している家庭環境,社会環境,教育環境に大きく左右されていることは言を俟たない。先ず,現代の学生の気質の変化を批判する前に,自分を含めて大人の気質がこの戦後の40余年間に果して変っていないかどうか,反省すべきである。

事業報告

諸会議議事要録

日 時 昭和60年10月28日(月) 13:00~17:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 森会長

沢田副会長

牧野,石田,種瀬,田中(郁),茂野,本陣,吉利, 飯島,新野,高木, 沖原, 関田,田中(健),

松山,遠藤各理事

丸井(第2),原田(第3),黒木(第4),鈴木(第5)各常置委員会委員長

大藤(大学院問題),須甲 (教養課程), 井沢 (教員養成制度) 各特別委員会委員長

福田監事

(大学入試センター)堯天所長,白石管理部長

理 事 会

森会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日は、来る11月総会の日程、入試改革の問題、その他当面の諸問題等についてご審議願うためお集まりいただいた。

なお,このたび学長の退任に伴う理事の交代 があったので,新理事のご紹介をする。

(前任) (新任)

東京工業大学 松田 武彦 田中 郁三 新 潟 大 学 猪 初男 茂野 録良 金 沢 大 学 金子 曽政 本陣 良平 大 阪 大 学 山村 雄一 熊谷 信昭

また、猪新潟大学長の学長退任に伴い、第2 常置委員会委員長には丸井文男愛知教育大学長 が就任され、理事会の構成員となられたのでご 紹介する。また、金子金沢大学長の学長退任に 伴い、大学院問題特別委員会委員長には大藤岡 山大学長が就任されたので、併せてご紹介す る。

なお, 共通入試関係事項についての説明のため, 堯天大学入試センター所長が後刻出席されるので, ご了承いただきたい。

追って、本日は本年最後の理事会でもあるので、各特別委員会の委員長にもご出席願うこととした。

ついで、片山事務局次長より配付資料の説明 があったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長より、会務報告については、 お手 許 に 「理事会会務報告」が配付されているのでここ では簡単にご報告したいと述べられ、以下の事 項の要点について報告があった。(「理事会会務 報告」の内容は下記のとおり)

1. 要望樹の提出について

(1) 6月総会で議決された諸要望書の処理について

去る6月総会において決議された「国立大学 教官等の待遇改善に関する要望書」「人事院制 告の取扱いに関する要望書」「国際大学都市(仮 称)の創設に関する要望書」および「大学院博 士課程の新設拡充に関する要望書」の4つの要 望書については、去る6月27日、沢田副会長お よび吉田東京医科歯科大学長(在京大学を代表 して)が文部省、総務庁、人事院等を訪れ、各 省庁首脳と面談の5え同要望書を提出した。

なお、このうち人事院勧告の問題 については、その後の情勢に鑑み再度これの完全実施を要望することとし、去る10月14日、黒木第 4常置委員会委員長と天野委員の両学長が文部省、大蔵省、総務庁、人事院等を訪れそれぞれ陳情を行った。

(2) 学術情報センターの創設に関する要望書 について

昭和55年1月,学術審議会より学術情報システム整備について答申が出されたが,このシステムの中枢機関となるべき学術情報センターの設置が国の財政事情により遅延している状況に鑑み,わが国の学術振興を図る上からこれの速やかな創設を促進することとし,図書館特別委員会において要望書(案)を作案のうえ理事会の了承を得て,去る10月21日,松田副会長,松山図書館特別委員会委員長が同道して文部大臣,大蔵大臣,総務庁長官宛これを提出した。(資料15)

2. 臨時教育審議会関係事項について

(1) 臨教審問題懇談会の開催について

臨時教育審議会の審議に対応するための協議 機関として設置した「臨教審問題懇談会」の第 2回会議を去る7月10日に開催した。当日は去る6月26日に公表された臨時教育審議会の第1次答申で提案された諸問題、特に大学入試改革案(共通テスト)の対応について協議懇談した。

また、この第1次答申で提案された「共通テスト」の具体的な実施方法を検討するため、文部省は省内に「大学入試改革協議会」を設置することとなったが、この協議会への国大協の参加を要請してきたので、この件についても協議した。その結果、この申し入れを受諾することとし、私と松田副会長が参加することになったので、ご了承いただきたい。

(2) 臨時教育審議会における意見陳述について

臨時教育審議会の第4部会より要請のあった「高等教育の国際化」の問題についての当協会の意見発表については、前回の理事会で鈴木第5常置委員会委員長に本協会を代表して出席方をお願いしたが、去る7月15日に意見発表が行われた。その際に鈴木委員長が陳述した意見の要旨は別紙(資料12)のとおりである。

(3) 北海道地区公聴会の出席者について

臨時教育審議会主催の北海道地区公聴会の開催に当たり、臨教審会長より当協会に対し、国立大学関係の意見発表者および参加者各1名(原則として北海道に在住している者。本協会に所属の有無は問わない。)の推薦方の依頼があったので、北海道大学当局と協議のうえ、意見発表者として北海道大学法学部数重夫教授、参加者として同大学文学部東出功教授を推薦したので、ご了承いただきたい。

なお、同公聴会は8月21日開催され、教育問題全般に亘っての提案や意見交換が行われた。

(4) 大学入試改革協議会のワーキンググループ委員の推薦について

大学入試改革協議会では、「共通テスト」の 具体的な実施方法を検討するに当たり、同協議 会の下にワーキンググループを設置することに なり、これについて過般文部当局より、これに 参加する委員1名を当協会より推薦されたい旨 依頼があったので、その人選について松田副会 長と相諮り、東京工業大学小林啓美教授(入試 改善特別委員会委員)を推薦することとした。

(5) 臨教審の懇談会の出席者について

先般臨教審事務局より,教育改革問題に関して臨教審委員と各大学団体関係者との意見交換を行う懇談会を開催したいので,国大協からも2~3名の参加者を推薦されたい旨の依頼があった。この懇談会は12月2日に予定されており,各大学団体毎に個別に行われ,その討議テーマは「高等教育の改革について」とのことである。

以上のような次第であるので、この懇談会の 参加者の推薦について本日ご決定いただきたい と思う。

(この件について協議の結果,田中理事(九州大学長)を推薦することとし,他の1~2名の人選については田中理事に一任することとした。)

3. 大学入試センターの評議員について

大学入試センター所長より、同センター評議 員の任期満了 (60.8.31) に伴う次期評議員候補 者の推薦方の依頼があったので、従来の選考方 式に基づき推薦した結果、「資料7」のとおり 決定されたのでご了承いただきたい。

4. 学長の国際交流について

(1) インドネシア国大学学長の招致について 本年度の外国学長招致事業として予て計画を

進めていたインドネシア国大学学長の招致については、その後先方との折衝を重ね、第5常置委員会で検討のうえ、「資料11」のとおりの訪日日程を決定したので、ご了承いただきたい。

(2) ドイツ連邦共和国との学長交流について

ドイツ 学術交流会(DAAD)からの申し入れを受けて日独両国の学長交流が実現の運びとなり、本年は我が方から 4 人の大学長(北海道大学、千葉大学、横浜国立大学、大阪大学の 4 大学学長――従来の交流の実績を勘案 して 選定)が西ドイツを訪問することになり、目下訪独中である(60.10.20~29の10日間)。

なお、明年度には「外国学長招致事業」の計画として、西ドイツより数名の学長を招致する 予定である。

そのほか、去る10月5日にアメリカ州立大学協会の学長団が来日されたが、これの詳細は第5常置委員長より報告願うこととする。

5. 日教組との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、去る7月23日、黒木第4常置委員会委員長が小山大学部副委員長ほか8名と会見し、人事院勧告の問題および国立大学教職員の待遇改善の問題について意見交換を行った。

6. 国大協宛要望掛について

前回理事会に報告した以後に当協会宛提出された要望書は「資料5」のとおりであり、関係 委員会に回付したのでご報告する。

Ⅱ 協 議

1. 副会長の互選について

去る10月23日付をもって退任された松田副会

長の後任の選出について会長から次のことが諮られた。

副会長の選出については、従来1名は旧帝大から、1名はその他の大学から選出するという 慣例があるが、今回もこの慣例に従うことにしてよろしいか。また、この慣例に従う場合どのような選出方法(投票か協議か)がよいか、お 諮りする。

これについて協議の結果,従来の慣例に倣う こととし、旧帝大以外の理事校の中から投票に より互選が行われ,その結果,種瀬理事(一橋 大学長)が得票多数をもって副会長に選任され た。

2. 第77回総会の日程について

これについて、会長から次のように諮**られ、** 了承された。

来る11月13,14両日開催の第77回総会を「資料8」の日程によって運営してよろしいかお諮りする。

なお、総会第1日に行われる「各委員会委員 長報告」については、委員会の審議状況の概要 を当日会議資料として配付するため各委員長に お取りまとめいただくようお願いしているが、 ご面倒ながらよろしくお願いしたい。

また、総会の際に各地区国立大学学長会議の 討議事項等についてご報告願いたいので、各地 区当番大学学長におかれては然るべくご準備く ださるようお願いする。

なお、総会第2日目の午後に行われる「学長 懇談会」の運営については、前例により司会を 会長、副会長が当たることとし、当面する大学 の諸問題について文部省関係官を交え自由討議 を行うこととしたいのでご了承願いたい。

3. 第78回総会の日時・場所等について

会長から,第78回総会の日時・場所等について,会場借用の都合もあるので「資料9」のとおり予定してよろしいかお諮りすると述べられ,異議なく了承された。

昭和61年6月17日(火)総会 第1日

国立教育会館

18日(水) // 第2日

国立教育会館

20日(金) "事務連絡会議

国立教育会館

4. 特別委員会委員の交代について

会長から、学長退任に伴う特別委員会委員の 補充について当該委員会から「資料6」のとお り申請があったので、このとおり選任してよろ しいかと諮られ、異議なく承認された。

5. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からの報告に先立ち、会長から次の ように述べられた。

これより「各委員会委員長報告と協議」に移 るが、入試関係事項については、その改革案を 今次の総会に提案する関係もあり十分にご審議 願いたいので、第2常置委員会と入試改善特別 委員会の報告は最後に回すことにいたしたい。

以上のように述べられたのち,各委員長から それぞれ次のとおり報告があり、協議が行われ た。

(1) 第1常置委員会(石田委員長)

本委員会では、過去2年半に亘り「大学のあり方」について検討を進め、去る6月の総会に これの中間報告を提出したが、その後も引き続 き審議を重ね現在「国立大学のあり方」について検討事項を7項目に分け、それぞれ分担を決めて検討を進めている。

開くところによると、臨時教育審議会でも愈々本格的に高等教育改革の問題を種々の角度から検討することが予定されているようであり、このような状況を考慮すると、国立大学協会としても「国立大学のあり方」についてできるかぎり多くの方々の意見を聞き、国立大学のあり方を提示する必要があると考える。そのような意味から前回の6月総会の際に「国立大学のあり方」に関するアンケートを各国立大学長宛に行うことについてご協力を求めた次第であるが、これの実施に関し本日午前中、第1常置委員会を開催して、アンケート案の内容について審議し、その成案を取りまとめた。

なお、このアンケートの内容は3項目からなっており、これに対する回答は400字詰原稿用紙8枚以内とし、その締切り期日は11月末日までとした。以上の要領でアンケートを実施したいので、ご承認方お願いしたい。

これについて会長より, アンケートを実施することを承認してよろしいか諮られ, 異議なく 承認された。

(2) 第3常置委員会((原田委員長)

本委員会は 6 月総会以後, 9 月20日と10月23 日の 2 回開催した。

9月20日(金)に行った会議では、保健管理センターの活性化の観点から現状における問題点についてフリートーキング形式で議論することが予定されていたが、緊急の課題として就職協定の問題が先行して論議されることとなった。

① 就職協定の問題について

まず初めに文部省猪又学生課課長補佐から, 去る9月12日, 臨教審の第1次答申での「学歴 社会の弊害是正」を受けて開かれた文部・労働 両大臣と財界四団体との会議の内容について説 明があり, これに関連して就職協定の問題につ いて, 有名無実化している現在の就職協定を大 学側としてどう考えるか, 検討し直して欲しい との要望が述べられた。

これについて種々意見の交換があり、しばらく協定を停止して様子を見るのも一案かもしれないとの意見も出たが、大勢としては、やはり一定の秩序を保つため協定は必要であるとの意見となった。但し現行の10月—11月協定は実情にそぐわなくなっているし、また卒業年次における大学教育の適正な実施にもそぐわないふしがあるので、夏期休暇期くらいに繰り上げてはどうかという意見に落着いた。この意見を参考にして、今後小林専門委員に私大側をも含めた大学側全体の具体案の作成に対処して貰うこととした。

② 保健管理センターの整備充実について

保健管理センターの活性化を図るうえでの一つの重要な問題点は、小路専門委員が行ったアンケート調査の集計 (昭和60.6.10) にもはっきり現われているように、研究面での不満足度が非常に高いことである。そこで、まずこの保健管理センターの研究機能の性格及び範囲をどのように位置づけたらよいかを中心に論議が進められた。種々意見の交換があったが、大勢としてはその性格および範囲は保健管理に関する研究が本質的なものであり、それが担当教官(医師)の個人的専門分野とかかわり合う限りにおいて、その専門的分野の研究にもおよぶものと考えるべきであろうということに落着いた。

次に10月23日に開催した会議の状況であるが、この会議は就職協定の問題について臨時に 開催したものである。

前回の会議(9月20日)で取りまとめられたこの問題についての本委員会の大筋の意見を踏まえて、小林専門委員が文部省および私大側との懇談会に臨んだ結果、現行の10月—11月協定に代わるものとして8月—11月案が浮かび上ってきた。また、協定を大学が守り、かつ企業側に守らせるための何らかの手段の必要性が提起された。

以上のようなわけで臨時に委員会を開いたわけであるが、この日の会議では次のような事項 について論議が進められた。

① 8月接触開始、11月選考開始案について 種々意見交換の結果、8月については、私大 側の7月前期試験の事情を考慮したうえででき るだけ繰り上げ、例えば7月20日としたいこ と。11月については、接触から選考までの期間 がやや長すぎるので、公務員関係の試験を考慮 したうえでできるだけ繰り上げ、例えば10月15 日としたいこと。とくに、前者はできる限り繰 り上げたいこと。これらの希望が容れられない ときは、8月(但し、8月1日は厳守のこと) 一11月でもやむをえないこと。以上のような結 論に落着いた。

② 協定を守り、守らせる手段について

種々意見交換の結果、大学側自身が協定を守るてだてとしては、学長が改めて評議会を通じて遵守の徹底を図り、これをうけて各学部長が教授会を通じて全教官に対して遵守の徹底を図ること。協定が守られているかどうかの実情について学生部が各学部事務部を通じて総体把握を行うこと。企業側に協定を守らせることは、弱者の立場にある大学としては大学個々の立場

では極めて困難である。よって、違反の状況を 見て、国大協の名においてその代表が、又は私 立大学側の代表とも連名で、中央雇用対策協議 会を構成する各企業団体に対し、協定の遵守に ついて注意を喚起し、またこれをマスコミに発 表すること。以上のような結論に落着いた。

そして、小林専門委員に、本委員会のこれら の意見を踏まえて、更に就職問題懇談会に臨ん でもらうこととした。

(3) 第4常置委員会(黑木委員長)

去る10月22日に委員会を開催し、次の2件について審議した。

① 研究技術専門官問題について

本件は、国大協が昭和53年11月、構想試案を まとめ各関係機関に提出・要望して以来の懸案 事項であるが、今年8月、人事院が新設するこ とを勧告した「専門的な知識・技術等を必要と する特定分野の職員の処遇の適正化を図るため の、これらの職員を対象とする専門行政職俸給 表」のなかには組み込まれない結果となってい る。

この状況に対処して文部省は、「技術職員待 遇改善検討会」を設置して鋭意検討を重ねつつ あり、本委員会もこれと連携をとりつつ実現を 図る方針であるが、現時点では、文部省として の原案がまとめられるにいたっていない段階で あるので、実務者レベルでの試案につき中間報 告を聴くとともに質疑・意見交換を行った。

② 定年前早期退職者に対する退職手当に係る 特例措置を大学教官に適用する件について

昭和60年4月,一般公務員に定年制が施行されたことを契機に上記の特例措置が講ぜられた。

総務庁人事局の説明によれば、この「特例措

置を設けた考え方」は下記のとおりである。

- 1) 定年まで勤務して退職する者と定年より 早期に退職する者とのパランス
- 2) 円滑な退職管理の確保
- 3) 合理的かつ能率的な公務の遂行
- 4) 給与,退職手当を含めた総人件費の累増 の抑制
- 5) キメ細かな人事管理の運営等諸般の事情 この「考え方」からすれば、大学教官につい ても例外ではなく、教官人事の活性化を図るた めに積極的に配慮する必要があるのではないか と思考される。

大学教官については,

- 1) 教特法第6条「……教員……は大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。——身分保障が一般公務員より強固。
- 2) 教特法第8条「教員の停年については, 大学管理機関が定める」――従来の大学の 慣例に基づき定められた停年により後進へ の道を開く。
- 3) いわゆる勧奨退職は、特別の例外を除き行われていない。

従って、本措置を適用し、勧奨退職の形をとることにより早期退職者を従来に比較して優遇する道を開くとしても、それはあくまで本人の自発的な退職意思を形成するための事実上の慫慂行為であるので、教官の身分保障に関する教特法の精神を遵守しつつ慎重に措置されねばならないことは勿論である。

この措置が実施された場合の問題点、メリット、デメリットなどについて論議したが、この件は、いくつかの大学でかねてより 要望 が あり、一般公務員の定年制施行とともに展望が開ける状況となっているため、本委員会としても

具体的に検討するとともに理事会,総会を経て 各大学の意見を承るとともに、赞同が得られれ ば早い時期に関係方面へ要望したいということ となった。

(4) 第5常置委員会(鈴木委員長)

① アメリカ州立大学協会学長団の訪日について

国大協として招致した訪日アメリカ州立大学 協会学長代表団一行9名は、予定通り10月4日 来日、13日まで滞在して予定された日程行事を すべて完了し帰国された。

来日代表団のメンバー,所属大学及びその訪問先は次のとおりである。

ジョージア大学 エドウイン・G・スピアー Ir.

サザン工科大学 スティーブン・R・チェッシャー, 同夫人

ロングウッド大 ジャネット・D・グリーン 学 ウッド

フィッバーグ州 ビンセント・**J・**マラ 立大学

ケネソー大学 ベテイ・L・シーゲル ペンシルバニア, ジョン・ピアス・ワトキン カリフォルニア ス, 同夫人 大学

ロックヘブン大 クレイグ・ディーン・ウィ 学 リス

他にアメリカ州立大学協会国際交流担当 アンダーソン夫人

(訪問先)

文部省, 東京医科歯科大学, 東京大学, 東京 外国語大学, 京都大学, 大阪大学, 大阪外国 語大学, 京都工芸繊維大学, 奈良教育大学。

② インドネシア国大学長招致事業について

本協会と文部省の共同で毎年実施されている 外国大学長招致事業の本年度計画は、インドネ シア国より次の3名の学長を招致することに決 定した。

 タ ド ラ コ 大 学 A・マッツラダ学長

 パジャジャラン大学 ユユン・ウィラサスミ

 タ学長

チェンデラワシ大学 ルドルフ・C・タルミ ンケン学長

その訪日日程は、11月21日来日、9日間滞在 し、その間文部省、慶応義塾大学、日本学術振 興会、東京大学、京都大学を歴訪することにな っている。なお、本協会主催の懇談会及びレセ プションは11月28日に予定されている。

③ DAAD(ドイツ 学術交流会) による招致 について

来年の昭和61年度の招致国に決定しているドイツ連邦共和国の DAAD から、本年度日本の学長を招致したいとの要請があったので、本委員会で検討の結果、前回の総会においてご承認を得た選考方式によって派遣大学を決定したが、当初予定していた九州大学、広島大学、東京外国語大学は都合により取りやめたため、北海道大学、千葉大学、横浜国立大学、大阪大学の4学長が派遣された。

学長団一行は10月20日から29日まで滞在し、 その間、日独学術交流のためドイツ 大 学 長 会 議、ゲーテ・インスティトゥート、ボン大学、 ミュンヘン大学等を歴訪する予定である。

④ 高等教育の国際化について

過般臨教審の第4部会より要請のあった「高等教育の国際化」の問題についての意見陳述については、本協会を代表して私が出席して意見を述べた。その要旨は「資料12」のとおりである。

なお、その際本協会が先に関係方面に提出した「国際大学都市(仮称)の創設に関する要望 書」のことにも触れて申し添えておいた。

(5) 第6常置委員会(有江委員長)

有江委員長欠席のため,石塚事務局長より委 員長より託された報告要旨の朗読があった。

報告要旨の内容は次のとおりである。

① 授業料問題について

国立大学の授業料の問題について、委員会に おいて種々検討の結果、「国大協見解」のよう な形でまとめることとし、これを来る11月総会 に提出する予定である。

また、授業料値上げの動きに対して要望書を 出す必要があると認められるので、要望書(案) をまとめ総会に提出する用意をすることとし た。

なお、この要望書の各関係省庁への提出時期 については、文部省とも相談のうえ適切な時期 に提出したいと考えている。

② 特別会計制度に関する検討について

国立学校特別会計については、11項目に亘る 内容の推移を調査し、資料「国立大学の特別会 計について――その経緯と現状――」として印 刷物にまとめることにした。

なお,これの扱いについては,11月の総会及 び昭和61年1月予定の特別会計制度協議会に配 付したうえ,その後の利用方法について検討す ることとする。

(6) 図魯館特別委員会(松山委員長)

前回の報告では、来る11月総会に学術情報センターの早期実現のための要望書(案)を提出すべく作業を進める旨をお話し申し上げたが、その後の情勢の変化により総会開催前の適当な

時期に要望活動を行う必要ありと判断されたため,急遽8月8日に委員会を開催して要望曹(案)を審議し、最終案の作成及びその後の要望活動については委員長一任ということになった。

その後、委員長の許で成案を取りまとめ、これを持回り理事会に諮って了承を得たのち、去る10月21日に松田副会長と同道して総務庁長官、大蔵大臣、文部大臣等にこれを提出した。

ついで、本日午前中に委員会を開催し、文部 省より学術情報センターシステムを含めた大学 図書館関係の概算要求について説明をうけ、ま た東京大学文献情報センターより学術情報セン ターの現状と今後の業務計画について説明をき き質疑と意見交換を行った。

なお、今後の課題として、学術情報システム の実働化に伴う大学図書館業務に係る理念の再 構成、図書館職員の意識の変革、大学他部局の 理解と協力を得るための対策等の必要性が指摘 された。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(吉利委員長)

去る10月9日に本委員会を開催し、主として 「医学部学生入学定員の削減」の問題について 協議した。

先に、愛媛大学医学部では、入学定員を120 名より100名に減らす案について協議中であったが、愛媛大学と文部省の話合いで、これを承認することに内定し、事務折衝が行われている。

その際に、教官定員の削減は行わないという ことも含まれていたが、医学部については教官 定員の削減は行われなかったということであ る。

その後、長崎大学及び徳島大学の医学部、東

北大学の歯学部からも学生定員削減の申出があり、これが内定したとのことであるが、これにともなう教官定員の問題がどうなるかについて、出席の文部省関係官より説明があった。その説明によると、全学として、教官定員削減の可能性はあるということであった。

そこで、本委員会としては重ねて、学生定員の削減を行っても教官定員の削減はしないということを要望しようということを発譲し、来る11月総会の委員長報告の際にこのことを述べることに決定した。

(8) 教 課程に関する特別委員会

(須甲委員長)

前回の総会以後小委員会を2回(10月7日, 10月26日), 本委員会を1回(10月24日)開催 し、次の3点について協議した。

① 卒業生に対してのアンケートの調査結果の 報告書について

昨年1月,関係大学(本委員会委員が所属する13大学)に依頼して実施した当該大学卒業者を対象とする「教養課程に関するアンケート調査」については,昨年6月の総会にその結果の概要を報告したが,その後これの最終報告の取りまとめを進め,その内容が決定し近く報告書として提出する運びとなった。なお,この報告書の最後に,この調査結果を参考にしてまとめた「教養課程の今後のあり方に関する問題点」を付記することにした。

② 教養課程に関する今後の課題について

教養課程のあり方について今後どのような課題について集中的に取り組むべきかについて審議し、そのため、教養課程に関する過去30余年間の課題のすべてを総括的に整理して、その中から何をとり上げるべきかを検討した。その結

果, 最終的には教養課程の教育体系を基盤とした教育組織を制度的に検討したらどうかという意見が大勢を占めたので, 本委員会としては, 今後第1常置委員会の意向も踏まえながら更に審議を重ねることとした。

③ 委員長の交代について

来年の2月末に学長任期満了に伴い退官する 現委員長の後任について協議し、その結果、静 岡大学の加藤一夫学長が選出された。

(9) 教員養成制度特別委員会(井沢委員長)

6月総会以降小委員会を2回(7月12日,9 月26日),本委員会を1回(7月12日)開催し,教 員養成に関する次の諸問題について審議した。

① 教員の養成について

- 1) 大学における教育において、実践的指導 能力の養成がどの程度まで可能であるか、 またそれに関連したカリキュラムについ て。
- 2) 教員の需給の状況から,教員養成学部の あり方,一般大学・学部のかかわり方,志 望者の精選など。
- ② 教員の採用について

採用試験の方法,内容,選考基準,試験期 日など,また大学としてこれに参加すること の意義とその方法。

③ 教員の研修について

- 1) 現在臨教審第3部会において審議中の新 任教員の研修制度は、前の総会で報告した 本委員会の見解とほぼ一致する方向のよう であるが、もしこの制度が導入された場合 の大学における教育実習との関連につい て。
- 2) 現職教員の研修(再教育)における大学 および大学院の役割,研修内容,機会な

٤.

④ 教員の評価について

教員の適格性の問題、およびいわゆる不適 格者の排除の問題など。

(10) 大学院問題特別委員会(大藤委員長)

6月総会以後小委員会を3回,本委員会を2 回開催し,次のことを審議した。

小委員会では、過去2年間の「旧設大学院の問題点とその改善」に関する検討の総括を行い、本日配付の「旧設大学院の改善について」という報告書をまとめた。

本委員会では、過去3年間の新設・旧設を含めての国立大学大学院問題の検討結果を中間報告「国立大学大学院の現状と今後のあり方」として取りまとめ、これを来る11月総会に提出する予定である。

以上で入試問題関係の委員会を除く各委員会 の報告と協議を終わり、次の「入試改善につい て」の議題に移った。

6. 入試改善について

入試問題関係委員会(第2常置委員会,入試 改善特別委員会)の報告に入るに先立ち,会長 から入試改善特別委員会委員長の選出について 次のように諮られた。

入試改善特別委員会の委員長を務められた松田副会長がこの度任期満了により東京工業大学長を退任されたので、後任委員長の選任を行わなければならないが、入試改善特別委員会の委員長は、これまで副会長をもってこれに充てるという前例になっている。その前例に従えば沢田、種瀬両副会長のうちのいずれかの方にお願いすることになるが、それでよろしいか。

以上の会長の提案を了承し、協議の結果、沢 田副会長が委員長に選任された。

なお、新たに副委員長を置くことにし、田中 理事(九州大学長)を副委員長に指名した。

ついで入試問題関係委員会の報告と協議に入った。

(1) 第2常置委員会(丸井委員長)

本委員会は, 6月総会以後数回会 議 を 開 催 し、次の事項について審議した。

① 昭和62年度共通第1次学力試験の実施期日 について

従来から共通第1次学力試験の実施期日については、年度ごとに本委員会において原案を作成し、全国高等学校長会及び公立大学協会と協議し国立大学協会で決定することになっているので、10月4日の本委員会において、昭和62年度の共通第1次学力試験の実施期日は1月24日(土)、25日(日)とすることとし、その後、両者の入試委員等と協議したところ合意を得たので、この実施期日の件について本日ご承認を得たい。

② 専修学校高等課程修業年限3年以上の卒業者に大学入学資格を付与する措置に伴う昭和61年度共通第1次学力試験受験教科の特別措置について

このたび専修学校高等課程修業年限3年以上の卒業者のうち,所定の単位時間の限修者は「文部大臣の指定した者」として昭和61年度共通第1次学力試験の受験が認められ,旧教育課程限修者として扱われることになった。また,これらの者は新課程でも受験可能であるため,その場合には受験教科のうち数学については,「数学 I 」のほかは,職業科出身者に対して「工業数理」,「簿記・会計」(IおよびII前半)

による受験許可措置がとられていることに準ず る扱いにいたしたいと思うので, ご承認を得た い。

③ 埼玉地区の共通第1次学力試験受験場について

昭和60年5月20日付,本委員会宛埼玉大学長より,受験者増加のため川越市周辺地区の受験者に対する地区割り変更要望が出された。このことについて,10月1日付,東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議より,昭和62年度以降受験者数増加に伴う試験場確保については,東京地区としても各大学の収容可能数に限度があることから,昭和56年2月18日国大協理事会了承の「試験場問題に関するガイドライン」の第1項"大学・学部所在地以外の市(町・村)に今後試験場の設定はしない"との条項を緩和し,浦和市以外に大宮市・川口市等でも埼玉県内の受験者のために,試験場を設定出来るよう配慮してほしい旨の要望があった。

このことについては、10月18日の関東甲信越 地区学長会議でも了承されているので、このよ うに取り計らうことについてご了承を得たい。

④ 共通第1次学力試験の試験監督要員について

10月1日付,東京地区国公立大学入学主幹・ 入試担当課長会議より,試験監督要員に補助者 として当該大学の大学院生の協力を得られない かとの要望があったが,この件については今後 審議することとした。

以上の報告があったのち、会長より次の3点 について諮られ、いずれもこれを承認した。

1) 昭和62年度共通第1次学力試験の実施期 日を1月24日(土), 25日(日)両日とす ることについて。

- 2) 専修学校卒業者に対する昭和61年度共通 第1次学力試験受験教科の特別措置につい て。
- 3) 埼玉地区の共通第1次学力試験受験会場 について昭和62年度以降浦和市以外に新た に受験会場を設置することを認めることに ついて。

ただし、3)の問題については今後同様の場合 その都度理事会に諮って決めることとした。

(2) 入試改善特別委員会(代理:丸井第2常置 委員会委員長)

前委員長である松田東京工業大学長が10月23 日付任期満了退任のため、代って丸井入試改善 特別委員会小委員長より報告があった。

去る6月の総会において「受験機会の複数化については引続き検討をすすめる」旨決定された。その後本委員会は小委員会を中心として、第2常置委員会小委員および大学入試センター実施方法専門委員の一部との合同検討委員会を開催し、いくつかの実施案について具体的実施スケジュールの問題点等を中心に、かつ複数化の大学間の決定方法、実施年度、各大学へのアンケートの方法などを含め4回に亘って検討した。

そこで出された実施案としては、

- ① 去る1月の学長宛アンケートにあった事 前選択制案(受験生に予め第1,第2志望 大学・学部を記入し出願させる)
- ② 国立大学の第2次試験実施期日を3月以前に繰り上げ、例えば2月中旬から3月中旬までに2~3グループに分けて実施する 案
- ③ 3月,4月を第2次試験の実施期間とする案(5月入学)

などが出されたが、それぞれの問題点および 案によっては私立大学等関係機関との協議に日 時が必要であることなどのため、将来の検討案 とすることとし、当面は試行的実施案として、 今回の連続案(3月2日、6日に分ける)と分 離案(3月上旬と3月中旬以降に分ける)の2 つに絞って具体化の方向で検討した。

各大学へのアンケートについては、9月10日の本委員会、同13日の小委員会において検討の結果、昭和62年度から複数化を行うことを基本として、配付のような学長宛アンケートをご依頼したわけである(9月17日発送、10月12日回答締切)。

その回答結果は、資料 (10-1) のとおりで ある。

以上の報告があったのち、受験機会の複数化 の問題の扱いについて種々意見の交換が行われ、その結果、今総会に次のことを提起することとした。

- ① 各大学の自主性は最大限に尊重する。
- ② 昭和62年度を目標として複数化を図る。 なおその際、参考として今回行った各学長宛 アンケートの結果を提示することとした。

以上で本議題についての審議を終り, 関連して飯島理事より, 最近の臨教審の審議状況に関して次の事項について報告があった。

- ① 教育の国際化の問題について
- ② 学部教育,一般教育,大学院等の問題に ついて
- 6. 活動休止中の特別委員会の廃止について

このことについて会長より次のように諮られた。

本協会の9つの特別委員会のうち「科学技術

行政特別委員会」,「研究所特別委員会」,「教職員の厚生等に関する特別委員会」の三つの特別委員会は,その活動を停止してから10余年を経過し,またそのままの形で再び活動を始める可能性も乏しいので,この際これを廃止することにしてはいかがかと考えるが,ご意見を伺いたい。

これについて協議の結果、科学技術行政の問題は、現在もいろいろと問題があるので、この時期に「科学技術行政特別委員会」を廃止するのは適当でないとの意見となり、同特別委員会はそのまま存置することとし、他の2つの特別委員会については廃止を決定した。

以上で本日の協議を終了した。

理 事 会

日 時 昭和60年11月13日(水) 12:30~13:30 場 所 学士会館(神田)203号室

出席者 森会長

沢田,種瀬各副会長

有江, 牧野, 石田, 井出, 田中(郁), 茂野, 本陣, 吉利, 飯島, 熊谷, 新野, 高木, 沖原, 関田, 田中(健), 松山, 遠藤各理事

九井(第2), 原田(第3), 黒木(第4), 鈴木(第 5) 各常麗委員会委員長

福田, 天野各監事

(入試センター)堯天所長, 白石管理部長

森会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。 本日、理事会を開催してお諮りしたい事項は 次の3点であるので、よろしくご審議をお願い する。

- (1) 国立15大学学長懇話会からの要望書について
- (2) 入試改善特別委員会委員長の選任について
- (3) 国立大学の受験機会の複数化について 以上のような挨拶ののち,議事に入った。 [議 事]
- 1. 国立15大学学長懇話会からの要望書につい て

これについて会長から次のように説明があった。

この要望書の要望事項は「①国立大学の第2

次入学者選抜方法について」「②大学における 語学教育について」の2点であるが、これについて、昭和60年度「国立15大学学長懇話会」の 当番校である東京外国語大学の鈴木学長より、 この要望書を今総会に配付してほしい旨の申出 があったので、そのように処置してよろしいか お諮りする。

これについて格別異議もなく,この件を了承した。

2. 入試改善特別委員会委員長の選任について

この件について会長より次のように説明があった。

松田東京工業大学長の退任に伴う入試改善特別委員会の後任委員長の選出については、去る10月28日の理事会において沢田副会長が委員長に就任されることとなったが、沢田委員長にはこの12月15日をもってご退官になる。それで、

その後任の選出を早急に行わなければならないわけであるが、本特別委員会委員長の選任については、この特別委員会の発足にあたり定められた「設置要綱」によれば「入試改善調査委員会(48年設置)の前例に倣い、委員長は副会長をもって充てるのが適当と考える」ということになっている。しかし、副会長でなくてはならないという定めは特に記されてはいない。それで、諸般の事情を考え、もしご本人のご了解が得られるなら、現在副委員長の任にある田中理事(九州大学長)に後任委員長をお引受けいただいてはどうかと考えるが、いかがであろうか。

以上の会長の提案について協議の結果, 田中 副委員長の了解も得られたので, 提案どおり決 定した。

3. 国立大学の受験機会の複数化について

これについて沢田入試改善特別委員会委員長より次のように説明があった。

受験機会の複数化の問題については、前回 (10.28) の理事会において、過般各大学長宛に行ったアンケートの結果ならびに特別委員会における審議結果についてご報告し、これを基に

ご審議を願った。その際の理事会での結論は, おおよそ次のようであった。

- ① 受験機会の複数化は、昭和62年度から実施する方向で進める。
- ② 実施するに当って、一番重要なことは各 大学の自主性を尊重するということである。
- ③ 62年度から実施するという場合に、その 具体的実施方法の詰めをしなければならな いが、その検討については明年の4月末ま でに結論を得るように努力する。

以上の方針に基づきその後,10月31日,11月6日,11月12日の3回委員会を開いて審議した結果,配付資料「国立大学の受験機会の複数化について(案)」および「国立大学の受験機会の複数化についてのメモ」の二つの案を入試改善特別委員会案として取りまとめた。

以上前置きののち、配付資料を基にその内容についての詳細な説明があった。

ついで、これに関連して田中副委員長および 丸井第2常置委員長より補足説明があり、これ を基に審議した結果、この案を今総会に提案す ることを承認した。

以上をもって、本日の会議を終了した。

第77回総会(第1日)

日 時 昭和60年11月13日(水) 10:00~17:00

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

森会長から,第77回総会開会の挨拶があったのち,今総会の主要議題は,「各委員会の審議 状況と協議」であるが,とりわけ「入試改善の問題」については論議を尽くしたいので,協力 をお願いしたい旨が述べられた。

(1) 今回総会の日程について

会長から,次のとおり説明があり,了承された。

今回総会の日程については、去る10月28日の 理事会で協議した結果、別紙(資料3)により 運営することになったので、ご了承のうえご協力をお願いしたい。なお、日程中、議事(4)の各 地区国立大学長会議の状況報告は、議事(1)の次 に繰り上げることにいたしたい。

また、秋の総会の際には、文部省関係者を交えての「学長懇談会」を開催する慣例になっており、明日の午後1時30分から4時までを予定している。懇談会に対して何かご意見があれば、お申し出を願いたい。

(2) 会議資料について

事務局から,今回総会の配付資料について説明があった。

(3) 副会長の交代について

会長から、松田副会長が10月23日付で退官されたことに伴い、10月28日の理事会において、その後任に種瀬一橋大学長が選出され、同日付で就任された旨の報告があった。

(4) 代理出席について

会長から,今回総会に学長差支えのため伊藤 光威宮城教育大学図書館長と前川正群馬大学長 事務代理が代理出席された旨の紹介があった。 (5) 学長の交代及び再選について

会長から、前回総会以後に交代又は再選され た学長について、次のとおり紹介があった。

1) 前回総会以後に交代された学長

(大学名) (前 任) (新任) 東京医科歯科大学 吉田 人 加納 六郎 東京学芸大学 阿部 猛関 四郎 東京工業大学 松田 武彦 田中 郁三 新 潟 大 学 猪 初男 茂野 録良 金沢大学 金子 曽政 本陣 良平 大阪大学 山村 雄一 熊谷 信昭

2) 前回総会以後に再選された学長

(6) 委員長の交代について

(委員会名) (前

(前 任)

(新 任)

第2常置委員会 猪

(新潟大)

大学院問題特別 委員会 金子 曽政(金沢大)

大藤 質(岡山大)

入試改善特別委 松田 員会 ()

松田 武彦 (東工大) 沢田 敏男 (京都大)

I 会務報告

会長から,前回総会以後の主な事項について,それぞれ次のとおり報告があった。

1. 要望魯の提出について

(1) 前回総会において決議された①「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」②「人事院勧告の取扱いに関する要望書」③「国際大学

都市(仮称)の創設に関する要望書」及び④「大学院博士課程の新設拡充に関する要望書」については、去る6月27日に沢田副会長及び吉田東京医科歯科大学長が文部省、総務庁、人事院等を訪れ、同要望書を提出し配慮方を要望した。なお、このうち人事院勧告の問題については、その後の情勢に鑑み、去る10月14日、再度関係方面に要望を行った。

(2) 「学術情報センターの創設に関する要望 書」(資料11)については、図書館特別委員会 において要望書(案)を作成し、理事会の承認 を得て、去る10月21日、松田副会長、松山図書 館特別委員会委員長が文部省、大蔵省、総務庁 を訪れ、同要望書を提出し配慮方を要望した。

2. 臨時教育審議会関係事項について

(1) 臨時教育審議会の審議に対応するための 協議機関として設置した「臨教審問題懇談会」 の第2回会合を去る7月10日に開催した。当日 は,去る6月26日に公表された臨時教育審議会 の第1次答申で提案された賭問題,特に大学入 試改革案(共通テスト)の対応について協議懇 談した。

また、この第1次答申で提案された「共通テスト」の具体的な実施方法を検討するため、文部省は省内に「大学入試改革協議会」を設置することになったが、この協議会への国大協の参加を要請してきたので、この件についても協議した。その結果、この申し入れを受諾することとし、私と松田副会長が参加することになったので了承願いたい。

(2) 臨時教育審議会第4部会より当協会に対して、「高等教育の国際化」の問題について意見陳述の要請があり、鈴木第5常置委員会委員長が当協会を代表して、去る7月15日に意見陳述を行った。

- (3) 臨時教育審議会会長から当協会 に対して,臨時教育審議会主催の北海道地区 公聴会に,国立大学関係の意見発表者及び参加者各1名の推薦依頼があったので,北海道大学当局と協議のうえ同大学教官に出席方を依頼した。なお,同公聴会は8月21日に開催された。
- (4) 教育改革問題に関して臨時教育審議会委員と各大学団体関係者との意見交換を行う懇談会が開かれることになり、当協会からも2~3名の出席方を依頼してきたので、理事会で協議のうえ、田中九州大学長、石田東北大学長、新野神戸大学長の3名が出席することになった。なお、この懇談会は12月2日に予定されている。

3. 学長の国際交流について

- (1) 本年度の外国学長招致事業として、かねて計画を進めていたインドネシア国大学学長の招致については、その後、先方と折衝を重ね、第5常置委員会で検討のうえ、「資料8」のとおり11月21日から9日間の訪日日程を決定したので了承願いたい。
- (2) ドイツ学術交流会 (DAAD) からの申し入れを受けて、日独両国の学術交流が実現の運びとなり、本年は、我が国から北海道大学、千葉大学、横浜国立大学、大阪大学の4大学学長が西ドイツを訪問することになり、去る10月20日から29日までの10日間に亘り各大学等を視察した。なお、明年度には、毎年行っている「外国学長招致事業」の計画として、西ドイツから数名の学長を招致する予定である。
- (3) アメリカ州立大学協会の学長団一行が10 月5日に来日,13日までの9日間滞在して各大 学を訪問し懇談した。

4. 活動休止中の特別委員会の廃止について

「研究所特別委員会」「教職員の厚生等に関する特別委員会」の二つの特別委員会は、その活動を停止してから10余年を経過し、また、そのままの形で再び活動を始める可能性も乏しいため、これの廃止について理事会に 諮った 結果、これが承認されたので了承願いたい。

5. 日教組との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、去る7月23日に黒木第4常置委員会委員長が小山大学部副委員長他8名と会見し、人事院勧告の問題及び国立大学教職員の待遇改善の問題について意見交換を行った。

また、11月6日にも黒木委員長が大学部関係 者数名と会見し、技術専門官制度の問題につい て、意見交換を行った。

なお,その他の事項については,「第77回総会国立大学協会事業報告」(資料17)を参照願いたい。

Ⅱ 協議事項

1. 各委員会委員長報告と協議

議事に入るに当たり会長から次のように述べ られた。

各委員会の状況報告については、各委員長が まとめられた「各委員会委員長報告要旨」(資 料18)がお手元に配付されているので、それを 参照のうえご協議願いたい。

なお、冒頭にも述べたように、入試関係事項 については、その改革案が今次総会に提案され る関係もあり十分審議願いたいので、第2常置 委員会と入試改善特別委員会の報告は最後に廻 し、別議題として取り扱いたい。

ついで各委員長より、前回総会以後の委員会

の審議状況について,大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会(石田委員長)

当委員会では、過去2年半にわたり「大学のあり方」について鋭意検討をすすめ、去る6月の総会で「中間報告書」として提出、各学長に配付した。

これについては、その後、種々ご批判をいただき、全国教養部長会議からも意見をいただいている。それらの状況を踏まえながら、当委員会では「日本の国立大学のあり方」に問題を絞り、一応2年の検討期間を設定して、その後も引き続き検討をすすめている。

一方,臨時教育審議会でも愈々本格的に高等教育改革の問題を検討する動きが出てきていることから,当方としてもかなり流動的に考えて行かざるを得ないと考えている。また,臨時教育審議会の第2次答申が出るような時期とあわせて,高等教育の問題について何か資料を求められた時に,国立大学協会としてはっきりしたものが何もないということでも困るので,詳細な部分の検討は後に譲るとして,この際何か全体の総括的な物の考え方を取りまとめておきたいと考えている。

なお、当委員会は毎月1回開催しており、全 委員がそれぞれの検討事項を分担する形で作業 をすすめている。その検討事項は次のとおりで ある。

(1) 社会からみた国立大学のあり方について 日本の国立大学が日本の学問研究の伝統の確立に大きく貢献してきたことは、誰もが感じていることだと思う。しかし、そのことについて取りまとめた資料が国立大学では未だに何もない。それで、私達が意識として抱いているものを 確実な文書にして残したいということである。

(2) 私立大学等他大学からみた国立大学のあり方について

私立大学と国立大学の制度を徹底的に吟味して,国立大学の現在のあり方がどういうふうに役立っているかを明らかにしたい。また,高等教育のうえに国立大学が果してきた役割が単に地域における貢献というだけでなく,もっと大きなものがあるということを明確にしたいということである。

(3) 国外の教育体制からみた日本の国立大学 のあり方について

国外の教育体制と日本の教育体制を比較したものは従来にもあったが、現在、検討していることは、国外の教育体制から見て日本の教育体制の特徴をとらえようということである。

(4) 人文科学系の活性化を目標とした国立大学のあり方について

人文科学系の活性化は、国立大学協会のどこ の委員会でも叫ばれているが、その問題を率先 して採り上げ検討しようということである。

(5) 学問の後継者養成からみた国立大学の意義とあり方について

現在の大学院教育は後継者の養成を目的にしているにもかかわらず、今日の大学の教官任用の状況をみると、必ずしも日本の大学院が後継者を養成していることになっていない学問分野もある。その辺を含めて検討しようということである。

(6) 行財政硬直化の実例からみた国立大学の あり方について

行財政硬直化を打ち破って筑波大学が一つの 冒険をやり、それは成功したというように言わ れている。しかし、現在の大学長の立場からす ると、各大学が筑波大学のようにはいかないと いう問題がある。

(7) 各大学の過去の歴史と未来像について

上記に述べた問題を第1常置委員会だけが単独で検討することが果してよいものかといった疑問もあり、広く国立大学の意見も聞いて、それを参考にして討議をすすめようということになった。そこで、各大学長あてに「国立大学のあり方」に関するアンケート(資料18)をお願いすることになったので、11月末日までに意見をお寄せ頂きたい。

なお、アンケートは各国立大学長宛になっているが、これは学長が書かれてもよいし、学内の然るべき人が書かれても差支えない。また、公式、非公式は問わない。従ってこのアンケートが学内での学長の立場を困らせるようなことにはならないと考えている。なお、個別の意見をそのまま外部に発表することは絶対にしないので、よろしくご協力の程お願いしたい。

(2) 第3常置委員会(原田委員長)

当委員会では、かねてから学生の精神的健康管理の問題を取り上げ、これの対策として保健管理センターを整備充実することによりセンターの活性化をはかることを検討してきた。この問題について9月20日の委員会で自由討議の形式で論議することが予定されていたが、緊急議題として就職協定の問題が出てきたため、この問題を中心に9月20日と10月23日の2回会議が持たれることになった。以下その討議の概要をご報告する。

○9月20日の討議内容

1) 就職協定の問題について

文部省学生課の猪又課長補佐から、臨時教育 審議会の第1次答申での「学歴社会の弊害是 正」を受けて9月12日に開かれた文部、労働両

大臣と財界四団体との会談の内容について説明 があった。そして結論として, 有名無実化して いる就職協定を大学側としてどう考えるか,こ れの扱いについて改めて検討し直して欲しいと の要望が述べられた。これについて種々意見の 交換があり、しばらく協定を停止して様子を見 るのも一案かもしれないとの意見も出たが、大 勢としては,やはり一定の秩序を保つため協定 は必要である、ただし、現行の10月-11月は実 情にそぐわなくなっているし, また, 卒業年次 における大学教育の適正な実施にもそぐわない ふしがあるので、 夏季休暇くらいに繰り上げて はどうかという意見に落ちついた。この意見を 参考にして、今後、小林専門委員に私大側をも 含めた大学側全体の具体案の作成に対処して貰 うことになった。

2) 保健管理センターの整備充実について 保健管理センターの活性化を図るうえでの一 つの重要な問題点は、小路専門委員が行ったア ンケート調査の集計 (昭和60.6.10) にもはっき りと示されているように, 研究面での不満足度 が非常に高いことである。しかし、この研究面 での不満足度といってもその範囲はかなりあい まいである。そこで、まずこの保健管理センタ ーの研究機能の性格及び範囲をどのように位置 づけたらよいかを中心に論議が進められた。種 々意見の交換があったが、大勢としては、その 性格及び範囲は保健管理に関する研究が本来的 なものであり、それが担当教官(医師)の個人 的専門分野とかかわり合う限りにおいて, その 専門的分野の研究にも及ぶものと考えるべきで あろうということに落ちついた。

○10月23日の討議内容

この日の会議は就職協定の問題について検討するため緊急に開催されたものである。前回の

会議(9月20日)でとりまとめられた,この問題についての大筋の意見を踏まえて,小林専門委員が文部省及び私大側との懇談会に臨んだ結果,現行の10月—11月に代わるものとして8月—11月案が浮かび上がってき,また協定を大学が守り,かつ企業側に守らせるための何らかの手段の必要性が提起された。

第3常置委員長は、小林専門委員から上記経 緯の連絡をうけ、臨時の会議を開催して、主と して上記の2課題について協議した。なお、こ の会議には、小林専門委員が、第3常置委員会 構成メンバーの15大学(教育系及び医学系大学 を除く)及び主として旧帝大系の6大学から、 学生部を通じて徴した上記2点に関する意見の 集約が参考に供された。

- 1) 8月接触開始,11月選考開始案について 種々意見交換の結果,8月については,私大 側の7月前期試験の事情を考慮したうえで,で きるだけ繰り上げ,例えば,7月20日としたい こと。11月については,接触から選考までの期間がやや長すぎるので,公務員関係の試験を考慮したうえで出来るだけ繰り上げ,例えば10月 15日としたいこと。とくに,前者はできる限り 繰り上げたいこと。これらの希望が容れられないときは,8月(但し,8月1日は厳守のこと)一11月でもやむを得ないこと。以上の結論に落ちついた。
 - 2) 協定を守り、守らせる手段について

種々意見交換の結果,大学側自身が守るてだてとしては、学長が改めて評議会を通じて遵守の徹底をはかり、これをうけて、各学部長が教授会を通じて全教官に対して遵守の徹底をはかること。協定が守られているかどうかの実情について、学生部が各学部事務部を通じて総体把握を行うこと。企業側に協定を守らせること

は、弱者の立場にある大学としては、大学個々の立場では極めて困難である。よって、違反の状況を見て、国立大学協会の名においてその代表が、又は私立大学側の代表とも連名で、中央雇用対策協議会を構成する各業界団体に対し、協定の遵守について注意を喚起し、また、これをマスコミに発表すること。以上の結論に落ちついた。

(3) 第4常置委員会(黒木委員長)

前回総会以降の本委員会関係事項は、次のとおりである。

○7月23日

大学教官の待遇改善問題について、日教組大学部と懇談、要望並びに現状の説明を受けた。 ○10月14日

人事院勧告の取扱いに関する要望書(6月19日提出)を、その後の情勢に鑑み再度、文部大臣、大蔵大臣、人事院総裁、総務庁長官宛に提出し、重ねて配慮方を要請した。

○10月22日

委員会を開催し、下記の2件について審議した。

1) 研究技術専門官問題について

本件は、国立大学協会が昭和53年11月に「構想試案」をまとめ各関係機関に提出、要望して以来の懸案事項であるが、今年8月、人事院が新設することを勧告した「専門的な知識・技術等を必要とする特定分野の職員の処遇の適正化を図るための、これらの職員を対象とする専門行政職俸給表」のなかには組みこまれない結果となっている。

この状況に対処して文部省は「技術職員待遇 改善検討会」を設置して鋭意検討を重ねつつあ り、本委員会もこれと連携をとりつつ、実現を 図る方針であるが、現時点では、文部省として の原案がまとめられるにいたっていない段階で あるので、実務者レベルでの試案につき中間報 告を聴くとともに、質疑及び意見の交換を行っ た。

その概要は下記のとおりである。

- ①教室系技術職員を次のとおり区分する。
 - ○専門行政職 専門行政職俸給表適用
 - ○実験・実習指導職 教育職俸給表(一適用
 - ○その他の職員 行政職俸給表(一)適用
- ②専門行政職
 - ○学科, 部門当りの算出基準から約4,000 人と仮定
 - ○学歴, 資格等

国家公務員採用試験の I 種, II 種の合格 者

職務関連学歴が大学卒業以上 資格等が大学卒業程度以上

- ○次のような官職を設定 大学技術官補(*物理系) 大学技術官(*化学系) 先任技術官(*電気系)
- ③実験・実習指導職
 - ○技術職員で②に該当しないものについ て,教育俸給表(-)5等級を適用
- ④その他の職員
 - ○Ⅲ種合格者(専門行政職の欠員には充てないこととするが、補充計画の都合でそのようになった場合は、3年目で能力を認定の上で大学技術官補とすることができるものとする。ただし、先任技術官にはしない。)

なお, 文部省からは, この中間段階の案について国大協の見解をまとめてほしい。出来れば12月中までに回答してほしいということである。

文部省としては、大学側の意見を聴いたうえで、昭和61年4月1日から実施できるものは実施したいとの考えである。

そこで、大学長各位に次の2点についてお願 いしたい。

昭和53年当時,国立大学協会が提案した原案は,いわゆる組織の上にのってこない教室系の技術職員全員を,一つのシステムの中にいれて行政職と分離をし,職種を明確にし,その上で待遇改善を図るという内容のものであった。しかしながら,先般,その構想は人事院が先取りした形でまとめられ,すでに,他の4省庁13職種においては実施の運びに至っている状況である。

本件にたいして、人事院が示している適用条件は厳しいものがあり、我々が当初考えたような教室系技術職員全員を専門行政職に移行させることは難しい状況にある。学歴、資格その他を総じて考え、現状と将来を冷静に考えた時に、やはり一部は専門行政職、その他は何等かの待遇改善を図りつつも、一つのシステムの中に移行させていくということは、やむを得ない措置ではなかろうかと考える。もし、それも難しいのであれば、行政職(一)の中で待遇改善を図っていくしかない。

ついては,「分断をしなければ実施は無理な のではないか」と言う考え方について,各学長 のご意見を伺いたい。

もう一点は、専門行政職の方に移行出来ない人、すなわち、実験・実習指導職員の教育職俸給表(一)5等級適用の可否について、ご意見を伺いたい。

とくに、後者は非常に大きな実際上の問題で ある。現在のところ、文部省は、今の現員を移 行させることは非常な困難があると の 考 え か ら,現員の移行は考えず,現状のままで待遇改 善を図りたい意向のようである。

ただ、これから先、現在の人が定年等で退職し、その後任補充がどうしても必要な場合には、これを行政職ではとらず、教育職俸給表(一)5等級を適用すると言った考え方である。これには、現在いる教務職員が絶対反対を表明しており、もし実施されれば、相当長期間に亘って混乱が続くことが予想される。

以上、基本的なことについて述べたが、これ に関してのご意見を伺いたい。なお、詳細につ いては、「技術職員待遇改善検討会の中間的検 討状況について」(資料18)を参照願いたい。

以上の説明に対し次のような質疑等があった。

- 旧設大学院を置いている九大学の理学部長会議の方から、「この技術専門官問題については非常に高い関心をもっており、国立大学協会がこの問題を検討されるについては、全面的に協力したいので密接な連絡を願いたい」旨申出があったので、お伝えする。
- 私の大学の職員組合や技術職員層から受けた大体の感触では、全部移行は難しく、この際、分断もやむを得ないという考えに傾いているようである。

ただ, 先程の説明にあったように, 専門技 術職員の学歴を大学卒以上といったように固 定することはいかがなものか。これは一般 に, 大学関係における技術の種類とか内容に ついての理解が, 必ずしも十分ではない結果 からだと思われる。

それから、教務職員への移行であるが、これはどう考えてもまずい。教務職員への移行によって当初は若干待遇がよくなることは事実だが、40歳前後から頭打ちになる欠点を持

っている。従前から、教務職員はできるだけ 減らし、この職種は将来なくす方向で対処し てきた経緯があり、非常に矛盾がある。それ ゆえ、この枠に残った人を組み入れることに は、非常な懸念を感じる。

また、この問題を急ぐことはよくわかるが、このままの形で昭和61年4月からの施行となると、大変に難しい問題が起こるのではないか。

以上の2点について,配慮願いたい。

○ 文部省は、専門行政職の人数を学科、部門 当りの算出基準を基にして約4,000名と仮定 算出をしている。しかし、私の大学の調べで は、資格条件が非常に厳しいことから4,000 名にはならないとの認識である。もう少し資 格に幅を持たせてはどうか。4,000名の根拠 については、明日の文部省との懇談会で聴い てみたい。

また、実験・実習指導職員としての待遇改善案についてだが、これに該当する教室系技術職員は、おおよそ18年勤務すると40歳前後になる。その場合にその給与は40歳位まではよいが、それを過ぎると行政職の方がよくなる。教務職員の待遇改善を図りたいという国大協の当初の発想からすれば、基本的には賛成できないものだと思う。

以上のような意見交換があったの ち 会 長 か ら, この問題のためのアンケートは 各 大 学 に は改めて送付しないが, 11月末日ま で ご 意 見 を寄せられるようにお願いしたい旨が述べられ た。

2) 定年前早期退職者に対する退職手当に係 る特別措置を国立大学教官に適用すること について

昭和60年4月,一般公務員に定年制が施行さ 32

れたことを契機に上記の特例措置が 講 ぜ ら れた。

総務庁人事局の説明によれば、この「特例措置を設けた考え方」は下記のとおりである。

- ①定年まで勤務して退職する者と定年より早期 に退職する者とのバランス
- ②円滑な退職管理の確保
- ③合理的かつ能率的な公務の遂行
- ④給与,退職手当を含めた総人件費の累増の抑 制
- ⑤ キメ細かな人事管理の運営等諸般の事情 この「考え方」からすれば、大学教官につい ても例外ではなく、教官人事の活性化を図るた めに積極的に配慮する必要があるのではないか と思考される。

なお、大学教官については、①教特法第6条で「……教官……は大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。」とあり、身分保障が一般公務員より強固になっている。また、②教特法第8条で「教員の停年については、大学管理機関が定める。」となっており、すなわち、従来の大学の慣例に基づき定められた停年により後進への道を開くということで、いわゆる 勧奨 退職は、特別の例外を除き行われていない。

従って、本措置を適用し、勧奨退職の形をとることにより早期退職を従来に比較して優遇する道を開くとしても、それはあくまで、本人の自発的な退職意思を形成するための事実上の慫慂行為であるので、教官の身分保障に関する教特法の精神を遵守しつつ、慎重に措置されねばならないことは勿論である。

この措置が実施された場合の問題点、メリット, デメリットなどについて論議したが、この件は、いくつかの大学でかねてより 要望が あ

り、一般公務員の定年制施行とともに展望が開ける状況となっているため、本委員会としても 具体的に検討するとともに、理事会、総会を経 て各大学の意見を伺い、もし費同が得られれば 早い時期に関係方面へ要望したいと考えている。

ついで会長から、特に異議がなければ要望書 を提出することにしたい旨が述べられ、異議な く了承された。

(4) 第5常置委員会(鈴木委員長)

先程、会長からの会務報告で大体の説明があったので、補足的な報告をしたい。

なお、当委員会は、去る11月12日に開催し、 次の事項について報告と審議を行った。

①アメリカ州立大学協会(AASCU)学長団 の訪日について

国立大学協会として招致した上記代表団一行 9名は、10月4日から13日まで滞在、文部省を 表敬訪問したあと、東京医科歯科大学、東京大 学、東京外国語大学、京都大学、大阪大学、大 阪外国語大学、京都工芸繊維大学及び奈良教育 大学等の諸大学を精力的に訪問し懇談した。

なお、今回の代表団の来日によって、州立大学の実情を把握し得たこと、また、州立大学代表団としても、日本の国立大学について理解を深められたこと等、双方にとって大きな成果があった。関係大学の種々のご配慮に対しては、この場を借りて深謝申し上げたい。

また、州立大学側から来年の招聘 を 受 け た が、当委員会としては、現在のところ明確な対 応の仕方は考えていない。いずれ先方から正式 な要請があった時点で審議をしたいと考えている。

②インドネシア国大学長招致事業について

本年度外国大学長招致事業は、招待先も決定 しインドネシア国の三大学(タドラコ大学、パ ジャジャラン大学、チェンデラワシ大学)の学 長が来日することになった。

滞在期間は11月21日から29日までの9日間で,その間,文部省,慶応義塾大学,日本学術振興会,東京大学,京都大学等を訪問することになっている。

なお、国立大学協会との懇談会及び国立大学 協会主催のレセプションは、11月28日を予定し ている。

③DAAD(Deutscher Akademischer Austaus - chdienst) による学長招致について

昭和61年度の招致国に決定しているドイツ連邦共和国の DAAD (ドイツ学術交流会) が,昭和60年度に日本の学長を招待したいとの意向を伝えてきたので,これについて本委員会で検討した結果,前回の総会で承認を得た選考方式によって派遣大学を決定したが,当初予定していた九州大学,広島大学,東京外国語大学は都合により辞退されたため,北海道大学,千葉大学,横浜国立大学,大阪大学の4学長が派遣された。

なお、滞在期間は10月20日から29日までの10日間で、その間、日独学術交流のためドイツ大学学長会議(Deutsche Rektorkonfereng)、ゲーテ・インスティトゥート、ボン大学、ミュンヘン大学等を歴訪した。帰朝報告によると、西独では大学進学の問題が検討されている最中で、日本の共通第1次学力試験には非常な関心をもっており、共通1次方式の持っているメリット、デメリットについて活発な意見の交換が行われ、また、日本経済の高度成長や技術の発展等についても議論されたようである。

なお、今回は DAAD からの招待の形式にな

っているが、実際は日本政府の費用で派遣されたものである。従って、来年、西独から10数名の学長が来日することになっているが、その対応については、ドイツ大学学長会議議長のベルヘム氏が11月中に米国からの帰途日本に立ち寄る予定ときいており、その時に協議したい。

④今後の検討課題について

高等教育における国際化問題は、非常に重要な問題であるので、これについては、問題別に あらゆる角度から検討を加え、国立大学として の対応策を検討していく予定である。

(5) 第6常置委員会(有江委員長)

本委員会としては、従前から「国立大学の特別会計制度」「授業料問題」について検討してきており、前回総会以後では、9月12日と10月8日に本委員会、10月7日に大学財政小委員会を開催した。

なお、検討内容等は次のとおりである。

1) 本日配付した「国立大学の特別会計について」(資料9)は、国立学校特別会計制度の 経緯と現状を述べたものであるが、これについて簡単に説明しておきたい。

国家財政の窮迫は、国立大学の財政に対してもきびしい制約をもたらしており、数年間引き続く抑制基調の中で、国立大学の財政は危機に直面しており、このままでは、国立大学の教育・研究の将来が憂慮されるに至っている。

本資料では、昭和39年度「国立学 校 特 別 会 計」発足後の国立大学財政の傾向の大要を分析 し、提示している。

まず、当初予定されていた国立大学の整備についていえば、この20年間に進んでいることはわかる。本資料の表8のとおり国立大学は72大学から医科大学を中心に95大学に増加してお

り,国立学校の建物総面積も850万m² (昭和39年)に比べて約1,000万m² も増加しており,施設整備が大幅に前進していることが指摘できる。

しかし、一般会計からの繰入金による国立学 校特別会計の充実ということについていえば、 その伸び率は低く、期待されたほどの財政資金 の投入はなされていない。

もともと国立学校特別会計は、附属病院のように事業会計的なものを一部には含んでいるものの、独立採算を目的とするものではなく、従って、一般会計に対する依存度が極めて大きい。

例えば、「一般会計より受入」の歳入全体に 占める比率は表2で明らかなように、特別会計 発足当初の82.1%に比して年々低下し、最近で は遂に特別会計予算の3分の2を割るに至って いる。このような現状は国立学校の教育・研究 の将来の見通しを暗いものにしている。

なお、本資料は、昭和61年1月に開催予定している特別会計制度協議会に配付し、その後の利用については今後検討していきたい。

2) 国立大学の授業料の問題については,「国立大学の授業料の改定について(要望)」(資料8)の資料をお手許に配付しているが,これは,新聞報道等で今年度に国立大学授業料の改定が行われ,値上げされるとの情報があるため,このような場合に備えて準備したものである。これをいつの時点で提出するかの判断は難しい点があるが,必要があれば,いつでも提出できるような態勢で従前どおりの要望書を用意した次第である。なお,要望書の内容は従来のものに多少手を加えてあるが,今回配付の「国立大学の授業料について」の内容と齟齬がないように配慮してある。

(6) 図書館特別委員会(松山委員長)

前回の報告の際には、本総会に「学術情報センターの実現のための要望書案」を提出すべく 諸般の作業を進める心積りでいたが、その後の 情勢の変化により本総会開催前の適当な時期に 要望活動を行う必要があると判断されたため、 急遽8月8日に委員会を開催して要望書案を審 議し、その結果、最終案の作成及びその後の要 望活動については委員長に一任願うこととなっ た。ついで、要望書(案)の取りまとめを行 い、これを理事会に諮って了承を得て、去る10 月21日に松田前副会長にご同道いただき、総務 庁長官、大蔵大臣、文部大臣等にこれを提出し た。

その後開催された10月28日の委員会においては、文部省から、学術情報センター・システムを含めた大学図書館関係の概算要求について説明をきき、質疑応答を行った。概算要求の主要な点としては、学術情報センターの設置並びにそれと連係する各大学図書館及び図書館業務を併設する情報処理センターの電算機予算について、次年度は特段の配慮をする、また、図書購入費についても若干の増額を考えている、などであった。

ついで、東京大学文献情報センターから、学 術情報センター設立の準備状況と今後の業務計 画について詳細な説明があり、質疑と意見の交 換を行った。

今後の課題として、学術情報システムの実働 化に伴う大学図書館業務に係る理念の再構成、 図書館職員の意識の変革、大学他部局の理解と 協力を得るための対策等の必要性が指摘された。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(吉利委員長)

本委員会は10月9日に開催され、主に医学部学生入学定員の削減の問題について検討した。この医学部学生入学定員の削減については、先に、愛媛大学医学部で、定員を120名から100名とする案について協議中であったが、愛媛大学と文部省との話合いで、これを承認することに内定した。その後、長崎大学、徳島大学医学部及び東北大学歯学部からも学生定員削減の申出があり、これらも内定しているとのことである。そこで、学生入学定員削減に伴う教官定員の問題について、文部省からの出席を得て説明を受けたが、それによると、"全学として教官定員の削減が行われる可能性はあるが、今後の情勢は分からない"ということであった。

本委員会としては、医学教育の質を低下させないためにも、重ねて、学生定員削減に伴う教官定員削減をしないことを要望したいということを発議し、総会においてこの旨を表明することを決定した。

以上の報告に関連して、坂上愛媛大学長から 次のような補足説明があった。

委員長報告の中で、本学医学部の入学定員削減について、 "内定した"と説明があったが、本学では昭和60年度の概算として文部省に要求したもので、すでに承認を受けて、今年4月から実施している。また、教官定員については、入学定員を20名削減したことに伴い、教養部の教官を1名削減する措置がとられた。しかし、本部では、法文学部の入学定員を20名増加したことに伴い教官定員が1名増えたので、現実的には同数となっている。なお、専門課程の教官については、教官削減を行わないよう、文部省に強く要望している。

(8) 教 課程に関する特別委員会

(須甲委員長)

10月7日,10月26日に小委員会,10月24日に本委員会を開催し、次の事項に関して審議した。

過般実施した「大学卒業生に対しての教養課程に関するアンケート調査」の結果の報告書作成については、そのまとめ方に関して意見が多々あってこの2年間懸案になっていたが、その内容が決定したので近く発行することになった。なお、報告書の最後に、調査結果の参考として、「教養課程の今後のあり方に関する問題点」のまとめを付記することにした。

次に本委員会では"教養課程のあり方"について、今後どのような課題に集中的に取り組むかを審議した。そのため、今までに教養課程に関する過去30余年間の課題のすべて(約35項目)を総括的に整理して、その中から何を取り上げるべきかを検討した。そして最終的に、教養課程の教育体系を基盤とした教育組織を制度的に検討すべきであるという意見が大方の賛同を得たので、今後、第1常置委員会の意向をふまえながら更に審議を重ねることとなった。

最後に、来年2月末に退官する現委員長の後任に、加藤静岡大学長を選出したので、ご報告する。

(9) 教員養成制度特別委員会

(井澤委員長)

7月12日に小委員会及び本委員会,9月26日, 11月1日に小委員会を開催し,教員の養成,採 用,研修,評価のあり方等について再検討中で ある。このことについては,現在,臨教審の第 3部会で"教員の資質向上"というテーマで審 議されているが,その内容と重複することが多 いようである。

"教員の養成"については、①大学における 教育において、実践的指導能力の養成がどの程 度まで可能であるか、また、それに関連したカ リキュラムについて、②教員の需給の状況から、教員養成学部のあり方、一般大学・学部の かかわり方、志望者の精選、などをそれぞれ検 討中である。

"教員の採用"については、採用 試 験 の 方 法、内容、選考基準、試験期日など、また大学 としてこれに参加することの意義とその方法な どを検討している。

"教員の研修"については、現在臨教審第3 部会において審議中の新任教員の研修制度は、 前回総会で報告した本委員会の見解とほぼ一致 する方向のようであるが、もしこの制度が導入 された場合の大学における教育実習との関連に ついて、また、現職教員の研修(再教育)にお ける大学及び大学院の役割、研修、内容、機会 などについて検討している。

"教員の評価"については、教員の適格性の 問題及びいわゆる不適格者の排除の問題などを 検討している。

(10) 大学院問題特別委員会(大藤委員長)小委員会を9月17日,9月27日,10月17日の3回,本委員会を9月18日,10月21日の2回,それぞれ開催した。

小委員会は、過去2年間の「旧設大学院の問題点とその改善」に関する検討の総括を行い、本委員会は過去3年間の新設・旧設を含めての国立大学院問題の中間報告として「国立大学院の現状と今後のあり方」を別紙「資料14」のとおりまとめた。また、小委員会のみのまとめは別紙「資料15」のとおりである。

1) 中間報告について

この中間報告(別紙資料14)を要約すると, 次の二点となる。

①新設大学における大学院設置の推進

a. 修士課程の設置

国立大学はすべての学部・学科に大学院 修士課程を設置することを確認し、現在修 士課程の設置をしていない大学・学部に早 急にその設置が実現されることを要望す る。

b. 博士課程の設置

昭和60年度から,新設の国立大学に三つの形式(連合大学院・総合大学院・学部改組による積み上げ方式)による博士課程が設置されたが,今後,各国立大学が諸条件の整備された段階で,逐次上述の三方式などの博士課程が設置されるよう強く要望する。

②旧設大学院の整備・充実

いわゆる旧設の大学院が、これまで我が国の学術研究の中心として、我が国の学問、文化の維持向上に果たしてきた役割は極めて大きい。しかし、今日の社会的諸情勢の変化、学術研究の急激な進展に対応し、また我が国の文化と社会の全体的な発展や国際社会に貢献するためには、これらの大学院(博士課程)の制度には現状になじまないことが多く、その整備充実は緊急な課題である。

このため、大学自身が自発的な努力によって、その組織、研究・教育の内容・方法等を見直し、制度の弾力的運用等に努める必要があるが、同時に、これらの大学院における学生の処遇、国際交流の推進、校費・施設・設備等の経費等に関し、格段の整備充実が図られることを要望する。

2) 旧設大学院の改善に関する報告書について

田中旧設大学院問題検討小委員会 委 員 長 から、別紙「資料15」に基づいて概ね次のような報告があった。

新設大学院の設置拡充が大事である と 同時 に, 旧設大学院の現状を解析して, その改善の 問題点を明らかにする必要があると いうこと で、本小委員会でこの問題を検討してきたが、 その中で大きな問題点は、各学問分野・研究科 によってその状態がかなり異なっているという ことである。例えば、大学院学生の定員充足率 をみても、文学、人文学、教育学では特に博士 課程の定員充足率が高く、ほぼ100%に達して いるが,理学,薬学,農学等は約77%である。 工学系の場合には、修士課程は123.7%と極め て高いが、博士課程になると30%台であり、法 学、経済学等の分野では、修士課程、博士課程 とも30%台以下である。このように、各学問分 野により定員充足率が異なっているが、これは 単に充足率が異なるだけではなく、その内容、 位置付けなどについても、各学問分野によって 様々な問題点を抱えているのが現状である。

次に、いくつかの問題点について実現可能な 提言としては、次のようなことが考えられる。

a. 大学院制度の弾力的運用

大学が現行制度の運用について、その趣旨を生かし、独自の工夫を凝らすなど、大学の自己努力によって改善、活性化を図ることが緊要である。

b. 大学院学生の処遇

昭和60年度から新設された「特別研究 員」制度の拡充、「特別研究員」以外の大 学院学生に対する旅費及び科学研究費申請 資格についての配慮、博士後期課程在学学 生の奨学制度についての配慮,大学院学生 用宿舎の設置,Teaching Assistant に類す る形態の制度化など,大学院学生の処遇に ついて考える必要がある。

c. 国際交流

国際交流ということを考えた場合,現在 実施されている我が国の大学院学生の派遣 及び諸外国の留学生の受入れは必ずしも十 分ではなく,問題点も多いと思われるの で,改善の必要がある。

d. 人文・社会科学の活性化・振興

従来、人文・社会科学系の分野は、他の自然科学系の分野と比較し、予算、定員等の措置の面で遅れをとっており、学問の平等な発展を考えると、人文・社会科学系の活性化を図るための検討の場を早急に設けることが必要である。

e. 大学院の予算等について

教官当積算校費及び学生当積算校費について、単価の拡充改訂の考慮、学術研究等の進歩等に伴う建物基準面積の抜本的見直し、設備機器の整備充実、学術情報センターシステム及び事務機構の整備、また、科学研究費補助金の充実などが必要である。

以上のようなことが、旧設大学院の現状を解析したうえで、実現がある程度可能 と考えられ、これを提言としてまとめたが、これを旧設大学院だけでなく大学院全体を考える場合の参考になればと思う次第である。

2. 各地区学長会議における討議事項の報告

会長から,前回総会以後に開催された各地区 国立大学長会議の討議状況を各当番大学から報 告願いたい旨の発言があり,それぞれ次のよう な報告だった。

(1) 北海道地区(有江北海道大学長)

北海道地区の学長会議は、11月6日に開催され、主に国立大学の「受験機会の複数化の問題」について討議した。また、入試改善特別委員会の検討状況について説明を受けた。

(2) 東北地区(牧野弘前大学長)

東北地区の学長会議は、10月16日、17日に開催され、大学入学者選抜制度の改革及び大学の国際化への対応について討議した。入学者選抜制度の改革については、主に国立大学の「受験機会の複数化に関するアンケート」を中心に討議したが、結論的には受験機会の複数化については賛成であるが、その実施については慎重に取り組むべきであるという意見が多かった。

(3) 関東・甲信越地区

(加納東京医科歯科大学長)

関東・甲信越地区の学長会議は,10月18日に 開催され,国立大学の入学者選抜方法及び国際 交流の問題について討議した。国際交流につい ては,①学術交流上の国際化の問題,②留学生 の問題,③外国語教育の当面する諸問題,④外 国事情に関する教育上の問題点などについて, 文部省関係者の出席を得て話し合った。また, 最近の諸情勢からみて,国立大学協会のあり方 について根本的な検討をする必要があるという 提案もあった。

(4) 中部地区(八木福井大学長)

中部地区の学長会議は、10月22日、23日に開催され、入学試験に関する諸問題及び就職問題について討議した。入学試験については、特に受験機会の複数化について議論され、結論としては、段階的な審議が必要であり、慎重に進めるべきであるということであった。

(5) 近畿地区(森滋賀大学長)

近畿地区の学長会議は、11月1日 に 開催さ

れ、国立大学における教室系技術職員の専門行 政職俸給表適用上の問題及び国立大学の受験機 会の複数化について討議した。受験機会の複数 化については、結論として、「複数化は昭和62 年度実現の方向で最大限の努力をする」という ことになったが、そのためには、各大学はそれ ぞれ内部討議を行い、また、入試センターから 科学的資料を出してもらい、そのうえで来年6 月の総会で昭和62年度実施の可否について討議 すべきであるということであった。

(6) 中国・四国地区今期は、開催されなかった。(7) 九州地区今期は、開催されなかった。

3. 入試改善について

初めに会長から、次のように述べられた。 前述したように、入試関係の問題については これに関する提案について審議する 関係 もあ り、「各委員会報告」と切り離して独立の議題 として取扱うこととしたが、最初に第2常置委 員会から「共通第1次学力試験に関する事項の 報告」について、ついで入試センターから「昭 和61年度共通第1次学力試験の出願状況等」に ついて、そして最後に入試改善特別委員会から 「国立大学の受験機会の複数化について(案)」 についてご報告願い、これについて協議いたし たい。

(1) 第2常置委員会(丸井委員長)

前回総会以降,次の事項について審議した。 ①昭和62年度共通第1次学力試験の実施期日 について

10月4日開催の委員会において、昭和62年度 共通第1次学力試験の実施期日を1月24日(土) 及び25日(日)とすることにつき、本委員会の 了承を得た。このことについては、その後、全 国高等学校長会の代表及び公立大学協会の代表 とそれぞれ協議し、合意が得られたので、去る 10月28日の理事会に諮って実施を決定した。

②専修学校高等課程修業年限3年以上の卒業 者に対する大学入学資格付与に伴う昭和61 年度共通第1次学力試験受験教科の特別措 置について

上記のように、専修学校高等課程修業年限3年以上の卒業者のうち、所定の単位時間の履修者は「文部大臣の指定した者」として昭和61年度共通第1次学力試験の受験が認められ、旧教育課程履修者として扱われることになった。また、新課程でも受験可能であるため、受験教科のうち、数学については、数学Iのほかは、職業科出身者に対して工業数理、簿記・会計(I及びII前半)による受験許可措置がとられていることに準ずる扱いを認めることとした。このことについても10月28日の理事会にお諮りし了承を得ている。

③埼玉地区の共通第1次学力試験受験場について

昭和60年5月20日付をもって、埼玉大学長から、本委員会宛に「受験者増加のため川越市周辺地区の受験者に対する地区割り変更の要望」が出された。これについては、10月1日付で東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議からも「昭和62年度以降受験者数増加に伴う試験場確保については、東京地区としても各大学の収容可能数に限度があることから、昭和56年2月18日国大協理事会了承の"試験場問題に関するガイドライン"のうち大学・学部所在地以外の市(町・村)即ち浦和市以外に大宮市、川口市等でも埼玉県内の受験者のために、試験場

を設定出来るよう緩和してほしい」旨の要望が あった。

このことについては、10月18日の関東甲信越地区学長会議でも了承されているので、10月28日の理事会で審議の結果、この件については、緩和を認めることとした。ただし、今後同様の場合は、その都度理事会に諮り決めることとした。

④ 共通第1次学力試験の試験監督要員について

10月1日付で東京地区国公立大学入学主幹・ 入試担当課長会議から、「試験監督要員の補助 者ということで当該大学の大学院生の協力を得 る措置がとれないか」との要望があったが、こ のことについては、身分上の問題があるので今 後引き続き審議することとした。

以上の報告に関して、次のような意見の交換 があった。

- 共通第1次学力試験の試験監督要員について、委員長報告では継続審議になっているということであるが、現在横浜国立大学では、試験監督要員、特に警備担当者が不足しており、2年後を想定するとさらに不足することが予想される。しかし、ガードマンを雇用する予算はないので大学院生に試験監督要員の補助者として協力してもらえるよう、早急な検討をしていただきたい。
- このことについては、委員会を早い時期に 招集し、出来る限り昭和61年度に間に合うよ う検討することとしたい。

このことについて堯天大学入試センター所長 より次のような報告があった。 ① 昭和61年度共通第1次学力試験の出願状 況等について

昭和61年度共通第1次学力試験の出願状況は、昭和60年11月11日の17時現在で、出願総数359,938人である。昨年度と比較すると約24,000人増となっているが、これは昨年度が丙午であったため出願者が少なかったことによるものと考えられる。因に、過去の最高は昭和58年度の362,609人で、昭和61年度は最終的に360,000人を超えることが予想され、過去の実績からみて、2位か3位になるものと思われる。

このうち、高校経由出願(高校卒業見込者) 数は233,276人で、昨年度と比較して約30,000 人増となっており、個人直接出願(高校卒業者 等)数は126,662人で、昨年度と比較して若干 減っている。また、出願総数のうち高校経由出 願数の割合は64.8%、個人直接出願数の割合は 35.2%であるが、これは従前と比較してほぼ同 様の比率である。

なお、いわゆる現役の出願率は、高校卒業見 込者の総数が昭和61年度は、1,619,000人と見 なされているので14.4%ということになる。こ の現役出願率は昭和54年度から順次低下してお り、このことは"国立大学離れ"の一つの現わ れではないかと新聞等で報道されているが、こ の点については、4年制大学を希望する高校卒 業見込者数に対する比率その他を勘案し、更に 検討していきたい。

② 昭和61年度共通第1次学力試験の試験場 について

昭和61年度の追試験は、2月1日(土)及び2日(日)に行われるが、東日本は東京芸術大学、西日本は京都大学がその試験場となっている。この追試験にあたり両大学にはご面倒をお願いするがよろしくお願いしたい。

(3) 入試改善の経緯について

入試改善問題についての審議に入る に 先立 ち、会長から、次のような経過説明があった。

国立大学協会が入学試験にどのくらいかかわりを持たなくてはならないかという議論が一部にはあるが、現実の問題としては、共通第1次学力試験の発足以来かなりかかわりを持っていることは事実であろう。

入試改善特別委員会は、入試改善を目的として約2年を目途に具体的方策を出すということで、昭和58年6月に発足したが、昨年秋の総会で、それを昭和60年11月まで延ばすことになった。そして、本年春の総会において共通第1次学力試験の教科・科目を5教科5科目にするという一つの結論を得たが、受験機会の複数化については継続審議となっており、その後、第2常置委員会と連携を保って検討を進めてきた。

一方,各地区学長会議の報告の中で,新聞等の報道に関する話が出ていたように,9月12日,10月10日の新聞に受験機会の複数化についての結論的とも見える記事が掲載された。しかし,その内容は入試改善特別委員会の考えや事実とは多分に異なったものであり,また,委員会が公式に発表したものでないのが真相である。

そうした苦い繰り返しがあり、委員会としては、事実と異なる報道をされるのであれば公式に発表をした方が良かろうということで、10月18日に記者会見を行ったわけである。しかし、それについても委員会の考えとは多分に表現が異なっていたようである。

そうしたことが一方にあったが、委員会では 受験機会の複数化について、昭和62年度から実 施することを目標とする方針であったことは確 かであり、本総会を前に各大学でこの問題につ いて論じていただく意味で、その時期に予定さ れていた各地区学長会議において話題にしてい ただくことを考え、10月22日付でその旨の依頼 状を出した。しかし、この時期に松田委員長が 10月23日付で退官されることになり、10月23日 以降委員会を代表しうる人がいなくなるので、 この依頼状にいわば委員長代理として私が名前 を連ねたが、これがかえって異例なことに感じ られたようで、各学長には大変ご迷惑をおかけ した。途中のプロセスには、そうした不行届も あったかと思うが、後程提案される改善案は、 その後に開催された委員会及び理事会において 各地区学長会議で議論された内容を反映したう えで現時点における最善の結論として取りまと めたものであるので、よろしくご審議をお願い したい。

(4) 入試改善特別委員会(沢田委員長)

去る10月28日の理事会において、10月23日付で退官された松田前委員長の後任として私が本委員会の委員長に就任した。また、この重要な委員会の運営にあたり、理事会の承認を得て本委員会の副委員長として、田中九州大学長に就任していただいたのでよろしくお願いしたい。

本委員会は昭和58年6月に発足したが、その 発足の趣旨としては、共通第1次学力試験が開 始されてから5年を経過し定着しつつある半 順、これに対する意見や批判が各方面から提起 されている状況に鑑み、現行の入試方法を根本 から再検討して問題の所在を明らかにするとと もに、適切な大学入試の在り方について検討す るということであった。そして、約1年後に中 間報告を、また2年後に最終案を出すというス ケジュールの下に作業を進めてきた。それで、 本年春の総会には、その改善に向けての最終案 として「共通第1次学力試験の教科・科目を5 教科5科目にする」ことを決定した。それと同時に、改善の大きな柱として「受験機会の複数 化」についても審議されたが、現段階で結論を 出すのは時期尚早という意見が多く、本総会ま でに具体案を詰めることを目標に努力するとい うことで了承を得て、今日に至っている。

その間、昭和62年度から受験機会の複数化を行うことを基本として、「分離案」・「連続案」について各学長のご意見を伺うために9月17日付でアンケートをお願いした。本委員会では、それを参考にして成案を得て10月28日の理事会において審議していただいた。

しかし、学長宛のアンケートを主体にしてこの重要な問題を決めることもできないので、各地区の学長会議でも十分検討して頂きたいと思い、その旨を10月22日付文書をもって 依頼 した。その依頼状に基づき各地区学長会議では活発な議論があったようであるが、それを受けて10月28日の理事会で本委員会が示した結論に対して、次の基本的事項について明確にするよう要望があった。

- a. 昭和62年度から受験機会の複数化を実施 する方向で検討する旨を強調する。
- b. aの検討過程において,各大学の自主性 を最大限尊重する。
- c. 昭和62年度実施に向けて、昭和61年4月 末までに具体案を得るよう努力する。

以上三つの基本的事項を基にその後10月31日,11月6日,12日の本委員会,11月13日(本日)の理事会で慎重に審議した結果まとめられたものが本日提案の改革案であるが、それを審議していただく前に過般実施した各学長宛の「受験機会の複数化に関するアンケート」の集計結果についてご報告することとしたい。

ついで同委員会の松井委員より次のような報 告があった。

「受験機会の複数化に関するアンケート」の 集計結果の数字的なことに関しては、"速報" というかたちですでに各大学に送付したが、そ の後、表 I 及び表 II において数字に変動があっ たので訂正を施した。本日配付の資料が最終的 なものである。

今回の学長宛アンケートの回答においては、「受験機会の複数化を昭和62年度から実施する」ことに賛成するものは、95大学中の62大学、またこれに賛成の学部又は分校が多数というものが8大学であった。なお、このことについて付記されたコメント、及び賛成出来ないとして指摘された問題点等を要約したものが、別紙資料「諸意見の概要」である。

本来このアンケートは各学長の意見を伺い, それを委員会の審議の参考にすることを目的と していた。従って,このアンケートは各大学の 学部まで下ろした意見は聴取されていない。し かし,大学によっては,一部学部等で検討した 結果をも回答していただいているので,それら を参考にさせていただいた。

(5) 国立大学の受験機会の複数化について 以上の報告があったのち、沢田委員長より 「国立大学の受験機会の複数化」に関する委員 会(案) について次のように説明 が あっ た。

本日提出の「国立大学の受験機会の複数化について(案)」についてこれからご審議いただくわけであるが、この委員会(案)は理事会の承認を得たものであることをご承知おき願いたい。その内容は次のとおりである。

「国立大学の受験機会の複数化は、昭和62年 度から実施する方向で検討する。

なお、具体的実施方法については、昭和61年

4月末までに結論を得るよう努力する。」

以上が今回の提案の内容であるが、この提案 に至るまでの本委員会の審議過程についてはメ モとして配付してあるので、それについてご説 明する。

- ① 国立大学の入学試験は、各国立大学が自主的に行うものである。しかし、全国立大学として協調・調整することも必要である。
- ② 入試制度を安易に変更することは避ける べきことであるが、受験機会の複数化は、 共通第1次学力試験、共通テストの如何に かかわらず、可及的速やかに行う必要があ る。
- ③ 本総会(60年11月総会)で、昭和62年度 から受験機会の複数化を実施する方向で検 討することの了承をとる。
- ④ 受験機会の複数化は、できるだけ実質的 意義を持つ複数化であることが 必 要 で あ る。
- ⑥ 第2次学力試験に一定の実施 期間 を 設け,各大学・学部は,この期間に自主的に 試験期日を設定することができる。
- ® 現行の第2次募集は引き続き行うほか、 これに準じて、全定員について⑥にいう期間外に第2次学力試験を実施してもよい。
- ⑦ 受験機会の複数化が各大学の自主的選抜 方法を阻害するものであってはならない。
- ⑧ 受験機会の複数化が、旧一期・二期校制の弊害を再現するものであってはならない。
- ⑨ 受験機会の複数化については、入試関係の事務処理が可能であることが条件である。
- ⑩ 共通1次学力試験,共通テスト,第2次

学力試験の在り方について, 更に検討する 必要がある。

① 上述の③が総会で承認されれば、昭和62 年度第2次学力試験の実施方法について具体的試案を提示し、各大学での検討に資し、昭和61年4月末までに具体的案を得るよう努力する。

以上が本委員会の審議経過をメモとしてまとめたものであるが、この複数化の問題を検討するにあたり、①・②を基本的な考え方とし、④・⑦・③・⑨をその前提条件とした。また、⑤・⑥はこの考えを具体化するための一試案であり、⑩は将来の検討課題である。③はこの提案の主文の承認を得るということであり、⑪は提案の中の"なお書き"に相当するものであるが、本件については各大学の自主性を最大限に尊重しながら実施に向かって具体的な案を作るということである。

このように、本委員会としての結論を理事会 において承認を得て提案に及んだ次第であり、 その可否について本総会にお諮りするものであ る。

以上の提案について, 概ね次のような議論が 交わされた。

- メモの®で、「第2次学力試験を一定期間 内で各大学・学部が自主的に試験期日を設定 できる」とあるが、その際、1学部で1回目 は学科試験、2回目は小論文というように試 験方法を変えて2回設定できると考えてよい のか。
- 基本的には、同一学部で一定期間内に2回 設定するということを大学が決めることにつ いては尊重すべきであると思う。しかし、国 立大学全体としてある程度調整する必要もあ

るので、その場合のメリット・デメリットについての情報を整理して各大学・学部にお知らせし、それを参考に検討していただくということを2回くらい繰り返す必要がある。1回目は12月、2回目は3月頃を予定しているが、その方法等について現在委員会で検討中である。

- 国立大学の受験機会の複数化というのが国 民の声であり、また、高校生のアンケートに よると90%がそれを望んでいるといわれてい るが、複数化にすることのメリット・デメリ ットに関して統計的なものがあるのか。
- 複数化をすることが良いのかどうかということは一つの問題点であるが、それに対する現時点での統計的なものは高校生のアンケートだけであると思う。この問題については、国立大学を一つしか受けられないことに対するメリット・デメリット、複数化した際のメリット・デメリット、受験生の8割が私立というの国立大学が一元化して試験するより、それを多様化することによって学生自身がメリットである。なお、複数化することにより、大学によってかなり異なるということは考えられる。
- 現行制度では国立大学は1回しか受けられないので、地方大学の場合、受験生の多くは国立大学と私立大学を受け、私立大学が受かればそのまま入学するという者の率が高いので、第2次募集に苦慮しているのが現状である。今度国立大学の受験機会が2回になると、第1希望は好きな大学へ、第2希望は安全な大学へ受けることになるのは必然であ

り、また、第1希望が受かる者は第2希望も 受かることになるのも当然であり、従って第 2希望の大学には入学しないことになる。そ うなると、「連続案」というのは、10日程試 験期間はあるが合格発表は同時に行われるの で、結果として、片方の大学は定員に満たな くなる。そこへ更に私立大学へ入学する者も 出てくるので、混乱を招くのではないか心配 である。

また、例えば同一大学の教育学部と工学部の2つの学部について別々に試験をするとした場合に、高校の進路指導など受験する側の立場を考えると同じ学生が両方の学部を受けることも予想されるので、こうした実質的な問題についても検討願いたい。

なお、予定されているアンケートの実施ス ケジュール等については、大学内での検討が 十分できるよう配慮していただきたい。

- メモの⑪の中で「具体的試案を提示し」とあるが、これは本委員会が各大学に提示することかと思うが、これから行われるアンケートのことも含めて具体的な説明を願いたい。
 - また、メモの®は第2次学力試験のことを 指していると思うが、これを検討するとき に、⑩で「第2次学力試験等の在り方につい て更に検討する」とあり重複していると思わ れるが、何か特に意味があるのか。
- メモ⑪の「具体的な試案を提示し」とあるのは、各大学で検討していただくときの情報として、第2次学力試験の実施時期・期間などについて今までにまとめた"第1次試案"があるので、それらの資料を提供して、各学部の意向までつめた回答をいただくようなアンケートを差し上げ、その回答結果を基に本委員会で"第2次試案"として具体的試案あ

るいは改善案を作成する。そして、それを再 度各大学に示して各大学で検討願い、それを 基に"第3次試案"を作成し、これを最終的 な試案としたい所存である。

また、メモの⑩の意味については、メモの②に「受験機会の複数化は共通第1次学力試験や共通テストとは関係なく可及的速やかに行う必要がある」ともあるように、入試全体を考えた場合には、現在ある共通第1次学力試験、それにいわゆる"共通テスト"及び第2次学力試験等の問題について、本委員会として更に検討していく必要があるということで

ある。受験機会の複数化(第2次学力試験) を昭和62年度から実施したとしても、なお検 討しなければならない問題も生じる可能性も あろうが、現時点における最善の策をとった うえで改善すべき部分は改善していくとい う、検討継続の姿勢をメモの⑩で強調した次 第である。

概ね以上のような議論が交されたのち会長から、国立大学の受験機会の複数化についての改革は重要な問題であるので、明日引き続いて審議を行うことにしたい旨述べられ、本日の議事を終了した。

第77回総会(第2日)

日 時 昭和60年11月14日(木) 10:00~12:20

場 所 学士会館210号室

出席者 各国立大学長

1. 入試改善について

初めに、沢田副会長から、本日は昨日に引き 続いて入試改善の問題についてご審議願う予定 になっているので、この問題について最初にご 意見を伺いたいと述べられた後、次のような意 見が交わされた。

- 第2次学力試験を前期・後期に分けて実施するということについて、各大学間で協調・ 調整したうえでということであるが、問題なく機能できるであろうか。
- 国立大学の入学試験は、各国立大学が自主的に行うことが大原則であるが、全国立大学として協議・協調するということも必要である。なお、受験機会を複数化し、前期・後期に分けて実施した場合のメリット・デメリットについて、入試改善特別委員会で整理し、各大学に情報として提供し、検討・ご判断い

ただくことにしている。

また、受験機会の複数化は、できるだけ実質的意義(①学部・学問分野が偏らない、②地域的アンバランスを解消する等)を持つ複数化であることが望ましいが、これを強制調整するということであってはならない。

- 受験機会を複数化することによって、個々の大学では受験生が倍増することになる。また、合格辞退者が出た場合の再募集による入学定員の過不足等が生ずるが、これらの問題に対し、入試事務はどう対応すればよいか。
- 入試関係の事務処理が可能であることが入 試改善案の前提条件であり、入試事務の倍増 には、学内体制の強化、また、入試センター 等の協力によるコンピュータシステムの活用 等の措置で対応していかなければならない。

入学者の選抜ということは、各大学が行う べき重要な問題であるから、各大学が主体的 に責任をもって決定するという自主的選抜方 法を阻害するものであってはならないので, 今後一層詳細に詰めてゆきたい。しかし, あ る程度は試行的に実施して改善していく必要 があろう。

- 受験機会の複数化のため国立大学を二分割する場合、旧七帝大が全部同一グループに入るようでは意味がないと思われる。
- いわゆる旧一期・二期校制の弊害を再現しないよう留意する。
- 昭和62年度第2次学力試験の実施方法における具体的試案があれば、その概要についてお伺いしたい。
- 入試改善特別委員会として、具体的な試案 は種々検討しているが、この会議に示せるま でには至っていない。しかし、受験機会の複 数化の具体化の一試案として、
 - ① 第2次学力試験に一定の実施 期間 を 設け, 各大学・学部は, この期間に自主的に 試験期日を決定できる。
 - ② 現行の第2次募集は引き続き行うほか, これに準じて,全定員について一定の実施 期間以外に第2次試験を実施してもよい。 ということを検討している。

なお、一定の実施期間とは、3月初旬から9日位までの間に、前半と後半にグループ分けして実施することを考えている。この期間については、私学との重複を極力さけながら2月下旬にすることも検討している。いずれにしても12月には何らかの案を各大学に提示できると考えている。

○ 地区学長会議において、国立大学の受験機会の複数化についてのメモの主旨をふまえて 一定の方式を考え出した場合、それを認めていただけるのか。 また,全国立大学として統一した方式に従 わなければならないのか。

- それらの意見は最大限**尊重**するが、全国的 に考えてご相談いただくこともある。
- 現行の第2次募集は引き続き行うとあるが、欠員補充のための第2次募集と解してよいか。
- そのように解して差し支えないが、更にき ちんと整理したい。

なお, その場合の出願受付の時期をいつに するか等検討させていただきたい。

- 受験機会の複数化において、受験回数は3 回まで可能か。
- 最終的には決めてなく、2回までを考えて きたが、なお3回も検討していきたい。
- 入試実施期日を2月にした場合,私立大学 との関係でどの程度まで可能か。
- 可能であれば十分詰めたい。

概ね,以上のような意見の交換があった後, 沢田副会長から,「国立大学の受験機会の複数 化は,昭和62年度から実施する方向で検討す る」ということについて諮られ,これに対し 「昭和62年度から実施する」に修正されたいと いう強い意見もあったが,大学の中には,十分 手続きの済んでいない大学もあることから,原 案のままとして承認された。

さらに沢田副会長(入試改善特別委員会委員 長)から、昭和62年度第2次学力試験の実施方 法について、具体的な試案を12月初旬に各大学 長に提示して、来年1月中に各大学の意見を伺 い、2月にこれを整理したうえ更に第2次のア ンケートをお願いして、4月末までに具体的実 施案を得るよう努力したいので、格別のご協力 をお願いしたい、と述べられ、また、私は、12 月15日退官するため、その後任には現在、副委員長の田中九州大学長に委員長をお願いすることになったので併せてご了承いただきたい旨述べられた。

2. 大学の当面する諸問題について

飯島名古屋大学長(臨時教育審議会第4部会 長)から,臨時教育審議会の審議経過につい て,概ね次のとおり報告があった。

大学入試の問題については、前回の第一次答申の中に所見をおりこみ、これについて今、文部省の大学入試改革協議会で具体的な検討が行われている。現在第4部会としては、高等教育の国際化に関する問題を主要な話題として検討し、その大要は、近く同審議会で取りまとめられる。

また,臨時教育審議会としては,高等教育の 改革の本質的な問題である①学部教育,②大学 院,③学術研究,④大学の設置形態,⑤高等教 育予算,管理•運営等の広範な問題を検討中で ある。

なお、同審議会の全体の予定としては、1月 末までに前回の第一次答申以降の審議経過の概 要を公表し、各方面のご意見を承り、来年4月 か5月に基本答申を取りまとめる予定になって いる。また、この答申に盛り込めなかった課題 については、第三次答申というものを予定して いる。

現在とりあげられている問題の審議状況は概 ね次以下のとおりである。

○ 高等教育の国際化に関する問題について 国立大学協会第5常置委員長,文部省,日本 学術振興会,国際交流基金,日本貿易振興会そ の他からご意見を伺った。取りまとめつつある 内容は, (1) 高等教育の教育内容については、国際的視野の育成と語学教育がクローズアップされている。

国際的視野を学生に身につけさせるという 点で各大学がカリキュラム上の工夫をし、エ リア・スタディ、比較文化の問題等について 大学の一般教育の中で豊富に実行できる措置 が必要であり、更に内外の重要な古典につい て高等教育を学ぶ学生が十分勉強し、学習す る機会を与える必要がある。

- (2) 国際化を進めてゆく理由の中には、日本の大学が国際的に通用しうる大学か、国際的に 交換性をもった組織であるか、国際的に尊敬される意欲をもった組織であるか等の背景があり、具体的には、大学の学期の問題、教育の方法の問題、大学自体の種々の規則等が国際交流上障害になっていないか等、高等教育のあり方の国際的視野での問題提起がある。
- (3) 留学生の問題については、政府及び文部省でコミュニケを作り、西暦2000年までに10万人を受入れる計画がある。しかし、私費留学生については、殆ど自然の趣勢にまかせ、国費留学生について、概ね、年々12~13%ずつ増加させるということで文部省の留学生課を中心にその受入れ計画を進めているが、その実現に当たっては、留学生に対する奨学金、私費留学生の手当、留学生の宿舎、宿舎以外の生活条件、各留学生に対応する組織、職員の充実・整備等の諸問題が基本的に取り組まなければならない問題点となるであろう。

また、留学生の選考に関し、現在国費留学生は文部省の直轄方式が主体となっているが、大学間協定というものが進んでいるので、むしろ、直轄方式を必要な範囲残し、各大学が、より積極的に国際協力が進められる

ような基盤整備も行われなければならない。 このためには、しっかりしたリコメンデイションを作成し、政府は予算的・資金的にも 大幅に増額し、宿舎問題その他を積極的に解 決すべきである。

(4) 研究者の学術交流の問題,殊に在外研究員の問題は,実質的にこの数年間各大学レベルでは停滞しており,改善を要する。その他国際学会をどう開催するか,海外の大学との学術交流をどうみるか等の問題点が山積している。

以上国際化に関する問題全般について、国際 交流を推進することについて臨時教育審議会と しても特に異論がないので、積極的な提案を取 りまとめたいと考えている。

- 高等教育の改革の本質的な問題について
- (1) 学部教育の問題としては、一般教育を重視しながら同時に学部レベルにおける専門教育の充実をいかにすべきかについて、大学設置基準との関わりで検討している。これについては、大学設置基準を簡略化し、各大学の自主的な活動が可能であるように組み換えるべきではないかという議論が多く、同時に大学の設置とか、アクレディテイションに対する今のシステムがよいか等の意見も提起されている。このように、従来は大学設置ということに重点を置いてきたが、今後は既存の大学が種々形を変え、内容を良くしてゆく方向に重点を移さざるを得ないだろうということである。

また、大学設置審議会のあり方、高等教育 行政が適切に行われているかどうかの問題に 関して、ユニバーサル・カウンシルというよ うなものを作って大学の広義の自主活動を反 映させ、大学の問題を長期的に、あるいは、 個別的に見ていくようなことが必要ではない かということが関心の対象になりつつある。

(2) 大学院の問題としては、Ph.D レベルのドクター・コースにおける修業年限はもう少し早めてはどうか、日本の大学にとって最も欠けているポスト・ドクトラルの制度の整備促進を図るべきである、などの問題が提起されている。

また、現在の大学における助手のポジションのあり方も検討を要すべき重要な問題である。

- (3) 学術研究については、産学共同に関する問題がある。これについて科学技術庁等で種々の提案がなされているが、そこでは大学の自主性について非常に軽く評価している面が見られるので、この問題について相当な関心事として取り組まなければならない。
- (4) 大学の管理・運営については現在その設置 形態が問題であるという指摘が強く、国立大 学として一番切実な問題となっているが、第 三次答申までの間にどのような結論を得るか 予断を許さない状況である。

以上のように、今後第4部会は、直接大学の 命運に係る問題の審議を進めることになるが、 私としては大学人としての立場から、大学の本 質を損わないために全力をつくすつもりである ので、国大協の各関係委員会等においてもよろ しくご支援の程お願いする。

3. 学長懇談会の運営について

沢田副会長から、本日午後に開催される学長 懇談会の運営については、前例により司会を会 長・副会長が当たることになっているが、当面 する大学の諸問題についての提言を基に文部省 関係官と活発な隔意のない意見交換をお願いし たい旨の発言があり了承された。

4. 第78回総会の日時・場所等について

沢田副会長から、次回総会の日時・場所について以下のとおり予定したい旨諮られ、了承された。

昭和61年6月17日(火)

総 会 第1日(国立教育会館) 6月18日(水)

総会第2日("

20日 (金)

事務連絡会議(")

以上をもって2日間にわたる総会の議事を終了し、最後に会長から、次回総会までに任期満了となる下記の学長に対し謝意を表され、閉会した。

秋 田 大 学 梅津 良之 筑 波 大 学 福田 信之 宇都宮大学 世良晃志郎 群馬大学 小野 埼 玉 大 学 須甲 鉄也 東京外国語大学 鈴木 幸商 東京水産大学 天野 慶之 浜松医科大学 吉利 和 三重大学 井澤 道 京都大学 沢田 敏男 高知 医 科 大 学 森本 正紀 九州芸術工科大学 吉武 泰水 佐 賀 大 学 山川 篦 大分 医 科 大 学 中村 家政 宮崎 医 科大学 玉井 達二

第44回事務連絡会議

日 時 昭和60年11月15日(金) 10:00~15:00

場 所 学士会館(神田) 210 号室

出席者 各国立大学事務局長

(大学入試センター) 白石管理部長

(事務連絡) 文部省**菴**谷人事課長, 淹沢大臣官房 企画官, 佐藤大学課長

石塚事務局長主宰のもとに開会。

初めに同事務局長より,最近の人事異動により新たに就任された事務局長の紹介があったのち,次のように今総会の状況報告が行われた。

I 総会状況報告

1. 会務報告

石塚事務局長より、別紙資料「第77回総会概況」にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。(詳細は総会議事要録参照)

- (1) 要望郷の提出について
 - 1) 6月総会で議決された諸要望書の処理 について
- (2) 臨時教育審議会関係事項について
 - 1) 臨教審問題懇談会の開催について
 - 2) 臨時教育審議会における意見陳述について
 - 3) 北海道地区公聴会の出席者について
 - 4) 臨教審主催懇談会への参加について
- (3) 学長の国際交流について
 - 1) インドネシア国大学学長の招致について
 - 2) ドイツ連邦共和国との学長交流について
- (4) 活動休止中の特別委員会の廃止について 50

(5) 日教組との会見について

2. 議事概要

石塚事務局長より、別紙配付資料「第77回総会国立大学協会事業報告書」および「第77回総会概況」等をもとに、総会における議事の概要について次のように説明があった。

(1) 各委員会委員長報告と協議について

前総会以後の各常置委員会および各特別委員 会の審議状況について各委員長よりそれぞれ報 告があった。(詳細は総会議事要録参照)

- (2) 各地区国立大学学長会議の報告について 前総会以後今総会までの間に開催された各地 区の学長会議における審議の模様について、各 地区世話大学の学長より報告があった。
 - (3) 入試改善について

第2常置委員会および入試改善特別委員会の 担当する入試関係の問題については、その改革 案を審議する関係もあって「各委員会報告」と 別に独立の議題として扱われ、総会第1日目の 午後および第2日目の午前中にわたり協議が行 われた。

初めに丸非第2常置委員会委員長より,共通 第1次学力試験の実施に関連し,昭和62年度共 通第1次学力試験の実施期日については,1月 24日(土),25日(日)の両日とすることが了 承された旨報告があったほか,専修学校高等課 程修業年限3年以上の卒業者(見込者も含む) に対する大学入学資格付与(昭和60年9月19日付 文部大臣告示)に伴う 昭和61年度 共通第1次学 力試験受験教科の特別措置について、および埼 玉地区の共通第1次学力試験受験場の問題について、それぞれ決定に基づく内容の説明があった。

次に、沢田入試改善特別委員会委員長より、 予て入試改善特別委員会が検討をすすめてきた 「国立大学の受験機会の複数化」について、そ の審議経過および審議に資するため各国立大学 長個人宛意見を徴したアンケート調査の結果に ついて説明(配付資料説明は松井入試改善特別 委員会委員)があり、更にこのアンケートの結 果を踏まえて取りまとめた「国立大学の受験機 会の複数化について(案)」を提示してこれらの 承認方を諮られた。

これについて審議が行われたが、若干の大学より意見が提起され、時間の関係もあって第1日目に結論に遠しなかったため、2日目午前の総会において引続き審議が行われた結果、これが了承された。

(4) 当面の問題について

飯島名古屋大学長(臨教 審第 4 部 会 長)より, 臨教審の最近の審議状況について詳細に亘る説明があった。(詳細は総会議事要録参照)

(5) 学長懇談会について

総会第2日目の午後1時30分から同4時まで 文部省関係者を交えての学長懇談会が開催され た。

学長懇談会では、初めに松永文部大臣の挨拶があり、つづいて大崎高等教育局長、植木学術国際局長より昭和61年度概算要求等それぞれ所 掌事項に関して説明があったのち、今後、国立大学の受験機会を複数化するに伴い配慮を要する行財政上の問題ならびに文部省の入試改革協議会において検討がすすめられている "新テス

ト"構想等入試改善に関する問題を主に文部省 関係官と種々意見交換が行われた。

以上をもって第77回総会の全日程を終えた。 なお、総会2日目の午後12時40分より、会 長、両副会長、関係委員長等が出席して記者会 見を行った。

以上をもって石塚事務局長からの総会関係事 項についての報告を終了した。

Ⅱ 大学入試センター連絡事項

白石大学入試センター管理部長より,共通第 1次学力試験に関する事項について次のような 説明があった。

事務局長各位には平素より共通入試の実施に ついてご尽力を賜わり,この機会を借りてお礼 を申しあげたい。

初めに昭和61年度共通第1次学力試験の出願 状況についてご報告申しあげる。これについて は去る11月8日(金)に受付を締切ったが、ま だ一部郵便による未着分があり確定した数では なく11月11日現在の集計数である。これまでの 出願総数は 359,938 人で,この内訳 は 現 役 が 233,276人, 既卒業者等が126,662人となって いる。その結果、全国の髙等学校卒業見込者総 数に対する現役の志願率については、ここ数年 漸減傾向が続く中で史上最低だった昨年の15.1 %を更に下回って14.4%になることがほぼ確定 的となった。このことが世上"国立大学離れ" といわれる所以と思われるが、これについて は、共通第1次学力試験の受験者が第2次試験 を受験する割合についてもみたうえでなければ 断定できない。従来この率は85~87%程度であ ったが、昨年は受験者屬が丙午の生まれの年に 当たったことによるためかこれが95.8%の高率 を示しており、今後61年度の第2次試験の受験 率がどの程度になるか注目しているところであ る。

次に、昭和62年度共通第1次学力試験の実施期日については、従来の方針に基づき1月末の土曜・日曜とし1月24日(土)、25日(日)に決定しているが、この時期は一部の地域において雪害の危険度が高いので、これの円滑な実施に万全を期したい所存である。

なお、国立大学の受験機会の複数化については、今総会において「昭和62年度より実施する方針」となり、今後、入試改善特別委員会で各大学宛にアンケート調査を行って意見を徴しながら、来年4月末を目処にこれの具体的な実施案を取りまとめてゆくこととなったが、これに関連して来る12月24日に入試センターにおいて全国立大学の入試担当者会議を開催して入試改善特別委員会で検討されている具体的な「複数化案」について同委員会の然るべき方をお呼びして説明を伺ったうえ、入試実務レベルの観点からこれについて協議を行う予定である。

おおむね以上のような説明があり、入試セン ターからの事務連絡を終った。

Ⅲ 文部省連絡事項

昼食休憩後午後1時30分より、文部省から関係官が出席し、それぞれ所管事項に関しおおむね以下のように説明があった。

菴谷人事課長

(1) 週休2日制について

人事院は、国家公務員の週休2日制推進の検討に資するための方策として、4週5休制の枠内で運用を弾力化することとし、各職域において基本期間の4週の中で2回の土曜日についてそれぞれ職員を交代で2分の1ずつ勤務を要しない時間の指定日とし、このうちの1回につい

ては業務の運営に支障がないかぎり第2土曜日とする旨その実施案を取りまとめた。そして、去る11月6日開催の「週休二日制関係省庁連絡会議」において、この実施案により来る12月28日(土)から実施に踏み切ることが申し合わされた。これにもとづき文部省においても具体的な実施案を速やかに取りまとめたうえ各大学宛通知したいと考える。

(2) 国鉄余剰人員対策について

国鉄再建問題を検討していた国鉄再建管理委 員会はその答申「国鉄改革に関する意見」にお いて昭和62年度より国鉄の分割民営化案を打ち 出し、これを承けて、去る10月11日にその実施 を図る「国鉄改革のための基本方針」を閣議決 定した。国鉄のこの分割民営化による新経営体 への移行に伴い、今後数年間に全体で9万3千 人の国鉄職員が削減されることになり、当面61 年度について2万人が整理の対象となってい る。これについては既に総理を本部長として設 けた「国鉄余剰人負雇用対策本部」においてそ の雇用対策の実施を図るための検討が行われて おり、公的部門においてこれを積極的に引受け ることになっている。このため、文部省関係に おいてもこれに応分の協力が要請されることに なると思われるが、その節は各大学におかれて はご協力のほどよろしくお願い申しあげる。

以上のような説明があったほか, 去る10月20日に起きた成田空港を巡る"成田闘争"事件において逮捕された者(241人)のうち国家公務員をはじめ公的機関に所属する者が少なからず含まれていた(28人)ことに対し, このような事態が発生することのないよう大学においても厳正な服務規律の実施に努めてほしい旨の説明があった。

淹沢企画官

〇 昭和61年度概算要求について

昭和61年度文部省概算要求は国の厳しい財政 事情を反映して,経常的経費については-10%, 投資部門については-5%という要求枠のもと に行われた。

国立学校特別会計については、前年度比金額で約395億円、伸率で2.5%となったが、これは附属病院収入、授業料収入等の自己収入が約310億円増えている関係によるもので、一般会計からの繰入れ額は約85億円増に止まった。そして、一般会計から特別会計への繰入れ額の比率は特別会計発足時の昭和39年の82%をピークに年を追って減ってきて、来年度はこれまで最低の今年度(要求ベース)の66.2%を更に下回って66.1%となった。

今後の予算編成の見通しについてであるが, これについては,今年度の国家公務員給与の人 事院制告(アップ率平均5.74%)の取扱い如何 という不確定要素があるが,いずれにしても, 財政当局から厳しい内容の要求(たとえば,授 業料について,月額の単価アップ・前倒し(3 月)納入・免除枠の切下げ,附属病院の診療稼 働率のアップ,育英奨学金の有利子化の拡大, 奨学寄附金の増額,等)が出されてくるものと 思われる。

佐藤大学課長

〇 入試改革について

大学入試について,臨時教育審議会の答申 (第一次)にもとづき"新テスト"構想を検討 するため大学入試改革協議会では去る7月に設 置されて以来,これまでに総会を3回開催するとともに,この間発足させた小委員会を2回開催した。

この新テストの基本的な位置づけについて協議会におけるこれまでの議論では、従来の共通第1次学力試験の成果を継承しつつ国公私立大学を通して自由に参加できる弾力的な入試制度づくりを目指す方向で検討がすすめられている。

次に、臨教審における審議状況等についてであるが、臨教審では来年春に予定されている第2次答申に向けて、過般公表した「審議経過の概要」を土台に今後集中審議も行いながらその取りまとめがすすめられることになっている。目下、第4部会における中心的な議論としては①学部教育のあり方、②大学院のあり方、③大学財政のあり方(設置形態を含む)、の3点であり、第2次答申に盛られるのはこのうち①と②の問題に絞られる見通しである。

以上のような説明があったほか、祝日等における各職域での国旗掲揚の周知徹底方について説明があった。

文部省関係官より概ね以上のような説明があったほか,宮野東大事務局長より,去る6月以来国立大学事務局長10人の構成員で検討をすすめている,国立大学側からみた「国立大学の活性化方策」に関する審議状況について,目下,①外部資金の導入化の推進,②大学への権限の委譲化,③大学事務機構の合理化,の3点を主に検討中である旨説明があり,本日の会議を終了した。

第1常置委員会

日 時 昭和60年10月28日(月) 10:00~12:30

場 所 学士会分館8号室

出席者 石田委員長

藤井, 黒田, 福田, 小菅, 藤卷, 化輪, 八木, 新野, 近藤, 桧, 添田, 中村, 遠藤各委員 下沢, 宮野各専門委員

石田委員長主宰のもとに開会。

[藩 蕃]

◎ 「国立大学のあり方」に関するアンケート(案)について

これについて委員長より次のように述べられた。

本委員会の審議に資するため、各国立大学長に対し「国立大学のあり方」に関するアンケートを実施するということは去る6月の総会で了承を得ているので、本日はそのアンケートの文案についてご審議いただきたいと思う。

以上のように述べられたのち、委員長の手許で予め用意された [「国立大学のあり方」 に関するアンケート (案)〕 が提示され、 これを基に検討が行われた。その主な意見は次のとおりである。

- このアンケート案で、"貴大学の歴史 と 現 状に触れながら今考えている貴大学の将来構 想を示して下さい"という設問を して いる が、これでは漠然としていて答えにくいので はなかろうか。
- 各大学の将来構想等については大学内部で 長期構想委員会等で検討されていると思われ るので、この質問に答えるにはそのような機 関の承認を得なければならないということも あろう。それで、ここではむしろ「学長個人 の意見」ということにした方がよいのではな かろうか。

○ 学長が個人の意見として書くのであれば、この案に記されている「貴大学の歴史と現状に簡潔に触れていただきながら……」という部分は削除した方が書きやすいのではなかろうか。

おおむね以上のような意見交換があったのち 添田委員より、同委員作成の「国立大学のあり 方に関するアンケート(案)」(本委員会での分 担テーマを添付したもの)の提示があり、これ について説明があった。

これに対し次のような意見があり、これに基 づき「分担テーマ」の内容についての検討に入 った。

○ アンケートというのは、ある一定のテーマを与えて、それに答えてもらうというのが建前であろうと思うので、先に検討した委員長案に添田委員案の分担テーマを添えたかたちのものとしてまとめてはどうか。

ついで「分担テーマ」についての検討が行われ、次のような形にまとめられた。

- ・総論的なこと
 - (1) 国立大学はなぜ必要か(一部に国立大学 を法人化せよという意見がある。国立大学 でなければならない理由)
 - (2) 国立大学はいかにあるべきか
- 各論的なこと
- (1) 国際的にみて日本の国立大学の長所, 短 所
- (2) 各専門分野の活性化を目標にした国立大

学のあり方

- (3) 後継者養成からみた国立大学のあり方
- (4) 行財政硬直化の実例からみた国立大学のあり方
- (5) 国立大学の管理運営
- (6) 一般教育のあり方
- (7) 国立短大等のあり方

以上をもって「国立大学のあり方に関するア ンケート案」の検討を終わり、ついで委員長よ り次のように述べられた。

本日ご審議いただいたアンケート案について

は、本日午後に開かれる理事会に報告して承認を得たうえ、できるだけ早い時期に各大学へ発送することにしたい。なお、回答締切りは11月末日ということにする。

以上でアンケート案についての審議 を 終わり,このあと添出委員より「国立大学と私立大学との比較」について、また近藤委員より「京都大学の将来計画」について、それぞれ配付資料を基に説明があり、これについて若干意見が交され、本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日 時 昭和60年11月25日(月) 10:00~12:30

場 所 東京大学史料編纂所会議室

出席者 石田委員長

黑田,小菅, 関, 藤卷, 花輪, 北條,八木,新野, 近藤, 熊谷, 桧, 安永, 中村, 遠藤(尚)各委員 下沢, 遠藤(丞), 宮野, 横山各専門委員

石田委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

◎ 国立大学のあり方の検討について

本テーマの具体的検討事項の一つである次の 問題を取り上げて審議することにした。

(1) 「私立大学等他大学からみた国立大学のあり方」について

これについて、本課題担当の安永委員より次のように説明があった。

(国立大学の存在理由についての見解)

今日,大学生の8割が私立大学に学び,国立 大学に学ぶ学生は2割程度である。そうした学 生数の較差のゆえに,一部に国立大学の存在理 由そのものを疑問視する向きもあるというが, それは極めて一面的で乱暴な議論である。高等 教育の大衆化に果した私立大学の貢献を多とす るにやぶさかではない。しかし高等教育機関の 役割をその観点からのみ捉えることは適切ではないと思う。大学は単に「教育」だけを担っているわけではなく、「研究」の場としても重要であり、元来、大学は研究と教育の双方が統合的に存在してこそその名にふさわしい場所と言える。しかしながら、今日のように大衆化した大学のすべてに、全く同じ比重をもって研究と教育との統合を求めるのは非現実的な要求である。地方の国立大学にはそれぞれの地方の特色ある学問研究のセンターとしての機能がある。そうした機能を十分に発揮させることがわが国の学問を支え発展させていく上で極めて大切なことである。

また、教育に関しては、それぞれの地域の地 方色を生かしつつ、人間性豊かな職業人の育成 をはかることが国立大学の使命であるが、その ことは教員養成についても全く同様である。国 は、教育の機会均等の理念に照らして人材を広 く全国に求め、そうした人間形成の事業を遂行する責任がある。なぜなら、日本が今日世界に冠たる先進工業国に成長発展した最大の要因は、国立大学を頂点とする均質的で高水準の国民教育制度の総力が結集されたことにあると言っても過言ではないからである。特に学問研究や文化水準の維持に関して、これまで国立大学が発揮して来た指導力と貢献は計りしれないものがあるが、その役割は日本の強力な武器として今後も欠くことのできないものである。

わが国の公教育の基幹をなすのは国立大学で ある。もとより、個性豊かで、創造力旺盛な国 民の育成には多様な教育形態も必要であろう。 その意味で私学の存在意義は無視できないけれ ども、私学を中心とする高等教育の多様化は飽 くまで国立の標準的な高等教育機関があってこ そ可能と言うべきものである。国の責任におい て運営される安定した、標準的な大学がなけれ ば、わが国の高等教育はただ混乱を招来するの みであろう。「民営化」というのは,経済 競 争 のような利潤追求の分野では意味があるであろ うが、研究や教育のような真理探求・価値追求 の分野には全くなじまない。むしろ、国は国立 大学に手厚い保護を与え、長期的展望のもとに 自由に真理探求・価値追求に当らせることが, 学問や教育の発展のためには不可欠の条件であ ると思う。

以上のような説明があったのち、これについ て次のような意見の交換が行われた。

○ 「日本が先進工業国に成長発展した最大の 要因は、国立大学を頂点とする均質的で高水 準の国民教育制度の総力が結集されたことに あると言っても過言ではない」といわれてい るが、これについてはまだ議論が少し足りな いのではないか。

それから、各県に国立大学がおかれたということは、かつて日本の小学校が義務教育制度を確立したということよりももっと日本の文化の発展に役立っているのではないかと思われるが、これをどのように客観性をもたせて書けるかということが問題であろう。

- 教育の効果というものは、必ずしも客観的 データによって出ない場合が往々にしてある と思う。
- 世間では、過去の国立大学がどのような役割を果してきたかということよりも、現在の国立大学がどうであるのか、また将来どうなるのかということを知りたがっているのではないか。

それから、国立大学と私立大学の相違点として、私立大学ではある特徴、例えばある特定の先生が目立った業績を挙げていると、その研究をどんどん進めさせてその特色を発揮するように努めている。これに比べると、国立大学では総て平均した研究が行われているように見受けられる。

- 国立大学と私立大学とを対比して、私学のことをあれこれ論評することは望ましいことではないと思うが、ただ理科系の論文数などにおいて私立大学よりも国立大学の方が遙かに多いということは指摘できるのではなかろうか。また、理科系において、博士、修士の数がこれだけいてその方の責任を果しているということも言えると思う。
- 国立大学の組織の再編合理化が言われているが、現在このような状態であるからこの学部は廃止すべきだというように短絡的に考えるべきではないと思う。組織の改廃については20年、30年先を見越してこの学問は大切で

あるかどうかを考えるべきであって、もし、 それが日本のために大事な学問であれば、社 会でどう言おうが残すべきものは残すべきで あると思う。

○ 社会の批判では、国立大学のあり方が厳しさに欠けているのではないかということである。そこで、国立大学が社会の厳しい批判に耐えるには、どのように生まれ変わればよいのかということが当面の課題であろう。

以上のような意見交換があったのち委員長より, 藤井委員から寄せられた「私立大学との関係から見た国立大学の役割」というメモについて紹介があり,ついで新野委員より次のような提言があった。

本日の検討課題である「私立大学等他大学からみた国立大学のあり方」の問題に関しては、私立大学等に比べて国立大学がこのように優れているといったかたちの議論はしない方がよいと思う。基本的には、21世紀にかけての教育と研究について本当に国民の期待に添うようにできれば、世界全体の中での日本の役割が果せる指導権が握れるのではないかと考えられるので、そのような議論をしてはどうかと思う。

それには、物的に学部・学科によって条件が 全部違うと思うが、いろいろな面からみて国立 というかたちがよいのか、私学の方がよいの か、あるいは公立の方がよいのか、その辺のと ころの多様性の基準を先ず考えていくことが必 要である。またそれと同時に、制度的にも私 立、公立、国立にはそれぞれのメリット、デメ リットがあることが考えられるので、その辺を 整理して検討しなければならないのではないか と思う。それから身分的な組織をどうするかと いう問題もあると考える。

以上のように思うので、このようなことを各 分野で考えてもらってはどうであろうか。

次に、桧委員より「国立大学と他大学(公立、私立)——医学部で経験した教育、研究、身分保証などの面から——」というテーマで次の項目について詳細な説明があった。

- ① 教育と研究の面から
- ② 医療サービスの国際化の面から
- ③ 地域医療の質的向上の面から
- ④ 研究室型医学と病院型医学の止揚,統合の面から
- ⑤ 学問遂行における身分保証の面から 以上で本議題についての討議を終わり、次の 議題に移った。
 - (2) 「学問の後継者養成からみた国立大学の意義とあり方」について

このことについて黒田委員から,配付資料を基に次の事項について詳細な説明があった。

- ① 医学部教官の経歴調について
- ② 助教授及び講師の出身学部別,学歴別在 職状況等調について
- ③ 国立医科大学・医学部講座教官(助教授・講師)充足率調について

以上をもって本日の議事を終了し、次回は過 般実施した「国立大学のあり方」に関する学長 宛アンケートの結果について中村、遠藤両委員 より報告を受け、これを基に協議することとし た。

次回 12月18日 (水) 10:00~12:30

第1常置委員会

日 時 昭和60年12月18日(水) 10:00~12:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 石田委員長

藤井, 黒田, 福田, 小青, 藤卷, 北條, 八木, 新野, 桧, 添田, 中村, 遠藤(尚)各委員 遠藤(承), 宮野, 横山各専門委員

石田委員長主宰のもとに開会。 〔議 事〕

◎ アンケートの取りまとめについて

過般実施した<「国立大学のあり方」に関する各国立大学長宛アンケート>の結果について、中村委員より次のように報告があった。

今回行った各国立大学長へのアンケートについては現在80校分の回答が寄せられているが、そのうち資料として整理しまとめたのは71校分である。なお、このまとめについては遠藤委員とも打合せて次のような諸項目に分類した。

- I-(1) 国立大学はなぜ必要か
- I-(2) 国立大学はいかにあるべきか
- Ⅱ-(1) 国際的にみて日本の国立 大 学 の 長 所, 短所
- Ⅱ -(2) 各専門分野の活性化を目標にした国立大学のあり方
- Ⅱ-(3) 後継者養成からみた国立大学のあり 方
- Ⅱ 一(4) 行財政硬直化の実例からみた国立大 学のあり方
- Ⅱ一(5) 国立大学の管理運営
- Ⅱ-(6) 一般教育のあり方
- Ⅱ-(7) 国立短大等のあり方

以上のうち私の分担は「I—(1)国立大学はな ぜ必要か」,「I—(2)国立大学はいかにあるべき か」という総論的な二項目の部分である。

以上のような説明ののち,配付資 料 記 載 の

「I一(1)」と「I一(2)」について朗読があった。 ついで遠藤委員から、中村委員がまとめられ た部分と若干重複するところがあるかと思うが アンケートの結果を項目別に索引のようなかた ちにまとめて整理した、との前置きののち、項 目のII—(1)以下の各項目の内容について詳細な 説明があった。

以上の説明ののち、これについて次のような 意見の交換が行われた。

- このアンケート結果に基づく総論的な部分 のまとめについては、どのグループで担当す ればよいであろうか。私 (委員長) のところ でよければやってもよいが、折角これまでに まとめていただいたのであるから、引続き中 村、遠藤両委員にお願いすることにしてはど うかとも思う。ただ、どこでまとめるにして も大学名は表示しない形にしたい。
- このアンケートのまとめの I —(1)の意見の中に「今後の大学にとって必須の条件は,大学の自主性,十分なる資源の投入,社会としてのマクロ計画であり,この三つのバランスが重要である」と述べられているが,それに続く「資源の投入」に関する記述部分が少し難解であってその意味がよく分からない。
- これはつまり、日本では学問のパトロンとなるべき十分な資源を持っている者が、税制特に相続税制のために、それだけの余裕がなくなり、大学を支援しようにもそれができな

い実情にあるので、国が経営する国立大学の 存在が日本では必要不可欠であるということ を言っているようである。

- "国立大学はなぜ必要か" ということに ついてこのアンケート全体を通してどのように捉えているのか、そのポイントと思われるところを伺いたい。
- 私自身は"国立大学がなぜ必要か"ということについてはその論理が難しくて手に負えないと思っているのであるが、全体を通して共通的にいえることは次のようなことではないかと思う。

国立大学の特徴としては、先ず間違いのないもの、そして安価に全国的に保証しているものという点が挙げられるであろう。

○ 基礎研究のような巨額の金が掛かり、そして直ぐに役立たないような分野の研究を進めていくというようなことは、やはり国立大学でやらなければならないことであろうということである。

それからもう一つは、私学では地域によってはその経営が困難という問題がある。そこで、地域にとって不可欠ないろいろな意味の学問的な基礎条件を保証しているということが国立大学の役割ではないかと思われる。

それともう一点は, 教育の機会均等という ことが考えられるのではないかと思う。

- "国立大学の必要性" ということに ついて 国立大学として言っておきたいことは、研究 だけということではなく教育と研究というこ とが不可分な関係にあるということも強調で きるのではないかと思う。
- 国立大学の必要性ということについてまと める場合、私学との対比を念頭においてまと めようというのか、それとも国立大学の特殊

法人化に対する反論としてまとめるのか、そ の辺はどのように考えられるのか。

- あまり私学と対照して書くのはどうかと思 う。
- 国立大学のあり方についてまとめをするには幾つかの考え方があると思うが、その一つに旧帝国大学とか、単科大学とか、あるいは教員養成系大学、新設医科大学というようにそれぞれ共通したいろいろなタイプの大学がある。それで、このようなかたちの大学にはこのような特徴があるというようなことを書けば、その特色が総体的に国立大学の必要性を皆に納得させることになるのではなかろうか。

また、国際交流などにおいても、各国立大 学が同じようなことをやるのではなく、それ ぞれの大学がその特色を活かして国際交流を 果すということが必要であろう。

- 国立大学のあり方については、そのほか大学院の問題や一般教育をどうすればよいかというような問題があるが、これらについても少し書けるなら書いた方がよいのではなかろうか。
- 検討事項の一つとして掲げられている"行財政硬直化"という問題に関連するが、現在の予算の基準を変えるということではないが、日本で一番考えられていないことは大学の予算と人の問題であるように思う。例えば旅費の問題などにも大変厳しい規定がある。それから人についていえば教官の交流などが挙げられよう。これらについてもう少し流動性を高めるということが非常に大切なことではなかろうか。アメリカ等では建物や教官をどうするというような問題は皆大学に任されているようである。

おおむね以上のような意見交換があったのち、今回のアンケートの結果の処置について協議の結果、このアンケート結果のまとめにおいて分類した項目に応じその資料を関係グループでそれぞれ検討し、それを含めて担当テーマの意見取りまとめを進めることとし、その期限を一応来年1月末までとすることとした。

その分担は次のとおりである。

- I-(1) 国立大学はなぜ必要か(石田委員長)
- Ⅱ-(6) 一般教育のあり方 (")
- I —(2) 国立大学はいかにあるべきか

(新野委員)

Ⅱ-(6) 一般教育のあり方

(")

- Ⅱ-(1) 国際的にみて日本の国立 大 学 の 長 所,短所(近藤委員)
- II -(2) 各専門分野の活性化を目標にした国立大学のあり方 (添田委員)
- Ⅱ-(5) 国立大学の管理運営 (")
- Ⅱ--(7) 国立短大等のあり方 (")
- II -(3) 後継者養成からみた国立大学のあり 方(黒田委員)
- II-(4) 行財政硬直化の実例からみた国立大 学のあり方(福田委員)

なお,次回にはそれぞれまとめの原案を持ち より,これについて検討する予定とした。

以上をもって本日の議事を終了した。

日 時 昭和60年10月4日(金) 14:00~15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 猪委員長

小林 (代:佐藤学生部長), 帷子, 久佐, 井出, 本陣, 潮木, 丸井, 谷口, 山田, 田中, 木村,

坂上,保田各委員

松井, 金子, 猪岡各専門委員

(大学入試センター)肥田野副所長,加藤事業部長

第2常置委員会

猪委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員に就任 された本陣金沢大学長の紹介があり、ついで開 会の挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 専修学校修了者の大学入学資格に関連する 問題について

初めに委員長より次のように述べられた。

このたび文部省では、大学入学の機会を拡大するとともに後期中等教育の多様化・活性化に資することを目的とし、"専修学校の高等課程で文部大臣が指定した修業年限3年以上の課程の修了者について大学入学資格を付与すること

とする"との文部省令の一部改正を行った。これに伴い昭和61年度より国立大学においても専修学校卒業者を受け入れることになるので,その場合の共通第1次学力試験等入学試験の取扱いについて本委員会として検討する必要があると思われた。それで,これについては省令改正に基づき定められた「大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項」を承けて大学入試センターで共通第1次学力試験における「高等課程を置く専修学校の取扱い」について,その要項(案)を取りまとめていただいたので,これについて入試センターより説明を伺ったうえご協議いただくこととしたい。

ついで、「大学入学資格に係る専修学校高等 課程の指定に関する実施要項」について配付資料をもとに丸井委員より説明があったのち、加藤大学入試センター事業部長より、高等専修学校に対する共通第1次学力試験の取扱いに関する入試センターの考え方について配付資料をもとに説明があった。(その主な点は、出願手続き期間について高等専修学校以外の出願手続き期間より締切りを5日間延長し、昭和60年10月30日から11月13日までとすること。出願方法については、個人直接出願とすること。出題教科・科目等については、旧教育課程履修者として取扱うが、新教育課程履修科目でも受験できるものとする、等)。

以上の説明について協議が行われた結果,共通第1次学力試験における高等専修学校の取扱いについて入試センターの提案を了承したうえ,なお出題教科・科目のうち数学について,職業科高校出身者に対すると同様「工業数理」および「簿記会計 I 」「簿記会計 II 」を履修した者に限ってこれを選択受験できるよう措置することとした。そして,この旨来る10月28日開催の理事会に諮ったうえ決定することとした。

2. 共通第1次学力試験の受験場の地区割りに ついて

このことについて委員長より次のように述べられた。

前々回の委員会 (5.28) において、須甲埼玉 大学長より第2常置委員会委員長宛に「埼玉地 区における共通第1次学力試験志願者数の増加 に伴う受験場の地区割り変更等」についての協 力方の要請があったことをご披露したが、これ について改めてご説明したうえこの取扱いにつ いてご協議いただきたい。なお,これに関連して,「東京地区国立大学入学主幹・入試担当課長会議」より第2常置委員長宛に試験場問題に関して要望が提出されているので,これについても併せてご協議いただくこととしたい。

この埼玉大学長より提出された要望の内容は、①従来埼玉地区の受験生の一部を東京地区で引受ける措置を取っていただいているが、昭和62年度以降はこれに加え新たに別紙に示す通学区の高等学校の受験生を東京地区で受験できるように措置してほしいこと、②「大学・学部の所在地(都・市・町)以外に今後試験場の設定はしない」とする国大協第2常置委員会の「試験場問題に関するガイドライン」(56.2理事会了承)を見直して、埼玉地区の試験場について現行の浦和市に加えて、大宮市、与野市、族市、川口市にも試験場を設置できるよう考慮してほしい、という二点である。

次に、「東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議」より提出された要望の内容は、 ①前述の②と同趣旨の「試験場問題に関するガイドライン」の見直しに関することと、②共通第1次学力試験の試験監督業務の要員が不足を来している大学においては、試験監督補助者として、現行の公立高校の教員に加えて当該大学の大学院生をもこれに充てることができるよう考慮してほしい、という二点である。それで、これについてどのように取扱ったらよろしいかご協議いただきたい。

ついで,丸井委員より次のような補足説明が あった。

過般,「東京地区国公立大学入学主幹・入試 担当課長会議」において, 埼玉大学より要望の あった「昭和62年度以降, 埼玉地区の受験生を 従来の区域に加え新たに2区域の受験生を東京 地区に変更して受験させること」について,入 試実務レベルのうえからこれの取扱いが検討さ れた結果,これについては,同会議から第2常 置委員長宛提出された要望書に記されているよ うに,「東京地区の 受験生の 収容能力に限度が あるので,検討課題として引続き協議する」と の結論となった。

以上の説明があったのち、これら要望書の取扱いについて協議が行われた結果、①「試験場問題に関するガイドライン」に変更を加えて大学の所在地以外に新たに試験場を設けることについては、その及ぼす影響が少なくないと思われるので、これは維持することとする。しかし、埼玉地区が受験者数の増大から試験場の問題で鏑状にある実情に鑑みて、浦和市以外に試験場の設置を特例として認める、②東京・埼玉地区間における地区割り変更の要望については、現状これ以上東京地区で受験生を引受けることは困難と思われるが、なお検討のうえ来年3月を目処に結論を出すこととした。

3. 昭和62年度共通第1次学力試験の実施期日 について

このことについて委員長より次のように述べられ,了承された。

昭和62年度の共通第1次学力試験の実施期日については、従来同様1月末の土曜日および日曜日をこれに当てることとし、1月24日(土)および25日(日)とすることとしたいが、なおこれについては高校長協会とも協議したうえ来る10月28日開催の理事会に諮って最終的に決めることといたしたい。

以上の協議があったのち,委員長より受験機 会の複数化に関する入試改善特別委員会の目下 の審議情況について丸井委員にご説 明 い た だ き,協議することとしたい旨述べられ,これに ついて丸井委員より次のような説明があった。

去る6月総会以後,入試改善特別委員会およ び実施方法検討合同委員会等において、受験機 会の複数化についてその実施の方法・日程等具 体的な実施案の取りまとめについて幾つかの私 案をもとに検討をすすめた。これまでの検討に おいて、この受験機会の複数化については予て の方針どおり早期に実施に踏み切るべきではな いかということになったが、これには複雑な要 素が内包されていてその解決には時間を要する ので、当面する62年度の分と、63年度以降とを 一応切り離して考え,差当り62年度について暫 定的に試行することとしてはどうかということ になった。この方針のもとに取りまとめた実施 案が「連続案」(各大学の第2次試験を,3月 上旬の期間内で実施期日をずらして行う案)お よび「分離案」(各大学の第2次試験を,3月中 に実施期日を前期と後期とに分離して行う案) である。これについて去る9月17日付をもって 各大学長個人宛(各大学入試検討委員会あるい は各学部において検討する時間の余裕がないた め) アンケート調査を行って目下ご意見を伺っ ているところであり、この結果を踏まえて複数 化について入試改善特別委員会案を取りまとめ ることになっている。

概ね以上のような説明があり、これについて 意見の交換が行われた。

以上で本日の議事を終了し、最後に委員長より次のように述べられた。

私は来る10月8日をもって学長(新潟大学) を退任し同時に本委員会委員長も退任すること になっている。委員各位には長い間審議にご協 力を賜わり感謝に堪えない。後任の委員長につ いては、去る6月総会の際に丸井委員に就任していただくことのご承認をいただいているので、今後とも新委員長にご協力のほどよろしくお願い申し上げる。なお、宮崎専門委員にはご

本人より専門委員を辞任したい旨申出があったが,この申出については私としては止むを得ないと考えるので,ご了承いただきたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

日 時 昭和60年12月12日(木) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 丸井委員長

小林 帷子, 久佐, 井山, 鞠谷, 津田 (事務取扱), 本陣, 潮木, 脇坂, 山田, 田中, 木村, 坂上, 井上, 保田, 松山各委員 松井, 金子, 猪岡各専門委員 (大学入試センター)堯天所長, 肥田野副所長,

白石管理部長

第2常置委員会

丸井委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より開会の挨拶と, 茂野 委員 (新潟大学長)の後任として委員に就任された 津田新潟大学長事務取扱の紹介および議事の関 係で招請した大学入試センターの堯天所長, 肥 田野副所長, 白石管理部長の紹介が あった の ち, 議事に入った。

〔議事〕

1. 共通第1次学力試験の試験監督要員の問題 について

このことについて委員長より次のように述べ られた。

先の総会の際に、共通第1次学力試験の試験 監督要員の問題について横山横浜国立大学長よ り次のような要請があった。

共通第1次学力試験の受験生を多数擁する神奈川地区では,同地区内の国公立大学施設に全受験生を収容しきれないため,①受験生の一部を隣接の東京地区へ地区割り変更して受験させる,②地区内の公立高校を試験会場に借用する,などの措置を講じていただいてこれに対応

しているが、これの試験監督要員についても大学の教職員だけでは賄いきれないため、従来試験会場として借用している一部公立高等学校の教員にも試験監督補助者として協力をいただいている。しかし、依然として試験監督要員は窮屈な実情にあるので、これを緩和するためにこれら教職員のほか大学院生を新たに試験監督要員に加えることを検討していただきたい。

なお,この試験監督要員の問題については,前回の委員会で紹介したように,「東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議」からも次のような要望が出されている。

昭和62年度以降の共通第1次学力試験の受験 者数は大学受験年齢期の人口増に伴い全国的に ふえることがデータ的にも予測されるので,全 国的な問題として当該大学の大学院生を試験監 督補助官に充てることができるよう考慮してほ しい。

以上のような経緯があったので、これについて入試センターの実施方法専門委員会で参考的に意見をきいたところ、同委員会の意見は、大学院生を試験監督要員に使うことには微妙な問

題もあるので,慎重な取扱いが必要ではないか、ということであった。

以上の経過報告があったのち、次のような提 案があり、異議なく了承された。

この試験監督要員の問題については、地区によって現に困難に直面しているところがあり、また今後漸次全国的に大学受験年齢層がふえてくるとこの傾向がますます強まることが予想されるので、その緩和を図るため大学院生を試験管理要員に加えることも考える必要があると思われるが、差当り61年度については、当該試験実施基幹大学長の判断に基づいて試験会場の警備用務に限定して認めることとし、これの62年度以降の扱いについては来年夏頃を目途に検討することにしたいと思うがいかがであろうか。

3. 昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力 試験の日程等について

これについて委員長より次のように述べられた。

去る6月総会において昭和62年度共通第1次 学力試験の実施教科・科目について「国語,数 学,外国語,社会,理科の5教科とし,社会, 理科の受験科目はそれぞれ1科目とする」こと を決定した。これに伴い各教科・科目の試験時間および配点ならびに試験科目の日程(科目の配列)について本委員会と大学入試センターの 実施方法専門委員会の合同委員会において検討 を行った。そして,このうち各教科目の配点お よび試験時間については去る6月20日開催の本 委員会において検討のうえ決定し,同24日付を もってこれを猪委員長名により各国立大学長宛 通知を差上げているが,その後実施方法専門委 員会において残された「試験科目の日程案」が 検討のうえまとめられたので,これについて前 述の「試験時間」および「配点」と併せて入試 センターより説明を伺うことといたしたい。

ついで、堯天所長より、「昭和62年度大学入学者選抜共通第1次学力試験の試験時間及び配点について(案)」をもとに試験科目日程(第1日目「国語」「理科」の順、第2日目「数学」「外国語」「社会」の順により試験を実施する)、各教科の配点「(国語」「数学」「外国語」各200点、「社会」「理科」各100点、計800点)、各教科の試験時間〔「国語」「数学」「外国語」各100分(点字受験者については各150分)、「社会」「理科」各60分(点字受験者については各90分)〕について説明があった。

以上の説明についで委員長より、昭和62年度 大学入学者選抜共通第1次学力試験の試験科目 の日程について、入試センターの案のとおりと することとしてよろしいかと諮られ、異議なく 了承された。

3. 昭和62年度共通第1次学力試験の成績提供 について

このことについて委員長より次のように述べ られた。

入試センターより各大学宛に行われる共通第 1次学力試験の成績データの提供業務について は、昭和62年度より各大学・学部における共通 第1次学力試験実施教科・科目数が多様化され ることになるため、これの取扱いということが 問題となるが、これについては入試センターの 考えについて伺ったうえご協議いただくことと したい。

これについて, 堯天所長より配付資料をもと に概ね次のような説明があった。

昭和62年度共通第1次学力試験において各大 学・学部が受験生に課す試験教科については別 紙配付資料のとおり5教科5科目というところが多いが、4教科以下のところも国公立合わせて25大学35学部あり、また課す教科は5教科でも特別な選抜方法をとる大学・学部も若干みられる。このように各大学・学部の試験教科の指定およびその内容が従来と異なり一律でなくなるため、入試センターから各大学宛行う受験生の成績提供の方法について従来と異なる規定が必要になってくるのではないかと思われる。

これについて実施方法専門委員会の意見は, ①受験生の個人別成績データの提供については,当該大学の請求に基づき行う,②入学者選抜の公正な実施の確保および入学志願者のプライバシーの保護の観点から個人別各受験科目の成績については,当該大学・学部の入学者選抜に用いる限りにおいて請求できるものとする,の二点を基本原則とすることとしてはどうかということである。

これは、受験生が5教科全部を課す大学・学部と4教科以下を課す大学・学部(2乃至4教科について試験教科を指定する、2乃至3教科の指定教科に加え指定外の2乃至3教科から1教科を選択する、5教科中任意の3教科を選択する、等)を併願受験することが当然考えられるが、その成績提供の仕方について当該大学の「入学者選抜に用いる限り請求できること」に制約することにより、試験対象外の教科の成績あるいは選択科目で受験生の本意としない教科の成績が合否判定の決定に影響を与えることにならないようにしたいという狙いによるものである。

ついで、以上の説明に関連して肥田野入試センター副所長より、共通第1次学力試験の各大学宛成續提供についてはただいまの説明のような取扱いにしたいと考えているが、共通第1次

学力試験で全教科を試験に課さない大学・学部で、教育研究上の必要から試験教科に指定した以外の教科について受験生の成績等の資料を希望する場合には「国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ」に基づき別途資料の提供に応じたい考えである旨説明があった。

以上の説明について概ね次のような意見交換 があった。

- 受験機会が複数化されることによって受験生の多くは二つの大学・学部を併願することになって、場合によっては教科選択を課す大学・学部における選択科目のいずれをも受験することになることが考えられる。この場合、受験生が行う教科選択の時期を共通第1次学力試験の出願時とするかそれともその終了直後とするかで、受験生が選択する教科が異なることも考えられるので、この取扱い方ということが一つ問題となるであろう。
- 共通第1次学力試験で受験生に5教科のうち任意の3教科を選択させるところもあるようであるが,他大学・学部受験との関係で受験生が全教科あるいは4教科を受験している場合には,合否判定についてその中の上位成績の教科を用いてあげれば受験生に親切になろう。
- その場合、単に素点を積算するのか、あるいは偏差値による調整を加えるかによって成績順位が変わってくると思われるので、この点はっきりさせておく必要があろう。それから、受験生の教科選択の決定時期については、試験の公平な実施という観点から予め受験教科を申告しておくのがよいと思われる。
- 受験生の成績について入試センターから 「素点」と「偏差値」の両方を提供して贳

い, そのいずれを合否判定に利用するかということについては各大学・学部の自由ということにしては如何であろうか。

- 入試センターでは、各教科について「素点」 「偏差値」の成績を併せて各大学・学部へ提供 することは技術的には可能であるが、従来、 共通第1次学力試験の各教科の成績評価につ いて偏差値をもとに調整している大学は殆ど みられないのが実状である。
- 共通第1次学力試験において教科選択を課す大学・学部が受験生に何時その意思表示を求めるかということであるが、受験生の便宜ということに配慮して共通第1次学力試験の終了直後に申告することにするのがよいのではなかろうか。
- それは、受験生の側からするとその方が都 合がよいであろうが、大学の側からはまた別 の考え方もあるのではなかろうか。

概ね以上のような意見交換があったのち,委 員長より共通第1次学力試験の成績提供の取扱 い方等について次のように述べられ,了承され た。

昭和62年度共通第1次学力試験の成績提供について本委員会では、入試センターからの提案のとおり、入試センターより各大学・学部宛行う受験生の個人別成績の提供については①当該大学からの請求に基づいて行うこととする、②入学者選抜の公平な実施の確保および入学志願者のプライバシーの保護の観点から当該大学・学部の入学者選抜に用いる限りにおいて請求できるものとする、の二点を基本方針に定めることにしたいと考える。

入試センターではこの基本方針のもとに成績 提供方について今後「昭和62年度共通第1次学 力試験実施要項」に沿って各大学・学部別にコンピュータ処理のためのプログラミングを行うことになるが、この点、教科選択を課す大学・学部あるいは特別な選抜方法をとる大学・学部宛の成績提供業務に関して若干不明な点がみられるので、これについて近く関係大学に問い合わせを行うことにしたい。

4. 受験機会の複数化についてのアンケートについて

このことについて委員長より次のように報告 があった。

「国立大学の受験機会の複数化」については、去る11月開催の総会において「昭和62年度から実施する方向で検討する。なお、この具体的実施方法については、昭和61年4月末までに結論を得るよう努力する」ということが「国立大学の受験機会の複数化についてのメモ」(資料)と併せて承認され、今後特別に困難な事態が起こらない限り、昭和62年度からこれを実施することが了承された。

これを踏まえて入試改善特別委員会では、複数化の具体的実施案の取りまとめについて審議をすすめるについて各大学宛にアンケート調査を行うこととし、その後11月25日および12月4日開催の委員会で検討のうえアンケート調査票およびこれの添付資料を取りまとめ、これを来年2月10日締切りをもって12月4日付により各大学長宛送付した。

今後このアンケートの回答を集計整理したう え具体的な複数化の実施案の取りまとめを行う ことになるが、その間必要があれば更に細部に 亘るアンケート調査を行うことになっている。 そして、場合によっては来年5月初旬に臨時総 会を開催のうえ「実施案」を諮って決定するこ とも考えられる。

5. 公立大学協会からの要望について

このことについて委員長より次のように述べられ, 了承された。

去る12月3日(水)に名古屋で開催された公立大学協会入試制度委員会に出席し、受験機会の複数化に関する入試改善特別委員会の審議の進捗情況について説明するとともに、この問題について懇談を行った。その際、公大協側より、今後国大協が複数化に関し大学・学部のグループ分け等具体的な問題について地区ブロック会議等において協議を行うような場合は、それぞれの地区内の公立大学もこれに加えて貰いたい旨要望があり、またその後、下山公立大学協会会長より森会長宛改めて同趣旨の申し入れがあった由である。この申出については尤もなことと思われるので、この点会長と相談のうえ、公立大学協会側の意に添えるよう措置を図

りたいと考える。

6. その他

- (1) 肥田野入試センター副所長より,共通第1 次学力試験の外国語の聴解試験について,入 試センター内に聴解試験プロジェクトチーム を編成し,昭和57年8月以来調査研究をすす め,このほどそれが取りまとめられた旨報告 があり,調査研究報告書の概要について説明 があった。
- (2) 共通1次試験に替る新テスト構想の検討を すすめている入試改革協議会の審議情況につ いて同協議会の委員でもある堯天入試センタ 一所長より説明があった。
- (3) 産業教育振興中央会より森会長宛提出のあった,国立大学における職業科高等学校出身者の推薦入学制の採用・拡大等についての要望書の取扱いについて協議が行われた。

以上をもって本日の会議を終了した。

第3常置委員会

日 時 昭和60年10月23日(水) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 原田委員長

世良,須甲,加納,辰野,鈴木,本多,福井, 中山,松本,榎本,古川各委員 小林,石井各専門委員

原田委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

◎ 就職協定について

初めに委員長より次のように述べられた。 本問題についてのこれまでの審議を要約する

と,①大学卒業予定者に対する就職事務開始時期については何らかの歯止めは必要であるが現行の就職協定で定めている「10—11」という期

日は実情に合わないので実情に即した協定にすることが望ましい、②協定を設定するに当たっては大学側も企業側も守り得る協定にすべきである、との意見に集約できると思う。それで本日は、①実効のある就職協定とするための期日について、②大学側および企業側が協定を守るうえで必要な方策について、の二点についてご審議いただきたいと思う。

なお、これの審議に入る前に、小林専門委員

からその後の就職問題懇談会の模様や,本日配付した資料についても説明願うことにしたい。

ついで, 小林専門委員から次のような報告が あった。

就職問題懇談会などで私大側は「8-11」という線を強く希望しているが、その理由は、私大では7月に前期試験を実施するところが多く、国立大では9月にこれを実施するところが多いので、その中間の8月に就職活動(企業と学生との接触)を開始することにしてはどうか、ということである。また、選考開始を11月にすることについては、国家公務員試験合格者の発表が10月1日であることや、地方公務員試験合格者の発表が10月中旬であることなどから、11月1日選考開始が適当であろう、ということである。

以上の報告に続いて本日の配付資料「就職協定について (メモ)」「就職協定に関する関係大学の意見」「経済四団体と 文部大臣及び労働大臣との懇談会」「就職協定関係新聞記事 一覧」について説明があった。

以上の説明ののち、次のような意見の交換が 行われた。

- 8-11案でいう11月というのは、11月以降 に採用を決定するという意味か、あるいは11 月までに採用を決定するという意味か。
- これまで用いられてきたこの用語の意味からいうと、10月1日が企業と学生との接触開始、つまり企業訪問の開始であり、11月1日が採用選考開始ということになっている。従って、11月1日以降に採用内定解禁ということである。
- 就職活動中に学生が数社に就職内定し,最 終的に決まるのが11月であるとすると,企業

側は採用確保に不安であるため学生を拘束す ることになるが、拘束期間があまり長いと企 業側にとっても支障が生ずるのではなかろう か。

- 企業側では現在の11月内定解禁が10月にずれ込んでいるのが実情であり、企業によってはこれよりも更に早く内定しているところもある。
- 大学によっては大学院の入試を10月初旬に 行っているところもあるが、就職活動開始を 大学院入試より先にもってくることはこれに 影響を及ぼさないであろうか。
- いろいろ例外もあると思うが、就職活動開始時期は夏休みに当たる7、8月頃から始めたらどうであろうか。就職が早く決まることによって最終学年における実験の履修なども落着いてできるようになるのではなかろうか。
- 公務員採用試験(I種)は10月1日の発表であるが、就職協定の期日が動くとなるとこの合格発表期日にも何らかの影響が出てくるのではなかろうか。

概ね以上のような意見の交換があったのち委員長から、就職協定の期日の問題については、就職活動の始期を7月20日~8月1日とし、終期については10月15日乃至11月1日ということにしてはどうであろうか、との提言があり、この期日の問題についての本日の協議を終了した。

ついで、この就職協定を如何に守り、守らせるかという問題についての協議に入り、これについて概ね次のような意見の交換があった。

○ 就職問題懇談会の下に設けられている就職

68

協定遵守委員会は、協定違反の行為に対しど の程度機能しているのか。

- 就職問題懇談会や就職協定遵守委員会など の会合の際に協定遵守について種々論議され ているが,なかなか実効が上っていないのが 実情である。就職協定を守るための処置という点については,現在各大学でも,また企業 側でも徹底させるための機能は不十分であるという現状である。
- 企業側の団体、例えば日経連などは、企業 側に協定を守らせようとする意志があるので あろうか。
- その点はなかなか難しい問題である。大学 側は採用してもらう側であるので企業側が協 定を守ってくれないとどうにもならないわけ であるが、企業側にとってはそこのところが なかなか難しく、日経連は中央雇用対策協議 会の有力なメンバーではあるが指導的立場に あるわけではない。またこの就職協定は紳士 協定であって罰則等の規制措置もないので、 その効力に限界がある。
- 何れにしてもこの就職協定は法的拘束力のない紳士協定であり絶対的な規制力がないのであるから、少しでも有効な方法でぜひ守ってもらいたいということを繰り返し企業側に申し入れることが必要であろう。そのためには、何処が企業側に物を申すのか、あるいは何らかの機関を通じて申し入れるのか、その

辺のことを考える必要があると思う。

- 一方、国立大学側についても強制するわけにはいかないが、例えば評議会などで協定遵守を決議し、その決定に基づき各学部の教官は企業からの学生推薦の要求に対し一定期間は応じないとするなどの対策をたてる必要があると思う。
- 評議会を通じて各学部長へ趣旨の徹底を求めるとのことであるが、現在就職事務は各学部・学科単位でやっており、大学全体としてどのようになっているかということは何処の大学でも把握していないと思うので、遵守するかという情報を各部局に流し、関係者が大学全体としての状況を掌握しておくことが、必要であろう。私立大側では就職の窓口が就職等に絞られているので実情を踏まえた発言ができるが、国立大学側は状況把握が不十分なため建前論的な発言になってしまい、私立大側からみれば、国立大側は建前と本音が違うのではないかと受け止めているようである。

概ね以上のような意見の交換があったのち委 員長から、本日の審議の状況を踏まえて理事会 および総会に本問題について報告することにし たい旨述べられ、本日の議事を終了した。 日 時 昭和60年10月22日(火) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 黒木委員長

八戸,梅津,町田,川端, 西原, 後藤, 山川, 玉井各委員

小島,中條,安藤,舟橋,森嶋各専門委員 (文部省)日下人事課給与班主査,早川給与第四係長

第4常置委員会

黒木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、本日出席の日下人 事課給与班主査および早川給与第四係長の紹介 があった。

[議事]

1. 研究技術専門官制度について

初めに委員長から次のように述べられた。

人事院は本年8月,政府ならびに国会に対し国家公務員給与改訂等に関する勧告を提出したが,その中に「専門行政職」を新設し,航空管制官など,4省13職種をこれに指定する提言を行っている。一方,文部省関係の研究技術専門職員については,今後1~2年の期間にこの専門行政職(以下「専行職」という)への移行が果せるようこれの条件整備を図るようにとの示唆があったとのことである。それで,この辺の経緯についてまず日下主査から説明をお願いしたい。

これについて日下主査から概ね次のような説 明があった。

本年の人事院勧告の中で、従来使われていた 「専門技術職」という名称が「専門行政職」と いうことに変更された。その理由は、人事院の 説明によれば、法制審査の段階で特許庁の審査 官などは専門行政職とした方が適当であろうと いう意見があったことに基づくもののようであ る。このように「専行職」ということになると 独立した仕事に従事し,行政的権限が包含されることになるのではないのかと推察される。

なお、本日配付した「技術職員待遇改善検討会の中間的検討状況について」という資料は、 文部省の「技術職員待遇改善検討会」での正式な検討を経たものではないが、当方の検討状況の報告ということで提示し、これに対する国大協側のご意見を伺って同検討会での審議に資しようというものである。

当方ではこの専行職の問題に関し、昭和59年7月の教室系技術職員の実態調査に基づいて専門行政職移行の適用条件を検討してきたが、技術職員の職務の程度・内容が各機関によって異なり、その学歴・資格等も均一でないため、一律的な基準を作るに至らなかった。それで今後さらに①採用等に当たってその官職に安定して必要とされる学歴・資格等の有無、②昭和60年4月の補充状況について再調査をしたうえで基準を作りたいと考えている。

以上のとおり、一律的な基準の策定は再調査 の結果を待って行いたいと考えているが、在職 者の実態等現在得られている情報を基に、この 段階で一つの試案を整理してご参考に供した い。

以上のような経過報告ののち、その試案——専門行政職俸給表を適用するための基準(これに該当する者は約4,000人と仮定)、およびこれに該当しない教室系技術職員は実験・実習指

導職員(教育職俸給表を適用)とする,などを 骨子とするもの――について詳細な説明があった。

以上の説明があったのち委員長から、本日の 文部省の試案はまだ正式なものではないとのこ とであるが、これについて自由な意見の交換を お願いしたい、と述べられ、ついで概ね次のよ うな意見の交換があった。

- 今年の人事院勧告が実施されると4省13職 種が専行職に移行されることになるが、その 数は何人くらいであろうか。
- 約7,000人くらいである。
- 文部省がいま考えている国立大学等関係の 専行職約4,000人という仮設定数は、博士課 程講座や修士課程講座が基礎になっているよ うであるが、両方とも持っていない大学は、 どのようになるのか。
- 文科系は実験講座を持っているところは少ないが、教育心理学などで実験講座をもち専行職が必要であるところは個別折衝ということになる。
- 専行職の仮設定数 4,000 人の対象は、教室 系技術職員の中の有資格者であるようだが、 そうすると現在実習工場などに在職する行(-) 技官の給与体系はどのようになるのか。
- そのような職員は、将来は実験・実習指導職員とし、給与は教育職俸給表を適用する考えであるが、現在の在職者については当人限りの暫定措置として行政職俸給表(一)が適用されるようになる。
- 教育職俸給表の適用を受ける実験・実習指 導職員への切り替えは、在職者に現に適用さ れている俸給表との水準差から、その適用は 昭和61年4月以降の採用者等に限るとされて

いるが, そうなると従来定めている教務職員 採用資格基準を手直しする必要があるのでは ないか。

- 現在の教務職員採用資格基準は大学卒以上となっているが、昭和61年4月以降採用される者の資格基準とは異なってくるから、今後検討を要する課題である。ただ一部分の職員ではあるが、現在いる教務職員で実態が専行職に相応しい者がいれば専行職への移行も検討する必要があるのではないかと考えている。
- 大学には教室系技術職員の外に図書館専門 職員などがおり、これらも専門職員ではない かと思うが専行職の範疇に入らないのか。
- 図書館専門職員は現行の行(-)8級職の中で 職制ができているので、専門行政職俸給表に はなじまない職種と考えている。
- 専行職の職員に科研費の申請権がないとなると、たとい助手からも専行職に移行し得るとしても、助手自身移りたがらないと思われるので、この点の検討も必要であろう。

概ね以上のような意見交換があったのち、委 員長から次のように述べられ、本問題について の協議を終わった。

理事会および総会には、本日の意見を踏まえて中間報告を行うことにするが、最終的に文部 省案がどのように決まるかまだ未確定な部分もあり、この試案の問題点をさらに検討する必要 があると思うので、小委員会を作って検討してはどうかとも考える。

2. 大学教官の勧奨退職について

このことについて委員長から、舟橋専門委員 の提案による「大学教官の勧奨退職 に つ い て (案)」(資料配付) についてまず説明を伺うこ とにしたいと述べられ, ついで同専門委員から 次のような説明があった。

大学教官の定年は各大学の管理機関が定めることになっているが、このたび退職手当法の一部が改正されたことを契機に、教官人事の活性化を図るためにも、当該大学の停年から10年を減じた年齢以上の者を対象として勧奨退職ができる制度を設けてはどうかというのがこの提案の趣旨である。ただこの制度案は、教官の身分保障を決めた教育公務員特例法とのからみもあるので、慎重な論議を要すると思われる。

以上のような前置きののち、配付の資料にも とづいて退職勧奨の基準ならびにその事務手続 きなどの説明があった。

これに関し次のような意見の交換 が 行 わ れた。

- 病気などで長年休職して辞めていかれるような教官については、この制度を適用してもらうとよいと思う。
- 教特法によって身分を保障されている教官 に対して"肩叩き"を認めることになると相 当議論がでてくるのではなかろうか。

現在国立大学教官の定年は、60歳から67歳までの幅で各大学がそれぞれ定めているという情況の下で、勧奨年齢を何処におくのか、一般公務員のように50歳くらいで肩叩きができるものかどうかという問題のほか、優秀な人材がこの制度を利用して大学を離れていってしまわないか、などという難しい問題がいろいろあるように思われる。

○ この案が実施されると国立大学の教官が私立大学に流れるのではないかとの危惧があるようであるが、私立大学に移る場合の条件に

は単に給与面ばかりでなく教育環境とかいうこともある。これらの点については、一般に国立大学の方が私立大学よりむしろ諸条件が整備されているように思われる。そうなるとあと考えられる点は、私立大学の方が定年が長く先々まで働き得るということであろう。それらの得失を勘案して二者択一ということになると、国立大学にそのまま残る方を取る人の方が多いのではなかろうか。

- この案に提示されている「当該大学の停年から10年を減じた年齢以上の者を勧奨退職の対象とする」というのは無理としても、60歳~65歳か、60歳~63歳というところではどうであろうか。いずれにしてもどこかに線を引く必要があろう。
- 勧奨退職制度が実施されても身分保障という原則は重要なことであるので、この点をよく留意していただきたい。また、勧奨退職で定年前に辞める場合、名誉教授の資格要件とのからみもあるので、これらの諸制度との関係をも念頭におきながら実質的な幅をもった制度にすることをお願いする。
- この問題の扱いは慎重を要するので、すぐ 結論を出すことはせずに、腹案を作成してこ れを各大学に持ち帰って検討を加えたうえ更 に審議することとしてはいかがであろうか。
- あまり急いでまとめてしまうと誤解を招き かねないので、来年2月頃までにまとめることにしてはどうであろうか。

以上のような意見の交換があったのち委員長 から、理事会および総会にこの案を報告するこ ととした。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日 時 昭和60年12月16日(月) 13:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 黒木委員長

喜多,野村,町田,能勢,加藤,井沢,川端, 前田,関田,山川各委員 小島,安藤,舟橋,森嶋,熊沢各専門委員 (文部省) 日下人事課給与班主査,辻村専門員, 艮川終与第四4年長

早川給与第四係長

黒木委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より,新たに就任された野村稔 委員(東京水産大学長)の紹介ならびに本日出 席の文部省関係官の紹介があって,議事に入っ た。

[議事]

1. 専門委員の委嘱について

委員長より、このたび東京大学理学部の熊沢 峰夫教授を本委員会の専門委員に委嘱したい旨 が諮られ、異議なく承認された。

2. 研究技術専門官制度について

このことについて委員長より,前回(10月22日)以降の経過について次のような説明があった。

文部省が前回示された中間報告(「技術職員 待遇改善検討会の中間的検討状況について」) について、その後これに対する国大協の意向を 12月中に示してもらいたいとの要請があったの で、去る11月の総会にこれを諮り、この問題に 対する各大学の意見聴取を行うことの了承を得 たが、本日までに電話連絡も含めて43大学から 回答が寄せられた。

本問題について総会で説明した主な点は, ① 国大協は教室系技術職員を全員専門行政職(以下「専行職」という)に移行させたいとの方針 で進めてきたが、人事院は専行職の新設に当たり、これらの適用者の学歴・資格などに厳しい条件を定めたため全員移行は難しくなった。それで文部省としては、教室系技術職員を専行職移行可能者とそれ以外の者に区分して本問題を処理しようとの試案を作成したが、このことについてどのように考えるか、②移行できずに残された者の処遇について文部省の試案では、これを「実験・実習指導職員」として現在在職する者については行(一)のままにしておき、来年4月1日以降の採用者は教育俸職給表(一)5等級を適用させるということであるが、このことについてどのように考えるか、という2点であった。

この2点についての各大学からの今日までの回答結果によると①専行職と実験・実習指導職との区分についてはやむを得ないとの意見が多数を示しており、②実験・実習指導職を教(一)5等級(教務職員)にすることについては消極的な意見が多かった。なお、これに関連してその他いろいろな問題点を指摘するところもあった。

アンケートの結果は概ね以上のようであるが、そのほか本問題に関し日教組および各大学職員組合から約20通の要望書がきており、その主な意見は分断反対・試案撤回などである。また部局長サイドとしては9大学理学部長会議や全国大学附属農場協議会などからも意見が寄せ

られている。

概ね以上のような報告があったのち、本日出席の各委員より、それぞれアンケートに対する回答内容の説明があり、ついで目下主査より、本年4月1日に再調査した〈「安定して必要とされる学歴・資格等」の種類別割合〉および「教室系技術職員60年4月の補充状況」について、配付資料を基に説明があった。

ついで、次のような意見の交換が行われた。

- 文部省の中間報告に記されている専行職適 用者の学歴・資格基準では、専行職に移行が できる者がいない大学もあると思われるの で、この点を検討してもらいたい。また、専 行職に該当しない残余者は教務職員にすると いう安易な考えでなく、もっと突っ込んだ検 討をしてはどうか。
- 残余者を教務職員に入れることに難色があるようであるが、それではどのような方法があるのか。
- 残余者および将来実験・実習指導職員に採用する者は行(一)でよいのではないかとの意見もあるが、もともと行(一)の官職は国家公務員採用試験対象官職である。もし専行職をⅡ種以上の合格者で全員採用することが可能ならば理想的であるが、今日までの欠員補充状況や今後の予測などを考えたとき、全部Ⅱ種以上で採用することは、不可能ではないかとも考えられるので、Ⅲ種合格者を最初教(一)5等級で採用し、3年位経てから試験認定で専行職へ移行させる途を残した。

もしⅢ種合格者を教(-)5等級で採用しないで行(-)で採用するということになれば、同じ人事院の採用試験に合格しながら3年後には専行職に移行する者と、行(-)にそのまま残る

者の2種類の職員ができることになり,国家公務員採用試験制度そのものの存在意義にもかかわる問題になりかねない。また,同じ国家試験に合格しながら一方は行政職より専門的な専行職に移行するということになると職員間の感情問題にもなりかねないので,別々の俸給表に分けるよりも同一俸給表にした方が上下感もなかろうと思われる。それと,教務職員は国家公務員採用試験の対象外官職にないて採用しやすく,教務職員であれば転職もしやすいのではなかろうかと思われる。それらの点を配慮して行(一を適用しないで教ったわけではない。

- 4省13職種は今回専行職に移行されるわけだが、他省庁では残された者に対する専行職移行対策をどのように考えているのであろうか。
- それについては試験制度によって移行させるようである。とくに農林省植物検疫官などは最初Ⅲ種国家試験の合格者を採用し、これを養成して試験制度で移行させるとのことである。
- 教(-)5等級の頭打ちを解消する意味で、大幅な号棒の上積みをする見通しはないのか。
- 現在の号俸数では問題があることは承知しているので人事院との交渉の材料にしたいと考えているが、ただ新しく採用される実験・実習指導職員(教付5等級適用)の官職は、果して満60歳までそれを続けなければならない官職であると考えるべきものであるか否かということもあり、これからの検討課題である。
- 附属農場関係でも専行職の範囲に入る職務 があると考えられるが、この点いかがなもの

であろうか。

- 職位というものは、あるべき姿が決定されることが条件になっている。従って、農場等に研究開発の業務があるとしても、その基礎はやはり学部・講座にあるのであり、学部・講座の職員が農場に出向いて研究などをするという形をとれば、ことが済むのではなかろうかと考えているが、これも今後の検討課題である。
- 61.4.1以降の採用者は教務職員として採用するとのことであるが、教務職員に欠員がすぐ生ずるわけでもないと思われる。その場合行(一または行(二)の定数を教務職員に振替えることで採用することになるのであろうか。
- 専行職は行政職を分解したものであるから、本来は教務職員に位置付けされるべきものではない。しかし、現在の教務職員の実体が、将来教官職へすすむものではなく、専門技術職的集団であるととらえるならば、行(一職員と同様に選抜試験によって属人的に専行職へ移行させ、その欠員を利用することも検討しているが、教務職員は何れは教官職に進むのではなかろうかと考えている。
- 教務職員数の実態は各大学毎のバランスが とれていない現状で、そのようなことが可能 であろうか。
- 教務職員の将来の在り方にも関連する問題でもあり、かつまた教官定員振替の財源として使っている大学もあるので、検討を要する課題である。
- 専行職俸給表適用仮定数 4,000 人についてであるが、中間報告でいう資格要件ではどのくらい専行職に入ってくるのかが 問題 である。仮りに 4,000 人に満たなかった場合、波及する問題が多いと思うが、この点どのよう

に考えているのか。

- 専行職俸給表適用者の資格基準に該当しない者については適当な実施機関の実施する分野別専門試験の結果で切り替えることが望ましいと考えているが、この選抜試験を余り安易な試験にすれば人事院は了承しないであろうし、そうかといってあまり厳格にすれば合格者が少なくなるので、今後の検討課題である。
- 現在の教務職員は学歴・資格などからみて 相当高度な者であり、本人達も大学における 研究・教育の中核的存在であることを自負し ているので、これより程度の低い新教務職員 が入ってくると給与面ばかりでなく精神的な 面からも相当問題があるのではなかろうか。

一方,教務職員に対し将来の転出に期待しているようであるが,今は大学と企業とでは組織内容や事業内容も違うので,企業への転出はなかなか難しいのが現状である。そうなると頭打ちになりやすい教(一)5等級に入れるよりも,行政職の中で昇進できる途を検討し、本来の業務に従事しながらある程度給与面でも満足できる方向を検討したり,教室系技術職員の位置付けを検討しないと根本的な解決にはならないのではなかろうか。

○ それらの点は検討課題として承っておく。

概ね以上のような意見の交換があったのち、 委員長から次のように述べられた。

各大学からでている意見や、本日の審議内容を参考にして文部省へ提出する意見書の原案をまとめることにしたい。なお、この問題を専門に検討するため小委員会を発足させることにしたい。ついでこの小委員会の構成員を次のように決定し、本問題の審議を終わった。

黒木委員長

喜多,野村,町田, 高梨, 加藤各委員 小島, 中条, 熊沢, 安藤, 舟橋, 森嶋各専門 委員

3. 大学教官の勧奨退職について

このことについて委員長から次のような説明 があった。

本問題の主旨は、大学教官にも勧奨退職による特別措置を適用させてはどうであろうかということである。このことについては去る11月の 秋の総会で「定年前早期退職者に対する退職手 当に係る特別措置を国立大学教官に 適 用 する 件」(第77回総会資料 No. 18) について報告し、 その内容を説明したところ、この主旨には異存 がないとのことであった。その後この件の推進 方について森会長の了承を得たので、前述の総 会提出の資料に別紙「事務連絡」(配付資料) を添付して第4常置委員長名で各大学長宛送付 したいと思うがいかがであろうか。

以上の提言に対し若干意見交換があったの ち、事務連絡の文案を若干修正のうえ委員長名 をもって各国立大学長宛これを送付することを 了承した。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5常置委員会

日 時 昭和60年11月12日(火) 13:30~16:00

場 所 学士会分館 3 号室

出席者 鈴木委員長

鈴木(省),田中,横山,佐々,太田(代:吉田),森,林,藤永,野澤,東江各委員 光田,山本各專門委員 (立部省)山島国際公面課長,田原国際教育文化

(文部省)中島国際企画課長,田原国際教育文化課 長他1名

鈴木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より次のような挨拶が あった。

アメリカ州立大学協会訪日学長団一行は10月 5日来日の後、文部省・大学等を訪問視察され、日本の高等教育等について大いに成果を持たれて同13日に無事帰国された。本事業に関しては、訪問受入れをお引き受けいただいた大学等種々のご尽力を賜り、この席を借りて厚くお礼を申し上げる。

[議事]

1. インドネシア国大学学長の招致について

初めに田原国際教育文化課長より 配付 資料76

「昭和60年度インドネシア大学長滞在日程(案)」 に基づきスケジュール等の詳細な説 明 が あった。

つづいて,「滞在日程(案)」に関し若干質疑 応答があったが,特に異議なく了承された。

2. 西ドイツ国との学長交流について

初めに、先般ドイツ学術交流会 (DAAD) 招 致によりドイツ連邦共和国の大学等を訪問視察 (10月20日~29日) された横山横浜国立大学長 より、配付資料「DAAD 招待によるドイツへ の国立大学学長団派遣内容梗概」に基づき、今 度の訪独に関し詳しい報告があった後、同学長 より来年度の DAAD 訪日学長団の 件について 概ね次のような説明があった。

DAADは、来年9月末か10月上旬に10数名(ドイツ教育科学省も同行)による訪日学長団派遣を希望している。なお、この件に関してWRK会長のベルヘム学長が本年11月に訪米の帰途日本に立ち寄られ相談するかもしれないとのことであるので、何卒よろしくお願いしたい。

このことに関して概ね次のような意見の交換があった。

- 今回の訪独(北大・千葉大・横国大・阪大の4学長)は、文部省の尽力で国際研究集会派遣の形で予算措置をねがった。ただ今の説明で、先方は10数名の訪日団を希望とのことだが、来年度の学長招致事業経費は3名の枠しかないので、3名分以外は日本の学長団訪問と同様(航空・交通・宿泊費は日本側負担、ドイツ側は通訳、エスコート、車、昼食等の経費を負担)の方式にすることも考えられる。
- 当交流は、既にドイツ側と、原則的に相互 自己負担方式で訪問するということで合意を みているので、来日者の内3名分を日本側で 負担するというのはどうであろうか。
- ドイツ側は継続的交流を希望しているのか。
- そこまで具体的な話は出なかったが、私は 雰囲気として、そのようなニュアンスを感じ た。また、先方は高等教育制度について強い 関心を抱いており、来年の訪日の際にはシン ポジウム形式による継続審議を希望してい る。
- 今回は国際研究集会派遣で予算措置をねがったが、毎年の定期的交流を実施するとなると、予算的にも、また受入れ体制から見ても

無理があるのではなかろうか。

- 来年度、外国大学長招致事業予算が計上されているが、文部省としては、ドイツ学長団 訪日を毎年の外国大学長招致事業の一環として取り扱うのか、または来年は別の国の大学 長を招致するのか、まず、その辺の方針をご決定ねがいたい。
- 相互に対等の国の場合、同じ方式で国際交流を実施するのが通例である。したがって、 来年のドイツ学長団受入れは、今回の訪独の際に先方が負担した費用と同額程度を当方が 負担し実施するというのも一つの方法である。そうすれば、来年度は他の国に外国大学 長招致事業を適用できる。
- 来年度、2カ国の外国大学長招致事業を実施するのは、現在の国大協の事務組織等からみて困難ではなかろうか。

概ね以上のような意見交換があったのち、委 員長より次のように述べられ、了承された。

ベルヘム学長が来日の際、先般の日本学長団 訪独と同じ方式でお迎えする旨を伝えたい。ま た先方より継続的交流の要請のあった場合、事 情を説明し種々困難であることなどご理解ねが うようにしたい。なお、先方はシンポジウム開 催を希望されているようだが、その 辺 の こ と も、いろいろ話を伺ってみたい。

また来年度は、国大協の事務状況を考慮し、 原則的にドイツ連邦共和国学長団の招致のみに 止めたいと考えるが、情況の変化等に伴い余力 が生じた場合、その他の交流についても検討す るという方針で対応したい。

その他,恒例の外国大学長招致国は今まで西側諸国が多いが,今後その色合いを変えること。 も配慮ねがいたい旨の意見が述べられたが,現 在招致国決定の原則がないので、次回までにそ の辺の原則について委員長が案を考えることと なった。

3. 国立大学の国際化にいつて

初めに中島国際企画課長より、臨教審の第4 部会及び国際化に関する特別委員会における国 際化に関する審議状況等の説明があった後、同 課長より国際化時代におけるリーダー養成の必 要性、留学生受入れに関する問題等について私 見が述べられた。

以上の報告に関して概ね次のような意見の交 換があった。

- 臨教審でのヒアリングの内容および現在の 審議状況を伺いたい。
- まず審議の基本的考え方として、日本は過 去2回(幕末と終戦時),外からの要請の形で 改革が進行したが、未来は内部からの必然的 な改革の姿勢が重要、という考え方にのっと り審議が進められている。ヒアリングでは、 まず高等教育における国際的視野の問題とし て、(1)国際的内容の学習の強化、(2)国際人の 育成、次に国際化の視点での高等教育のあり 方の問題として、(1)教育内容・方法および制 度の国際化、(2)外国人教員の任用の推進、(3) 日本人学生の留学及び海外研修の活発化,(4) 高等教育情報の公開、また留学生受入れ問題 として、(1)奨学金の拡充及び宿舎の整備、(2) 日本語教育、(3)大学等における受入れ体制, (4)地域社会,民間と大学等との協力,(5)学位 問題及び法令等の柔軟化、(6)留学生に対する アフター・ケアの充実, (7)国の助成のあり 方, 最後の教員及び研究者の交流の問題とし て, (1)教員・研究者の海外留学及び派遣の充

- 実,(2)外国人研究員受入れ枠の拡大及び受入 れ体制の整備,(3)大学間協定と大学間交流の 推進,(4)学会活動,学術情報の国際化,(5)学 術の国際交流及び国際協力,(6)学術国際交流 事業の振興と充実,等幅広い意見が述べられ ている。
- 先程説明にあった通り、主要大学には着実に国際化のための事務組織等の整備がなされてきているが、地方大学の場合まだまだ人的・予算的に不備である。国際交流の重要性が指摘されている今日、地方大学にも、そのための諸経費の充実、事務組織の整備を配慮ねがいたい。
- 文部省としても、各地域の拠点的大学には 早急に国際主幹を設置したい考えで、そのた め少なくとも毎年一つは予算措置を行ってい る。また、国際交流課長・国際主幹会議を定 期的に開催し種々協議も行っているので、当 面はそれらの大学を通じ、国際主幹等の未設 置の大学に、そのノウ・ハウが伝わるよう努 めたい。
- 「留学生10万人計画」に関してだが、全ての留学生を留学生会館に収容することは不可能である。富山の場合、金沢への文化的な対抗意識が強く、地域社会も留学生の下宿等受入れを歓待する空気が強いし、また留学生も下宿、日本人学生寮への入居等を通じ日本人社会への融合の気持も強いようである。その意味で、留学生会館の建設の他に、留学生の下宿代の補助の措置を講じてもらえると有難い。その他、今後は留学生の地方大学への配慮についても積極的にお考えいただきたい。
- 私の大学では昭和50年頃より留学生受入れ を実施しており、留学生の下宿、日本語教育 等のボランティア活動等地域社会 の 協力 の

- 下,今日受入れ体制もほぼ整っているが,21世紀に向け留学生10万人を受入れるとなると,現在の体制では不十分である。やはり,何らかの制度的保障を配慮ねがいたい。
- 昭和67年をピークに,以降大学進学人口の低下が見込まれる。そのため私大関係者は留学生受入れについて多大な関心を寄せている。そのためには,留学生宿舎,民間家庭への受入れ,ボランティア活動等解決しなければならない問題が山積している。文部省としても,財政補助等総合的な対策を講じたいと考えている。
- 外国大学との交流協定締結を望んでも、その財政的措置が困難である。それについての 見解を伺いたい。
- この問題は臨教審でも協議され、大学がも う少し独自に協定を締結できるよう制度およ び財政の両面からの見直しが必要という結論 に達しているが、その実現のための具体的検 討には入っていない。
- 留学生の最大の目的は学位取得にある。ところが地方大学は博士課程未設置のところが多いので、学位取得の問題が絡んで、その受入れに関し困難が伴う。基本的には、地方大学に博士課程設置が認められることが理想だが、それが困難の場合、博士課程設置大学との間で留学生の転学等のシステムが整えば、より一層地方大学での留学生受入れのキャパシティが増えよう。
- 現在、学長は教育交流を目的とした海外出 張を認められていないが、種々の意味で学長 クラスが海外に視察等に赴くことが、今後ま

- すます必要になってこよう。また、聞くところによると、外国の学長の場合、相当長期間の海外出張が認められているようだが、日本は2週間以上になると閣議決定が必要となる。日本では、学長が不在にすることを余り好まない雰囲気がある。
- 現在、国立大学教官の海外派遣の方法として、在外研修、国際研究集会、文化人交流の3つがある。必ずしも、学長の派遣が認められていないということではないが、確かにおうないない。最近は、学長を含め各種教育団体等による相互教育交流を実施するケースも増大しており、実際上現在の文部省の事務体制では処理しきれない状態になっている。従って、そのような要請に応える意味でも、教育交流を主目的とする財団を設置し、基金を募り、希望者はそれにアプライねがって派遣するようなシステムをこの機会に設置したらと考えている。
- 現在,大学の現場で一番必要と考えられる ものは、日常的に留学生と接している者が、 外国の事情等を勉強することと思うが、その 点が欠けている。
- とりあえずアメリカとの間に、フルブライトによる大学事務官の海外出張の制度ができたので、今後は少しずつでも海外に出張ねがい、外国の事情・言語等になれ親しんでもらいたいと考えている。

概ね以上のような意見交換の後、本日の協議 を終了した。

第5常置委員会

日 時 昭和60年12月23日(月) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 田中委員長

鈴木, 艮, 佐藤, 横山, 太田, 森, 林, 藤永, 粟屋, 野沢各委員

光田,山本各専門委員

(文部省) 莊沢国際教育文化課課長補佐,鈴木専門

職員

鈴木委員長が11月末日をもって東京外国語大学長を退任し委員長空席のため、田中栄委員 (電気通信大学長)が座長となり、同委員司会 のもとに開会。

初めに座長より、本日出席の文部省学術国際 局韮沢国際教育文化課課長補佐、鈴木専門職員 の紹介および今般新たに委員に就任された長委 員(東京外国語大学長)、藤本委員(東京芸術 大学長)の紹介があったのち、議事に入った。 [議 事]

1. 委員長の選任について

まず鈴木(前)委員長の退任に伴う新委員長 の互選を行い、田中栄委員(電気通信大学長) が委員長に選出された。

2. 西ドイツ国大学長の訪日について

これについて韮沢課長補佐より,この件の経 緯についておおむね次のような説明があった。

この西ドイツ国大学長の訪日の件は、本年1月, ドイツ学術交流会 (DAAD) から日独両国の大学長交流の申出があったことに端を発したもので、本年の秋にはまず先方の招へいにより日本国より北海道大学長、千葉大学長、横浜国立大学長、大阪大学長の4名の学長がドイツ連邦共和国を訪問し、明61年には西ドイツ国側より大学長が訪日されるということになったものである。

なお、本年のドイツ連邦共和国への4学長の派遣は、期間が10月20日から29日までの10日間であり、その旅費および滞在費は日本側が負担した。

明61年の西ドイツ国学長の訪日については、 先般ドイツ 学術交流会 (DAAD) より連絡が あり、訪日の期間は11月初旬頃の10日間、人数 は5~6名程度としたいとのことであった。な お希望として、セミナー形式のディスカッショ ンを開催してほしいとのことである。

以上のような経過説明があったのち,本年訪 独されたメンバーの一人である横山委員(横浜 国立大学長)より,過般の訪独の情況について 詳細な報告があった。

以上の報告があったのち,西ドイツ国との学 長交流について次のような意見の交 換 が あ っ た。

- 明年訪日される西ドイツ国の学長の受入れについては、国大協が例年行っている「外国学長招致事業」の計画と同じかたちで扱ってよいものかどうか。先程の横山委員からの報告、あるいは文部省からの説明を伺ったところでは、西ドイツ国側は相当に深く日本の教育事情を視察したいという意図があるようであるので、こちらとしてはそれに応じたスケジュールを組む必要があるのではなかろうか。
- 今回の西ドイツ国からの大学長の訪日は、

渡航費も滞在費も派遣国の負担というかたちで行われるのであるから、できるだけ先方の希望を容れてそれに添えるようなスケジュールを立て、訪日の目的が果せるようにしてやるべきであろう。今回の西ドイツ国学長の訪日は、国大協がこれまで行っている「外国学長招致事業」によるものといささか性格が違っているものと考えられる。

- このたび私達が訪独した場合の情況は先に ご報告したとおりであるが、非常なハードな スケジュールであった。また、熱心なディス カッションが行われ、これによって両国相互 の理解を深めることが出来、大変有益であっ た。
- ドイツ学術交流会 (DAAD) からの連絡では、先方はセミナー形式のディスカッションを希望しているとのことであるが、もしディスカッションをするとなると、何かテーマを決めて準備しなければならないのではないか。
- 今度の西ドイツ国大学長との交流は、本協会が例年行っている「外国学長招致事業」とは性格が違うので、別個に扱われるべきもののように考えられる。従って、本委員会としてこの行事まで担当しなければならないのかどうか、その辺について委員長は一度会長と相談されてはいかがであろうか。

それから、もしこの西ドイツ国学長の訪日が、これまで行っている外国学長招致事業とは別枠のものであるとするなら、本委員会としては、来年度の招致事業の招致国を早急に 選定し、その準備を進める必要があるのではないか。

○ 文部省としては、この西ドイツ国大学長の 招へいは、例年の「外国学長招致事業」とは 別枠のものと考えている。従って、従来の外 国学長の招致事業は、これとは別に計画を進 めていただきたいと思う。

おおむね以上のような意見の交換があったの ち、委員長より次のように述べられた。

この西ドイツ国大学長の訪日の件については、一度会長とお会いしてご意見を伺い、その取扱い方針がはっきりしたところで本委員会に報告し、その後の対応について考えることとしたい。

それから、例年行っている「外国学長招致事業」の来年度計画については、早急に文部省とも相談し、今後の段取りを進めることとしたい。

3. 第5常置委員会のあり方について

本委員会のあり方に関して自由討論のかたちで意見の交換が行われた。

その主な意見は次のとおりである。

- 最近における本委員会の主な役割は、外国 学長の招致事業に尽きている観があるが、果 してそれでよいのであろうか。
- 本委員会では、これまでに留学生問題、学 術上の国際交流、あるいは国際大学都市の創 設等の問題が話題に供されたことがあるが、 これらの問題はいずれも本委員会として重要 な問題であるように思う。
- 留学生問題については、将来計画として留学生10万人受入れという問題が既に提起されている。各大学ではこれに対して、受入れ体制としてはどのように整備充実すればよいかという問題があるので、本委員会としてもこれに対して何か考え方を検討しておく必要があるのではないか。
- 本委員会の中に「留学生問題検討小委員会」 というものが設置されていたようであるが, こ

の小委員会の今後の活用を大いに図るべきでは なかろうか。

おおむね以上のような意見の交換があって、 本日の議事を終了した。 なお、次回は本日の意見を踏まえて次の議題 について検討することとした。

- (1) 第5常置委員会のあり方について
- (2) 外国学長の招致計画について次回 2月17日(月)13:30~16:00

第6常置委員会

日 時 昭和60年10月8日(火) 14:00~16:00 場 所 国立大学協会会議室 出席者 有江委員長

> 町田, 大石, 種瀬, 高安, 大井, 早野, 西田, 池田, 砂田, 釘宮各委員

宮野,前田,築坂各専門委員

有江委員長主宰のもとに開会。 〔議 事〕

1. 授業料問題について

(1) 要望掛(案)について

これについて委員長より次のように述べられた。

国立大学の授業料値上げの情勢に対処するための関係機関宛の要望書については松村委員にその原案の作成をお願いしていたが、その後要望書の内容はできるだけ簡明な方がよいのではないかという意見もあり、それに基づいてこのたび配付のような要望書(案)を取りまとめた。この内容は従来の要望書と大差ないものであるが、現在の授業料の額を昭和50年の際の額と対比してその大幅な値上げを例示している点に新味が見られるであろう。

以上の説明があったのち、配付の「国立大学の授業料の改定について (要望)」の朗読があり、案文の審議が行われた結果、若干字句等の 修正を施して、この要望書(案)を理事会なら びに総会に提出することを承認した。

なお、この要望書の提出時期について、委員 82 長より次のように付言された。

本要望書の関係省庁への提出時期については,文部省の学生課ともよく相談のうえ時期を失しないように取り計らうつもりである。もし,これの提出が急を要するような場合には,理事会及び総会には事後報告となるが,その点については一応会長には事情を申し上げ了解を得ている。

(2) 授業料に対する国大協としての考え方について

これについて委員長より次のように述べられた。

国立大学の授業料値上げ問題の対応のためにも、授業料に対する国大協としての「見解」あるいは「考え方」というようなものをまとめておきたいということで、予てより大石委員にその原案の取りまとめをお願いしていた。その一部分をまとめていただいたので、前回の委員会で説明を伺ったが時間の関係で十分な検討をすることができなかった。それで本日は、再度この部分の見直しを行うとともに、その後にまとめられた部分を含めてご審議願うことにいたしたい。なお、本日は原案全体に亘って検討してい

ただき大きな骨格だけは仕上げておきたいつも りであるのでよろしくお願いする。

以上のように述べられたのち,まず前回一応の検討を終えた「1.国立大学の授業料の性格について」と「2.大学教育の理念と授業料」の部分について再度読み直しつつ検討を行い,指摘された意見を基に原案に若干修正を施した。

次いで、残されていた後半部分について、大 石委員より配付の資料を基に次の事項について 説明が行われた。

「3. 考慮されるべき現実的諸条件」

- (1) 財源上の問題
- (2) 家計負担の比重
- (3) 国立大学と私立大学の均衡

以上の説明に関し意見交換が行われたのち, この「見解」(国立大学の授業料について)の 最終的なまとめについては、来る10月16日に大 石委員、宮野、前田、築坂各専門委員が参集し て最後の詰めを行い、成案を取りまとめること とした。

2. 国立学校特別会計について

このことについて委員長より次のように述べ

られた。

国立学校特別会計の問題については、宮野,前田,築坂の各専門委員にお願いしてその経緯と現状についていろいろと調査をしてもらい、本日お手許に配付した「国立大学の特別会計について(案)―その経緯と現状―」という資料をまとめていただいた。ついては先ず築坂専門委員からその内容の説明を伺い、そのうえで審議することにいたしたい。

ついで,築坂専門委員より配付の同資料並び に附属資料を基に詳細な説明があり,これに関 し意見交換が行われた結果,若干字句修正を施 して本報告書を承認した。

なお,この資料の扱いについて委員長より次 のように述べられた。

この資料の取扱いについては、来る10月28日 に行われる理事会に報告し了解を得たのち、今 次の総会に提出し承認を得る運びとしたい。

また、来年のはじめに行われる予定の特別会計制度協議会には、この資料を出席者に配付しご意見を伺うことにしてはどうかと 考 え て いる。

以上をもって本日の議事を終了し閉会した。

医学教育に関する特別委員会

日 時 昭和60年10月9日(水) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 吉利委員長

高安,井沢,石神各委員 大西,尾島,小椋各専門委員 (文部省)上杉医学教育課課長補佐他1名

吉利委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は文部省より上杉医学教育課課長補佐が ご出席になっているので、医学部に関する最近 の状況および学生の定員滅に関わる問題につい て説明を伺い、その上で現下の医学部問題につ いてご審議をお願いしたい。

以上のように述べられたのち議事に入った。 [議 事]

◎医学部学生定員減と教官の現状について

これについて上杉課長補佐より次のように説

明があった。

現在文部省では、医学教育の問題について、 現状の問題だけでなく医学教育の将来の見通し ということについても考えようということで、 「医学教育の改善会議」というものを設けて検 討を進めている。

この会議は、これまでに6回開いているが、 最初の2回は自由討議というかたちでいろいろ 意見の交換を行い、その後は毎回テーマを決め て議論が行われている。

そのテーマとしては、例えば入学者選抜のあり方の問題、今後どのような分野の要請が高まるかというような問題、プライマリケアの問題、僻地医療に入るスタッフをどのように充実すればよいかというような問題等多岐に亘っている。また、現在まだテーマとして上ってはいないが、医学教育条件の改善という観点からみた学生規模のあり方という問題も当然議論されることになるであろうと思っている。

このように「医学教育の改善会議」では医学 教育の見通しを考えながらその改善 策 を 検 討 し、来年度中に何らかのかたちで中間まとめを 公表する方向で作業を進めている。

以上の文部省における検討と並行して、国立 大学の医学部長会議でも「学生定員に関する小 委員会」を設け、学生定員の問題と共に医学教 育の改善すべき点あるいは望ましい教育のあり 方ということについても検討がなされているよ うである。

一方、厚生省の動きであるが、同省に設置された「将来の医師需給に関する検討委員会」の中間報告を公表した以後、現在はこれに対する各界の反響等をみた上で最終報告をまとめようという状況にある。例えば、各地域、各県の医師の需給状況を知るために各県の衛生部長を集

めてヒアリングを行ったり、世界各国の医師需 給状況の調査を進めたり、あるいは医療経済、 医師の所得といった財政的な側面についても議 論を重ねているようである。ただ、厚生省の最 終報告の時期が今のところ未定で、最初の予定 より少し先に延びるようであるが、来年中には 行われるであろうと思われる。

このような情勢の中で、61年度の概算要求が どのようなかたちで行われたかというと、医学 部の学生定員減については、既に愛媛大学で行 われたかたちのように、学生の定員減が教官数 減に直接影響しないような考え方で徳島大学、 長崎大学の医学部、それから東北大学の歯学部 の学生定員減を大蔵省へ概算要求をしたわけで ある。

このように学生の定員を減らしても教官数に ついては現状維持というかたちで進めている が、しかし、今後も現状維持でいけるかどうか は難しいことであろうと予測している。

一方、私立大学の方の動きであるが、私立医 科大学協会の方では特別委員会を設けて検討し ているようであるが、現在具体的に学生数を減 員しようという大学は出ていないようである。

そこで、今後仮に学生定員を削減するとした 場合に、どんな問題、またはどんな点を文部省 の方で考えているかということを申し上げると 次のようである。

- ① 教官の数については従来どおり専門教育 の教官数については一切手をつけない。
- ② 学生数を減らすことによって教官の負担 が幾分軽くなるようであれば、その分を医 学教育の改善充実につながるような努力に 向けてもらうようにしてはどうかと考えて いる。もともと医学部教官の負担は過重と いわれているが、この機会に教育の面で新

機軸を開いていただいてはどうかということである。

おおむね以上のような説明があったのち,次 のような意見の交換があった。

- 現在, 私立大学の 医学部の入学定員は 100 名であるのか, 120 名であるのか。
- 私立大学では入学定員が 100 名のところも 120 名のところもあるが、 その分布は大体次 のようである。

120 名 …… 8 大学

110 名…… 1 大学

100 名……18大学

90 名……1 大学

80 名…… 1 大学

これを見ると 100 名の大学が一番多い。

○ 歯科の方は、昨年の入試でも極めて深刻な 事態が出たわけで、入学志願者が入学定員の 2.7倍ぐらいしかなかったが、来年度はもっ と厳しい状況となるのではないかというよう な危機感をもっている。

医科の方は、昨年の入試でも大体 7 倍ぐらいの倍率であるが、最近は大体 1 年毎に 1 倍ぐらいは減っている。しかしまだ若干ゆとりはある。

ただ, 私立大学では経営的な観点からして 学生定員を減らすということにはかなりの抵 抗があると思われる。

○ 医学教育の問題は、文部省の中に出来た「医学教育の改善会議」だけの論議に任せておいてよいのか。本特別委員会が国大協の名において提言することが文部省の活動をバックアップすることができるのではないかとも考えられる。いずれにしても、何かアクションを起すべきであるとするならそのタイミン

グを考えておく必要があろう。

- 学生の定員減の問題については、既に愛媛 大学の場合のように学生定員を減らしても教 官数の方は専門課程については減らさないと いう方針が出てはいるが、今後もこのような 方針を続けるということは文部省としても言 い難いことであろう。
- 「医学教育の改善会議」の方では、国・公・私立を含めた日本の医学教育全体を将来どのように改善すればよいかということを中心に議論しているようであるし、国立大学の医学部長会議の方では教官定数の議論も相当に突っ込んでやっているようである。例えば、アメリカやヨーロッパと対比してどのようであるか等を調査して、そのような面から日本の教官数が十分ではないということがいわれている。

このようにそれぞれの機関によって議論の 傾向の違いはあるようである。

以上のほか,関連して留学生の受け入れに関わる問題について若干意見の交換があったのち,委員長より次のように述べられた。

本日は医学部学生定員減と教官定数の問題を中心にいろいろとご意見を承ったわけであるが、この問題に関して今直ぐに本委員会として要望書をまとめて出すという状況でもないように思うので、今次の総会には本委員会のこれまでの審議の経過および今後の進め方について報告するということにとどめておきたいと思う。

なお今後、医学教育の改善ということに関して、例えば文部省を援護しなければならないというような場合には、またそれに応じて本委員会を開催しご検討を願うことにいたしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

教養課程に関する特別委員会

日 時 昭和60年10月24日(木) 14:00~15:50

場 所 国立大学協会会議室

出席者 須甲委員長

加藤, 川端, 栗屋各委員 永野, 柘植, 緒方各専門委員

須甲委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日の議事の一つに予定していた「教養課程に関するアンケート調査結果の報告書の取りまとめ」の件に関しては、これの最終的な取りまとめをお願いしている坂井専門委員が都合で欠席されたため、この議事については後日に譲ることとしたい。それから、お手許配付の「教養課程の今後のあり方に関する問題点」については、去る6月開催の総会にこれを提出し一応の了承を得ているが、その際に二、三ご意見をいただいたので、それを踏まえてその後若干字句修正を施した。これについて特に異議がなければ、これをもって成案とすることとしたいのでご了承願いたい。

[議 事]

1. 本委員会の今後の課題について

このことについて委員長より次のように述べ られた。

専門課程と教養課程を2本柱として発足した新制大学は既に30有余年の年月を経過し、この間一般教育を行う教養課程についてその理念、教育組織、教育体系等について関係者から種々問題が提起された。これらの問題について本委員会では長年にわたって検討をすすめてきたが、間もなく懸案の「アンケート調査結果の報告書」の取りまとめ作業も完了することになるので、先に取りまとめた「教養課程の今後のあり方に関する問題点」等も踏まえて、この辺で

一度、本委員会として今後教養課程教育の問題について何を重点的に取り上げて検討してゆけばよいかご意見を頂戴することにいたしたい。これについては、教養課程に関してこれまでの論議で指摘された問題点を私なりに総括的に整理をしてみた資料を用意したので、これをもとに協議をすすめたいと考える。

以上のように述べられたのち,配付資料の朗 読を行い,これをもとに次のような意見交換が 行われた。

- どちらかというと、総合大学のように「教養部」を有する大学の方が教養教育についてより強く危機感をもっているように窺える。この教養部については、組織制度上教育組織であって研究組織ではないというのが従来からの文部省の考え方の基底であり、研究教育上の条件の上からも教養部は専門学部に比して劣っている事実が見られる。このことが教養部に所属する教官に専門学部との間の格差意識を齎す要素ともなって教養教育に少なからぬ影響が及んでいるのは明らかである。
- それを打開する方策の一つとして、教養部の学部化ということが考えられ、広島大学の総合科学部をはじめとして幾つかの大学で新しい形による教養部の学部化が試みられたわけである。
- 教養課程制度の問題は古くて新しい問題である。教養部の学部化それ自体は結構なことであるが、これについては配付資料に書かれ

ているように「一般教育を理念通りに実施するためには、まずその担当者は専門教育者であると同時に、高い識見と幅広い教養を身につけた教育者である」ことが要求されるべきであり、これなくしては学部化したとしても学生の教育にうまく還元されることにならないであろう。この点を見据えて教養教育の「制度」の問題を考える必要があろう。

- 教養部を新しい形で学部化したところでも、こと志と違った状況が生じてきているところもあるということである。
- 配付資料の文中「一般教育を行う者は、高 い識見と幅広い教養を身につけた者であるこ と」としたのは、一般教育については全学で 取り組むべきであるということを意識して書 いたものである。
- 今回の卒業者を対象に行ったアンケート調査の結果をみてみると、一般教育について在学中は軽視する傾向にあるのが専門課程を経て卒業した後はこれに対する評価が概して高いようである。

一般教育科目を教えるについては, 1, 2 年次の方が適切な場合も勿論あろうが, 却っ て専門に触れてから施した方がよいと思われ る場合もあるので, その教育方法ということ については検討してみる必要があるのではな かろうか。

- 一般教育についての教育体系が確立されれば、これに沿った望ましい組織体制というものも考えられよう。
- 教育体系を考える時、特に語学について大学4年間を通じてどのように修得させたらよいか専門課程教育との繋がりも含めて語学教育の体系ということを考える必要があろう。
- 先に第1常置委員会が公表した「大学のあ

り方について(中間報告)」の中に, 教養教育に関してかなり踏み込んで記述されていたが, この教養教育の問題について本委員会はもっと第1常置委員会と連携して検討をすすめるべきではなかったであろうか。

○ 本委員会の今後の検討課題として、教養教育の組織のあり方ということが重点になるのではなかろうか。これについてある段階で第1常置委員会とも連絡をとって検討することとしては如何であろうか。

概ね以上のような意見交換があったのち、委 員長より次のように述べられ、了承された。

本委員会が今後の検討課題として重点的に取り上げる事項として「教養教育の組織体制」の 問題を挙げることにいたしたいが如何であろう か。

それから、「アンケート 調査結果の報告書」 につていは、当初来る11月総会に提出するつも りであったが、取りまとめ作業が間に合わない 場合には、来年春の総会に提出することとし、 今回は簡単にその項目のみ報告することにした いと考える。

2. 委員長の交代について

このことについて委員長より次のように述べ られた。

私は来年2月末で任期満了により学長を退任 し同時に本委員会委員長も退任することになる ので、この際次期委員長をお決めいただきたい。 なお、委員長候補として、一般教育に関して理 解も深い加藤静岡大学長を推薦申し上げたい。

この提案について特に異議もなく,加藤委員 の委員長就任が了承された。

以上をもって本日の会議を終了した。

大学院問題特別委員会

日 時 昭和60年10月21日(月) 10:10~14:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 大藤委員長

田中小委員長 藤井,須甲,阿部,本陣,加藤,坂上各委員 杉林専門委員

大藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、これまで本委員会が検討を続けてきた「国立大学における大学院の問題」に関する検討経過をまとめた「中間報告 (案)」について審議していただくことが主であるが、そのほか「旧設大学院の改善」について検討してきた小委員会の報告書(案)もまとまったので、これについても田中小委員長の方から説明を伺い、ご協議をいただきたいと思う。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

[議事]

1. 大学院問題特別委員会報報告書(案)について

先ず委員長より報告書(案)の概要について 説明があったのち、報告書に記載された次の諸 項目の内容について審議が行われた。

- (1) 委員会の構成および委員会成立の歴史
- (2) 国立大学における大学院の役割
 - ① 大学院の位置づけ
 - ② 新設大学における大学院の現状と今後 の動向
 - ③ 旧設大学院の問題点とその改善
- (3) まとめ
 - ① 新設大学への大学院設置の推進

② 旧設大学大学院の整備・充実

以上について検討の結果、記述の加除や字句の表現について修正の指摘があったので、これに基づいて原案の整理を行って本報告書の成案を取りまとめた。

2. 旧設大学院の改善に関する報告書(案)について

これについて田中小委員長より次のように述べられた。

旧設大学院改善の問題を検討してきた本小委員会では、6月総会以降小委員会を3回、本委員会を1回開催して報告書(案)の取りまとめを進めてきた結果、漸くお手許配付のような報告書(案)(旧設大学院の改善について)をまとめ上げることができた。この報告書(案)の内容については、既に本委員会に報告しご了承を得ているので、本日これを今次総会に提出することをご承認いただきたい。

なお、本小委員会は、今次の報告書作成を機 に解散してもよいと思われるが、大学院問題は 現在緊要な課題として各方面で議論されている 問題でもあるので、今しばらくの間はそのまま に存置しておきたいと思うが、いかがであろう _ |

以上の報告と提言を異議なく了承し、本議題 の協議を終わり、本日の会議を閉会した。

図書館特別委員会

日 時 昭和60年10月28日(月) 10:00~12:30 場 所 国立大学協会会議室

出席者 松山委員長

町田,川井,加藤,山崎,吉武各委員 長沢,井上,今村,田中各専門委員 (オブザーバー)東京大学文献情報センター安達淳 誰師

(文部省)西尾学術情報課長

松山委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から,本日出席の文部省西尾学 術情報課長の紹介があって議事に入った。

〔議 事〕

1. 学術情報センター創設について

このことについて委員長は、学術情報センターの創設ならびに来年度図書館関係の概算要求の方向などについて文部省側から説明願いたい旨が述べられ、これについて西尾学術情報課長から次の事項について配付資料を基に詳細な説明があった。

① 学術情報センター(仮称)の創設について

これについては、東京大学文献情報センター (全国共同利用施設)を改組・転換してその中 身も形態も整った組織体として、全国の大学等 の学術情報システムの中枢機関となる「学術情報 報センター (仮称)」を、国立大学共同利用機 関として創設する予定である。なお、総務庁で は来る10月30日頃同センターの創設について最 終的な検討に入ることになっている。

② 学術情報システムの関連施策について 学術情報センター(仮称)の整備計画の進展 に対応して、大学図書館の業務電算化及びセン ターとの接続、情報処理センターの整備等の関 連施策を計画的に推進するとともに、外国雑誌 センターの整備、データベースの整備等を図る ことにしている。

③ 学術情報システムの仕組み、機能、効果 等について

学術情報センターの創設により構築される全 国大学間の総合的な学術情報システムの仕組 み、機能、効果等の概要について説明があっ た。

④ 昭和61年度大学図書関係概算要求について

別表「概算要求一覧」により各事項について の説明および以下のような補足説明があった。

図書費は従来設備費の範疇で取り扱われていたが、図書費は通常の設備とは違う点があるので、その取扱いについて会計課と折衝した結果、文部省段階では設備費という単純な捉えかたではなく、特別な配慮を要する経費として扱うことの了承を得た。

また、円高為替レートによる外国図書類の購入に関し、業者側に対し、価格の決定または価格の訂正につき当方が納得できるようなものにしてほしい旨強く申し入れている。

概ね以上の説明ののち次のような質疑応答が あった。

○ 為替レートに関することであるが、業者側は、国の会計制度があるためリスクを見込まねばならないので現在のような契約のしかたになっていると言っているが、会計制度の弾

力的な運用をも含めて業者側と話し合っているのであろうか。あるいは会計制度には触れないで、業者側が適正な契約をすることによってこの問題を解決しようとしているのか。

- 文部省会計課では、最も安い契約で結構であり自由競争契約でよろしいと言っているので、国の会計制度には問題がない。契約のことについて先日も業者と話し合ったが、会計制度に関しては何も反応がなかった。なお、これについては何か大学側に具体的な問題があれば連絡していただきたい。
- 外国雑誌は年間契約になってるいから別としても、とりあえず外国図書については4半期毎に為替レートに即した契約を促進してもらいたい。

ついで非上専門委員ならびに東京大学文献情報センター安達淳講師から,本日配付の資料「目録所在情報サービス利用の手引」「東京大学文献情報センター紀要(創刊号)」「文献情報センターニュース」「学術情報センター(仮称)の事業と開発計画(案)」を基に文献情報センターの状況について詳細な説明があり、ついで次のような意見交換が行われた。

- 昭和61年度概算要求についてはただ今の文 部省説明で分かったが、学術情報センターの 最終的な人員や機構の計画はどのようになっ ているのか。
- 現在考えているのは配付資料「学術情報センター (仮称)の創設について」に記載されている程度のことである。
- 来年度の予算に各大学の情報処理センター の整備も入っているのか。
- 予算技術的にはそれが可能であるように話はすすめている。

- 一次情報を蓄積しているところは個々の大学であり、その内容は大学によって偏在しているのが現状であるが、将来情報処理システムができると個々の作業が輻輳してくるも含めずの力をある。しかし、学内サービスも含め学術情報資源の共同利用という面からみて重要な機能の一つであるので、大学においては学内サービスに余裕があれば対外サービスに会裕があれば対外サービスに会裕があれば対外サービスに会裕があれば対外サービスに対するとの考え方が多いようである。この点については学術情報サービスに対する学内の理解と協力が必要であるが、全国各大学の図書館業務そのものに対する理念の再構成や図書館職員の意識の変革といった点になお問題がある。
- 情報センターの機能を各大学で利用した場合,通信費以外の経費の試算はどのようにするのか。
- それについては、例えば日本科学技術情報 センターのサービスの仕方など、既設の外部 の制度的なものとの釣り合いをとることが重 要になってくるので、それとの関係や、ある いは、学内の大型計算機センターを中心に現 に稼働している場合の運営の実態などの点を 調査のうえその方針を詰めていくことになろ うが、まだ最終的には決めていない。
- 文献情報センターの事業がかなり軌道に乗ってきているので、判り易いイラスト的な解説資料を出してほしい。
- 科学研究費補助金を使って文献情報センター参加図書館の条件整備について各大学にアンケート調査および訪問調査をしたところ、文献情報センターで提供している目録情報サービス程度のものなら、あまり興味はないという反応がみられた。つまり、学術雑誌総合

目録と原文献の所在とは結びつかないので、 それが結びついた段階で興味を示そうという ことである。それで、情報システムへの参加 の問題は、単に図書館の技術的内容条件が整 っているか否かの度合で云々するような簡単 なものではなく、サービス内容自体に関する 関心の度合がかなり多様であるということが 判った。また、情報サービスベースの検索と 学術雑誌総合目録をつないだものに関心をも っている利用者が多いことも判った。

- この学術情報システムの早期実現について 総務庁行政管理局長と面談した際,先方はこ のシステムと他省庁が計画しているシステム との競合点に最も関心があるように感じられ たが,予算を司る他省庁関係者には,国立大 学が計画しているこの学術情報システムの特 殊性などをもっと強調しておく必要があると 思われる。
- 我々が計画している学術情報センターと既 設の日本科学技術情報センターとのそれぞれ の特殊性や相違点などについての説明はまだ 十分でないきらいはあるが、この学術情報シ ステムは研究者の要求や必要によって、各大 学に分散している原文献を全国的なネットワ ークで継ぎ合わせることによって、更に高度

な利用価値のあるものを開発しようとするものである。従って、日本科学技術情報センターに比べ情報の蓄積に大きな差があるほか、 組織内容にしても格段の差がある。この点について他省庁の予算関係者ももっと勉強して もらいたいものである。

概ね以上のような意見の交換があって本議題 についての協議を終わった。

2. 学術情報センターの創設に関する要望督について

このことについて委員長より次のように報告 があり、了承された。

宝の件については去る8月8日の当委員会で審議の結果、その主旨についてはご了承いただき、文案の作成ならびにこれの関係省庁への提出時期については委員長に一任された。その後いろいろな経緯があったが、最終的には会長と諮りお手許配付のような要望書の成案がまとまった。それで、これを去る10月21日に文部省、大蔵省、総理府へ提出し、趣旨説明のうえこれの実現方について要望した。以上のような次第であるので、よろしくご了承願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第20回)入試改善特別委員会

日 時 昭和60年10月17日(木) 13:30~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 松田委員長

藤井,福田,井出(代理:浅井),丸井,谷口, 永田,松井,池田,添田各委員

(大学入試センター)堯天所長, 白石管理部長

松田委員長主宰のもとに開会。

委員長の開会の挨拶についで、堯天大学入試 センター所長より、大学入試改革協議会(臨教 審の第1次答申を承けて「共通テスト」構想の 具体化を検討するため文部省内に設置)の下に 発足したワーキンググループの審議情況につい て説明があったのち、議事に入った。

[議事]

◎ 国立大学の受験機会の複数化案の取りまと めについて

初めに委員長より次のように述べられた。

来る11月開催の総会に提出する予定の「国立 大学の受験機会の複数化」の改革案の取りまと めについて本日午前開催した小委員 会 に お い て,去る9月17日付松田委員長名をもって各国 立大学長個人宛に行った「国立大学の受験機会 の複数化に関するアンケート」の集計結果およ びアンケートの集約に基づき松井委員が整理し た「アンケートの回答に見られる諸意見」を基 に検討を行った。本日はこれを踏まえて本委員 会として複数化案の取りまとめ方について検討 を行いたいと考える。

ついで、丸井小委員会委員および松井委員より、アンケートの集計結果(10月17日現在回答90大学)および複数化案に関する小委員会の意見について報告ならびに説明があった。

その小委員会における複数化案の要点は次のようである。

①受験機会の複数化の実施時期については, アンケートの「昭和62年度実施」案に対する回 答結果(10月17日現在集計90大学中,大学全体 として賛成60大学、学部別回答のあった大学で 賛成学部が反対乃至回答保留学部を上回る大学 が6大学)からみて、本委員会の提案は支持が 得られたものと推測されるので、62年度より複 数化の実施に踏み切るべきである,また②その 具体的な実施方法(いわゆる「連続案」および 「分雕案」) 等については, アンケートの回答 結果〔「連続案」(第2次試験の実施期日を3月 2日から開始するグループ(A)と、3月6日か ら開始するグループ(B)との2グループに分け て試験を実施し、A、Bいずれのグループに属 するかについては各大学・学部の自由とする) について 大学全体として 賛成が42大学, 「分離 案」(第2次試験の 試験期日を 前期と後期とに 分け, 前期については試験開始日を3月2日, 合格発表は3月17日まで、後期については試験 開始日3月19日,合格発表は3月31日までとす る。前期、後期いずれに属するか或いは入学定 員を振り分けて前期、後期共試験を行うかは各 大学・学部で決定する) について大学全体とし て賛成が9大学〕を勘案すると,連続案を基礎 としてこれに分離案のうちの後期試験を組み込 む方法が差し当り考えられる現実的な方法と思 われる。

以上の小委員会の説明をもとに受験機会の複 数化案の取りまとめ方について検討が行われた 結果,昭和62年度より受験機会の複数化を試行的に実施することとし、その実施方法については、第2次試験についてA(3月2日から試験開始)、B(3月6日から試験開始)二つのグループに分けて試験を行うほか、この合格発表の後に定員留保による第2次試験も行うということとした。そして、この旨来る10月28日開催の理事会に諮り、これの大綱が了承されたなら、本委員会においてさらに詰めの作業を行って複数化案を取りまとめたうえ、来る11月13、14両日に開催される総会に提出することとした。

なお、受験機会の複数化については、その具 体的な実施日程について、入試処理業務上の点 から入試センターとの協議をすすめる一方, グループ分けについて, A, B両グループ間の入学定員や学部の専門種別等のバランスをとるための調整を図る必要性の有無およびこれを必要とする場合の調整方法(各地区別による協議, 専門学部別による協議, 抽選制等)についてないで、このグループ分けの問題についてないまず秋の総会までに一度各地区学長会議を開催して協議して貰い, その意見を持ち寄って総会において論議するよう取り運ぶこととし、この旨近く各大学長宛依頼することとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

(第21回) 入試改善特別委員会

日 時 昭和60年10月31日(木) 13:30~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 森会長

丸井,藤井,山田, 井出, 小林, 谷口, 松井, 池田,添田各委員

(大学入試センター) 毫天所長,白石管理部長

丸井委員司会のもとに開会。

初めに丸井委員より松田委員長の退任に伴う 委員長等の交代について次のように 述べられた。

本協会の副会長を兼務されていた松田委員長には去る10月23日付学長任期満了により東京工業大学長を退官されたが、入試改善特別委員会の委員長は慣例で副会長が当たることとされているため、その後任人事について過般開催された理事会において諮られた結果、新委員長に沢田副会長が就任することになった。なお、この際に入試改善特別委員会に新しく副委員長を置くこととなり、田中九州大学長が就任されることになった。以上のような次第であるのでご了

承いただきたい。なおまた、これに伴い小委員会の委員長は副委員長が当たられるのが適当と 思われるので、私は小委員会委員長を辞任した いと考える。

ところで本日は生憎,委員長,副委員長のお 二方とも所用があって欠席されたため,委員長 の申付けにより私が司会役を務めさせていただ くので,よろしくお願い申し上げる。

以上のように述べられたのち、議事に入った。 [議事]

◎ 国立大学の受験機会の複数化案の取りまと めについて

初めに丸井委員より次のように述べられた。

去る春の総会以後検討をすすめてきた「受験 機会の複数化の問題」について、一通りその後 の審議の経過を申し上げたうえで本日の審議を すすめてゆきたいと考える。

春の総会で「引続き検討をすすめる」こととなったこの受験機会の複数化について、その後本委員会および入試実施方法検討合同委員会等を都合4回開催し、提起された幾つかの実施案をもとにその実施の方法・日程、実施時期(年度)等について検討を行った。

その受験機会の複数化の実施案として,①事前選択制(受験生に予め第1志望・第2志望大学・学部を記して出願させる)により実施する案,②2月中旬から3月中旬の1カ月間位の期間内に各大学を2つ乃至3つのグループに振り分けて第2次試験を実施する案,③5月入学を前提に3月,4月を第2次試験の実施期間とする案,などが考えられたが,これらの案はいずれも短時日に解決が困難な要素を抱えているため将来の検討課題とすることとし,差し当って昭和62年度について試行的実施案として,いわゆる「連続案」と「分離案」の二つの案に絞って検討をすすめた。

そして、9月10日開催の本委員会および同13日開催の小委員会において、次の諸点について検討の結果、昭和62年度から複数化を行うことを基本とした実施案について各学長宛アンケートを依頼することとした。

1) 実施年度は、取敢えず昭和62年度からとする。恒常的な複数化を実施するため昭和63年度からという意見も出たが、受験機会の複数化については、各方面からの早急な実現を望む声も高まっており、62年度からの実施に積極的に対応する必要があると判断されること。

- 2) 各国立大学の入試担当関係者は、旧 I 期 校、II 期校制度当時の複数受験時代の欠員補 充等の業務に習熟していないこと も あ る の で、恒常的な複数化は漸次経験を重ねて将来 に期することとし、当面試行的に実施することが適当と思われること。
- 3) 昭和62年度から複数化を実施することとした場合でも、各大学の第2次試験の実施期日の決定の時期(昭和61年4月下旬予定)まで、なお事務処理上の細目について更に検討する時間的余裕が見込まれること。
- 4) 本年春の総会の前に共通第1次学力試験の 教科を5教科とすることについて各大学(学 部)宛アンケートを行った際,受験機会の複 数化についても意見を伺ったが,これについ ては寄せられた回答の80%以上の賛成(全学 一本回答63大学,学部別賛成多数25大学)を 得ていることもあり,今回の複数化に関する アンケートについては,日時の余裕もないこ とから学長個人宛アンケートによることも止 むを得ないと思われる。

このような考えのもとに、各学長個人宛「受験機会の複数化に関するアンケート」について去る9月17日付をもって10月12日回答締切りにより松田委員長名をもって依頼した。そして、そのアンケートの結果(①昭和62年度からの複数化実施に対して、費成大学が多数を占め、②「連続案」および「分離案」に対しては、大学としてまとまった回答で、「連続案」賛成が43大学、また「分離案」賛成が10大学)を踏まえ去る10月17日開催の委員会において複数化案の取りまとめについて検討した結果、「昭和62年度より受験機会の複数化を試行的に実施することとし、その実施方法については、第2次試験についてA(3月2日から試験開始)、B(3

月6日から試験開始)二つのグループに大学を 分けて試験を行うほか、この合格発表の後に定 員留保による第2次試験も行う」とする複数化 案の大綱が固まった。

受験機会の複数化に関する本委員会のその後 の審議経過は概ね以上のようである。

そして、去る10月28日に開催された理事会に 私よりこの審議経過の概要を説明するととも に、来る11月13、14日に開催される総会に提起 する複数化に関する改革案の取りまとめ方について諮ったところ、各理事より種々意見が述べられたが、結論としては、「各大学の主体性を 尊重することを前提に受験機会の複数化を昭和 62年度より実施に踏み切る」こととし、本委員 会の考え方は大筋において認められた。そして、この趣旨に副って本委員会において複数化 の改革案を取りまとめることになった。

このような次第で、本日複数化案の取りまと めについてご審議いただきたいが、これについ ては午前中開催した小委員会でこれのたたき台をもとに検討のうえ配付のような「国立大学の 受験機会の複数化について(案)」を取りまと めたので、これをもとにご審議いただくことに いたしたい。

概ね以上のような説明があったのち、原案をもとに複数化案について、複数化の実施時期、実施方法、実施日程等について検討を行った結果、「国立大学の受験機会の複数化について(案)」を取りまとめたが、もう一度本委員会を開催して(11月12日予定)、同案について最終的な詰めをすることとした。そして、これを理事会に諮ったうえ総会に提出することとした。なお、第2次試験の複数化の実施日程上の細部の点について、今後大学の入試実施担当者も交えて検討をすすめてゆくこととなった。

以上をもって本日の会議を終了した。

(第22回) 入試改善特別委員会

日 時 昭和60年11月6日(水) 15:00~17:50

場 所 京大会館楽友会

出席者 沢田委員長

田中副委員長

山田, 小林, 丸井, 永田, 松井, 池田, 添田各委 昌

(大学入試センター)堯天所長, 白石管理部長

田中副委員長司会のもとに開会。

初めに田中副委員長より次のように述べられた。

本日は、去る10月31日(木)開催した本委員会において取りまとめた受験機会の複数化案について、最終的な詰めを行うためご参集いただいた。これについては当初総会開催前日の11月12日を予定していたが、沢田委員長のご都合もあって日時と場所を変更して開催させていただ

くことになった。その沢田委員長には所用で出席が若干遅れられるため、その間代って私が司会を務めさせていただくこととしたいのでご了派いただきたい。

その本題の審議については委員長が来られて からとすることとし、その前に、最近開催され た各地区学長会議の際に討議された受験機会の 複数化に関してそれぞれ所属地区の委員よりそ の情況をご報告いただくこととしたい。 以上のように述べられたのち,各地区学長会議(九州,近畿,東北,中部の各地区)における複数化に関する論議の模様についてそれぞれ報告があった。

ここで沢田委員長が出席され,委員長就任の 挨拶があったのち,議事に入った。

〔議事〕

◎ 国立大学の受験機会の複数化案の取りまと めについて

初めに委員長より次のように述べられた。

前回の委員会 (10.31) において受験機会の複数化案の取りまとめについて原案をもとに検討した結果,配付のとおり「国立大学の受験機会の複数化について(案)」として取りまとめた。

この受験機会の複数化については,各方面からその早急な実施が期待されているが,その具体的な実施の方法等について複雑かつ微妙な問題を内包しており,本委員会として実施案を総会に提起するについては十分慎重を期して臨まなければならないと思われる。

それで、本日は、さき程ご報告をいただいた 各地区学長会議における複数化に関するご意見 等も踏まえ、前回取りまとめた複数化の実施案 について総会でご了承いただけるよう詰めを行 いたいと考えるので、よろしくご審議いただき たい。

ついで丸井委員より配付の「国立大学の受験 機会の複数化について(案)」について, 前回 委員会においてこれが取りまとめられた経緯の 説明があったのち, 同案について審議に入った が,

○ 複数化の実施については各大学の主体性の 尊重ということが前提であり、本委員会の複 数化案が各大学に押付けがましい印象となら ないよう案文に配慮が必要であろう。

- 今総会では国大協として"複数化の実施に 踏み切る"ことの合意を得ることに留めて, 本委員会の持つ複数化の具体的実施案につい ては、参考資料の扱いとすることの方がよい のではないか。
- 複数化の具体的実施方法については、総会において複数化の実施が了承されたのち各大学・学部宛アンケートを行い、その意見を踏まえ、また、これについて入試事務担当者の意見もききながら詰めてゆくべきであろう。等、実施方法の取扱いをめぐって意見が出され、これについて種々意見交換が行われた。

その結果、同複数化案について若干修正を施し、「昭和62年度より複数化に踏み切る方針とし、その具体的実施方法については昭和61年4月末迄に検討をすすめること」とする旨記述を改めることとした。なお、参考資料として、本委員会がこれまでの審議に基づき取りまとめた、複数化の実施方法の大網を「別紙」に、同じく実施日程案を「別添」としてそれぞれ「複数化案」に添付することとした。またこのほか、「受験機会の複数化に関する学長宛アンケートの集計結果」および「同アンケート回答にみられた諸意見」ならびに、本年春の総会前に行った入試改革に関するアンケートのうちの「5教科5科目案に対する回答のまとめ」についても資料として併せて添えることとした。

そして、以上取りまとめた「複数化案」およびこれに添付する「参考資料」について、更に総会前日の11月12日に本委員会を開催し、最終的に確認をしたうえ理事会(総会第1日目昼休み時間中開催予定)に諮って総会に提出することとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

(第23回) 入試改善特別委員会

日 時 昭和60年11月12日(火) 14:30~17:10

場 所 国立大学協会会議室

出席者 田中副委員長

藤井, 山田, 福田, 天野, 小林, 丸井, 谷口, 松井, 池田, 添田各委員 (大学入試センター)勢天所長, 白石管理部長

宮川東京大学入学主幹

沢田委員長が所用により欠席のため、田中副 委員長主宰のもとに開会。

副委員長より開会の挨拶があったのち、大学 入試センター堯天所長より、昭和61年度共通第 1次学力試験の出願状況(S.60.11.11現在)に ついて説明があり、これについで議事に入っ た。

[議事]

◎ 国立大学の受験機会の複数化案の取りまと めについて

初めに田中副委員長より、本日は前回の委員会 (11.6) において取りまとめた「国立大学の受験機会の複数化について(案)」について最終的審議をしていただいたうえ本委員会案を確定したい旨述べられた。

ついで「複数化案」について審議が行われた 結果,一部字句の修正を施すこととし、次のよ うにすることとした。

「国立大学の受験機会の複数化は、昭和62年 度から実施する方向で検討する。

なお,具体的実施方法については,昭和61年 4月末迄に結論を得るよう努力する。」

また、「複数化案」に添付することとした「別紙」(入試改善特別委員会における複数化の実

施方法の大綱)については、田中副委員長より、複数化の実施方法の大綱を記すに留まらず、そのあり方、今後のすすめ方、等複数化について全般的に委員会の考え方を明示する必要があるのではなかろうかとの問題提起があり、これについて副委員長作成の案文をもとに検討した結果、同案に修正を加え、これを本委員会の「国立大学の受験機会の複数化についての提案」とし、前記「別紙」に代えることとした。そして、「国立大学の受験機会の複数化について(案)」にこれを併せて明日の総会第1日目の昼食休憩中に開催される理事会に諮ったうえ総会に提案することとした。

なお、このほか大学入試改革協議会(臨教審の第1次答申を承けて共通テスト構想検討のため文部省内に設置された)の下に設置された小委員会における審議情況について、同小委員会のメンバーでもある小林委員および堯天入試センター所長よりそれぞれ説明があった。

また、過般開催された国立大学7地区教務事務所管課長・入学主幹連絡協議会において協議された、受験機会を複数化した場合の入試実務上の問題点等について宮川東大入学主幹より説明があった。

以上をもって本日の会議を終了した。

日 時 昭和60年11月25日(月) 10:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 沢田委員長

田中副委員長

藤井, 山田, 井出, 小林, 谷口, 永田, 松井,

池田,添田各委員

(大学入試センター)自石管理部長

宫川(東大),大内(京大),瀬口(九大)各入学主幹

(文部省)中村大学課大学企画官

(第24回)入試改善特別委員会

沢田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、開会の挨拶と、オブザーバーとして出席の宮川(東大)、大内(京大)、瀬口(九大)各入学主幹および中村文部省大学課大学企画官の紹介があったのち、議事に入った。

[議事]

◎ 「国立大学の受験機会の複数化に関するアンケート(案)」の取りまとめ等について

初めに委員長より次のように述べられた。

去る11月12日開催の本委員会において取りまとめた「国立大学の受験機会の複数化について(案)」および「国立大学の受験機会の複数化についての提案」について、翌13日開催された総会の昼食休憩時間中に臨時に理事会を開催して審議を行った結果、「国立大学の受験機会の複数化について(案)」については提案どおり、また「国立大学の受験機会の複数化についての提案」については、本委員会における複数化についての考え方を示した"委員会メモ"の扱いとすることとして、これがいずれも 了 承 された。そして、これを同日午後の総会に説明のうえ提案した結果、これが了承された(特別な事態が起こらないかぎり昭和62年度より実施する

これに基づき本委員会では、複数化に関する

具体的な実施日程等について各大学にアンケート調査も行いながら検討をすすめてゆくこととなった。

以上のような経過報告に引続いて,本日の議 事について次のように述べられた。

アンケート案の取りまとめについての審議に 入る前に、先ず受験機会の複数化に関する今後 の審議日程についてお諮りしたい。それと、各 大学宛アンケートを依頼するについて各大学の 複数化に関する検討に資する参考資料を付す必 要があると思われるので、この参考資料の取り まとめについてもご審議いただくこととした い。

それで、受験機会の複数化に関する今後の審議日程については、一応別紙「日程案」の手順により取りすすめたい考えである。なお、複数化の具体的な実施方法・日程の検討については種々難しい問題が含まれていることでもあるので、アンケート調査については前後2回行いたい所存である。

これについて審議を行った結果、今後次の日 程により審議をすすめてゆくこととなった。

60年11月25日 12月4日 第1次アンケート原案検討

> 上旬 第1次アンケート各大学宛送 付 (資料も含む), 締切61年2 月10日

ことが了解された)。

各大学回答内容検討(各大学 の判断により地域別,学部系 統別に学長,入試担当課長会 議開催)

61年2月上旬 各大学,回答を国大協宛送 付。回答集計。集計結果に基 づき第2次アンケート原案検 計

中・下旬 第2次アンケート各大学宛送 付(第1次アンケート結果等 の情報を含む)

各大学,回答内容検討(各大学の判断により地域別,学部系統別に学長,入試担当課長会議開催)

4月上旬 各大学,回答を国大協宛送付 中旬 回答集計

> 下旬 集計結果に基づき検討のうえ 最終原案の取りまとめ

5月上旬 理事会審議を経て総会へ提案

次に,アンケート調査票に添付する資料について委員長より次のように述べられた。

複数化に関し各大学の検討に資する参考資料について配付資料をもとにご審議いただくこととしたいが、その一つとして、先般各学長個人宛行った「複数化に関するアンケート」(60年9月17日付)に寄せられたコメントおよび要望等に対し本委員会の基本的な考え方を付す必要があると思われる。これについては、田中副委員長と松井委員に依頼してその取りまとめをしていただいたので、これについて説明を伺ったうえでご意見を頂戴いたしたい。

これについて松井委員より配付資料をもとに 説明があり、審議を行った結果、若干字句修正 を施したうえこれを了承した。

これに続いて委員長より、次に複数化の「事 前選択」制および「事後選択」制について、そ の定義、それぞれのメリット・デメリット等を 取りまとめて参考資料に加えることとしたい が、これについては松井委員に文案をまとめて いただいているので、同委員よりその説明を伺 ったうえご審議いただきたい旨述べられた。

これについて松井委員より配付資料をもとに 説明があり、審議を行った結果、若干記述表現 を整理することとし、これを参考資料に加える こととした。

次に、受験機会の複数化についての実施日程 案についての審議が行われた。これについては 初めに田中副委員長が本委員会のこれまでの審 議等を踏まえ一応実施可能な案としてまとめた 4つの日程案(事前選択制②案、同③案、事後 選択制③案、同③案)について、主として事後 選択制の追加合格者決定業務、第2次募集合格 者決定業務等の問題に関し論議があったのち、 前回委員会(11.12)において取りまとめた実施 日程案(一部修正のうえ配付)について検討が 行われた。その結果、部分的に日程を手直しし たうえこれも参考資料としてアンケートに付す こととした。

参考資料の取りまとめについて以上のような 審議があったのち、アンケート案の取りまとめ についての審議に入ったところで、委員長より 次のように述べられた。

本日は審議項目が多かったこともあってすでに終了予定の時間を超過しているが、出来れば今暫く会議時間を延長してアンケート案の項目だけ決めていただきたい。そして、これをもとに松井、永田両委員にアンケート案の文案を作成願ったうえ来る12月4日にもう一度本委員会

を開催してこれの最終的な詰めを行うことにさせていただきたい。なお、私は所用で止むを得ず間もなく退席するので、このあとの司会を代って田中副委員長にお願いいたしたい。

ついで、副委員長司会のもとにアンケートに 盛り込む項目について、副委員長、池田、添田 両委員より提出された各アンケート原案をもと に審議が行われた結果、次の9項目とすること としてはどうかということになった。

- (1) 受験機会の複数化が実質的意義をもつための重要点について
- (2) 事前選択制,事後選択制のいずれの方法がよいと考えられるか
- (3) 自己採点方式を廃止することの是非について
- (4) グループに分けることの是非およびグル ープ分けを是とした場合の方法について
- (5) 出願可能大学を2つまでとすることの是非について
- (6) 実施日程案 (別紙) についてのご意見
- (7) 「第2次募集に準じて行われる全定員留保による第2次試験」への出願資格をいずれの国立大学にも合格していない者,と限定することの是非について
- (8) 複数化を昭和62年度から実施するための 必要な条件について
- (9) その他ご意見

最後に副委員長より次のように述べられ、了 承された。

各大学宛に行う「受験機会の複数化に関するアンケート」についてはただ今ご審議のうえお決めいただいた9つの設問項目をもとに松井、永田両委員に案文全体の取りまとめをいただき、これを次回(12月4日)の委員会までに各委員のお手許にお送りすることにいたしたい。なお、アンケートの前文については私がまとめて後ほど松井委員宛お送りする。

それから、アンケートに添付する参考資料については、①「複数化に関する学長宛アンケート (60.9.17日付) に寄せられたコメント及び要望等に対する本委員会の基本的な考え方の概要」、②「国立大学の受験機会の複数化について」(60.11総会決議) および「複数化についてのメモ」、③「昭和62年度国立大学受験機会の複数化に関する実施日程案」④「事前選択制および事後選択制についての検討資料」とすることとしたい。

なお、アンケートの締切りについては来年2 月10日とすることとしたい。

以上をもって本日の会議を終了した。 次回 12月4日 (水) 10:00~12:00

(一旦休憩)

16:00~18:00

(第25回)入試改善特別委員会

日 時 昭和60年12月4日(水)

10:00~13:00 16:00~18:50

場 所 国立大学協会会議室

出席者 森会長

沢田委員長 田中副委員長

山田, 福田, 小野 (代:前川学長事務取扱), 井出, 天野, 小林, 丸井, 永田, 松井, 池田, 添田各委員

沢田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より開会の挨拶と,小野委員に 代る代理出席の前川学長事務取扱(群馬大学), およびオブザーバーとして出席の宮川(東大), 大内(京大),瀬口(九大)各入学主幹,中村 文部省大学課大学企画官の紹介があったのち, 議事に入った。

〔議事〕

◎ 受験機会の複数化に関するアンケート案の 取りまとめについて

初めに委員長より次のように述べられた。

前回委員会 (11.25) において各大学宛に依頼する「受験機会の複数化に関するアンケート (案)」およびこれに添付する「資料」の取りまとめについてご審議をいただき、アンケート案の設間項目を決めるとともに、添付資料について大筋の取りまとめをいただいた。本日はこれの最終的詰めを行うわけであるが、これについては田中副委員長、松井、永田両委員にそれぞれアンケートの文案および添付資料についての修正点等を取りまとめていただいたので、これらをもとに審議をすすめたいと考える。

以上のように述べられたのち, アンケート案 および関連資料の取りまとめについて, 田中副 委員長, 松井, 永田の両委員より提出されたア ンケートの案文および関連資料についての修正 案をもとに審議を行った。

その結果、アンケート案については、8項目の設問とするとともに、これに添付することとした実施日程案についても若干修正を施したうえ「国立大学の受験機会の複数化に関するアンケートについて(依頼)」を取りまとめた。

また、関連資料に関し、[「事前選択制」と「事後選択制」についての検討資料]および[「国立大学の受験機会の複数化に関する」昭和60年9月17日付学長アンケートに寄せられたコメント及び要望等に対する本委員会の基本的な考え方の概要]について、それぞれ若干修正を施したうえこれを取りまとめた。なお、前回委員会でアンケートの添付資料の一つとすることとした「国立大学における受験機会の複数化に関する検討日程(案)」については、資料から外しアンケートの前書きの中で簡単にこれに触れることとした。

この結果、アンケートの添付資料は次の4点となった。

資料1.「国立大学の受験機会の複数化について」 国立大学協会(昭和60年11月14日付)

資料2.「国立大学の受験機会の複数化について のメモ」

国立大学協会入試改善特別委員会(昭和60年

11月13日付)

資料3.「『事前選択制』と『事後選択制』についての検討資料」

国立大学協会 入試改善特別委員会(昭和60年12月日4付)

資料4.「『国立大学の 受験機会の複数化に 関する』昭和60年9月17日付学長アンケートに寄せられたコメント及び要望等に対する本委員会の基本的な考え方の概要」 国立大学協会入試改善特別委員会(昭和60年12月4日付)

以上でアンケート案等の取りまとめについて の審議を終了した。

なお、複数化を実施した場合の具体的なグループ分けの方法等について各大学(間)で検討を始めておく必要があると思われるので、この旨各大学長宛文書依頼することとしてはどうかということになったが、これについては 委 員長、副委員長が会長と諮ったうえ措置すること

とした。

このほか, 受験機会の複数化に関連して丸井 委員より次のような報告および提言があった。

- 来る12月12日に開催する第2常置委員会において本日取りまとめたアンケートの内容について説明したうえで、第2常置委員会として取り組むべき検討事項等について協議することとしたい。
- 昨日開催された公立大学協会の入試制度委員会に出席し、受験機会の複数化に関する本委員会の審議の進捗情況について説明するとともに、この問題に関し懇談を行ったが、その際公大協側より、今後受験機会の複数化のグループ分け等の問題について地区ブロック会議において検討する際には、これにそれぞれの地区内の公立大学も加えて貰いたい旨希望があったので、これをお伝えする。以上をもって本日の会議を終了した。

第77回総会国立大学協会事業報告

(注) 第76回総会より今総会前まで

1. 諸 会 合(58回)

(1) 第76回総会

60.6.19 (水)

6.20 (木)

(2) 事務連絡会議

60.6.21(金) 幹事会

6.22(土) 第43回事務連絡会議

(3) 理事会

60. 6.19 (水)

10.28 (月)

(4) 常置委員会(22回)

1) 第1常置委員会(大学の組織・制度,研究・教育体制)

(主要審議事項) 第二臨調における「国立大学の学部等の再編整理」の指摘を契機として、国大協の自主的立場から "国立大学のあり方" について検討することになり、一昨年1月,第1常置委員会の下に「大学のあり方の検討小委員会」を設置して、"大学の活性化"を図る方針の下に、大学における教育と研究のあり方の問題を中心に検討を重ね、①教養と一般教育、②専門分野別教育、③大学における評価、等の諸問題について一応の見解をまとめ、これを「大学の在り方について(中間報告)」として本年6月公表した。

以上の作業が一段落した後を受けて、第1常置委員会ではこれに続く今後の検討課題について審議し、その結果、これまでの審議内容を継承して、特に"国立大学における大学のあり方"ということに問題を絞って検討を進め、国立大学の存在意義についての理論構築を図ることとした。このため、まずこれに関する6つの検討項目を設定し、それぞれこれの担当者を決め、その検討結果を基に目下審議を進めている。

(委員会開催状況)

60. 6.20(木) 常置委員会

7.29 (月) 常置委員会

- 9.30 (月)
- 10.28 (月) //

2) 第2常置委員会(学科課程,入学試験等)

(主要審議事項) 共通入試制度に対する世上の批判に鑑み、第2常置委員会では一昨年初頭より、共通入試の実施上の改善方策について審議を始め、「共通1次試験の実施期日の繰り下げ」「自己採点方式の見直し」「試験科目数の削減」「推薦入学枠の拡大」「第2次募集の拡大」「第2次試験の受験機会の複数化」等の諸問題を取り上げて検討を進めてきたが、一昨年6月に入試改善特別委員会(大学入試のあり方について抜本的検討を行うための機関)が設置されたため、そこでの審議の進行に対応しつつ審議を進めることとした。

一方,入試改善特別委員会では,当面の入試改革構想として「試験実施教科・科目の削減」「第2次試験の受験機会の複数化」の二つの改革案をまとめ,これを去る6月総会に提案したが,「第2次試験の複数化」の改革案の方は,これの検討が未だ不十分であることから引続き検討を進めることとなった。

それで、第2常置委員会としてこの問題の実施上の具体的方法について審議することとなり、大学入試センターと連携を取りつつ検討を進め、その検討結果を入試改善特別委員会の審議の資料として提供した。

また、一昨年以来検討を進めてきた「国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ (案)」が去る6月総会で承認されたので、これを各国立大学に通知した。

その他、臨教審で検討課題として採り上げられた「専修学校卒業者の大学入学資格付与」の問題について審議を行い、また共通1次試験の試験場設定の基準の問題についても検討を行った。

(委員会開催状況)

- 60. 6.20 (木) 常置委員会
 - 7.15(月) 入試実施方法検討合同委員会
 - 8.16 (月)
- "
- 8.28(水) 小委員会
- 9.5(木) 入試実施方法検討合同委員会
- 10.4(金) 常置委員会

3) 第3常置委員会(学生の厚生補導)

(主要審議事項) 近年問題化してきた"大学生の無気力化"への対応として「学生の精神 104 的健康管理」の問題を取り上げて検討し、去る6月総会に「全学的ヘルスケアシステムの確立」を提案して了承を得たが、これに関連して「保健管理センターの整備充実」が緊要な課題となったので、その方策について種々の調査資料を基に検討を進めている。

一方,大学卒業予定者のための就職事務開始時期等の問題(いわゆる「就職協定」の問題)が,企業側の求人競争の激化によって形骸化が進んでいる情況にあるため,この協定のあり方やその内容等について,就職問題懇談会(国公私立大学・高専11団体で構成)と連携を取りつつ検討を行っている。

(委員会開催状況)

60. 6.20 (木) 常置委員会

9.20 (金) /

10.23 (水) "

4) 第4常置委員会(教職員の待遇改善)

(主要審議事項) 本委員会は、当面の検討課題として「国立大学教官の待遇改善」「助手の処遇改善」「研究技術専門官制度の新設一技術系職員の待遇改善」「国立大学事務職員の待遇改善」等の諸問題を取り上げて検討を続けているが、去る6月総会にこれらの問題を包括した「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を提案のうえ、関係方面にこれを提出した。

また、最近における人事院勧告の実施状況に鑑み、「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を取りまとめ、併せて関係方面に提出した。なお、この人事院勧告の問題については、その後の情勢に鑑み、去る10月14日再度要望を行った。

一方,本協会が長年に亘り要望を続けてきた「研究技術専門官制度の新設」の問題は、このたび人事院が構想した「専門技術職俸給表の設定」によって途が開かれることになったが、これの適用条件をめぐりなお問題があるため、さらに検討を続けている。

(委員会開催状況)

60. 6.20 (木) 常置委員会

10.22 (火) //

5) 第5常置委員会(大学間の協力)

(主要審議事項) 国際交流の一環として例年実施している「外国学長 招 致 事 業」について、本年度はインドネシアから 4 名の学長を11月下旬頃に招致する計画で、目下その具体的準備を進めている。

また、10数年前に相互交流のあった西独のDAAD(ドイツ学術交流会)からの申し入れによる「西独大学との学術・教育の交流」の計画が実現の運びとなり、本年は日本側から学長4

名が訪独し(10.20~29)、来年は西独から数名の学長を招致することになった。

なお、アメリカ州立大学協会からの申し入れによる同協会学長団(10名)の訪日 に つ い て は、各大学の協力を得て去る10月5日より9日間の日程で大学の訪問視察やミーティング開催等が実施された。

一方,国際交流の活発化に伴い,国立大学としてこれにいかに対応していくかについて検討 することとし,その方策について審議を進めている。

(委員会開催状況)

60. 6.20 (木) 常置委員会

"

11.12 (火)

6) 第6常置委員会(大学財政,学費問題)

(主要審議事項) 本委員会は、当面の課題として「特別会計制度のあり方」「国立大学授業料の問題」「若手研究者の活性化」「定員削減の対応」等の諸問題を取り上げているが、差し当って、値上げが続いている国立大学の授業料の問題に取り組むこととし、本年秋の総会を目途に、この問題についての基本的見解の取りまとめを行うとともに、これに基づく要望書を適時提出できるよう準備を進めている。

また、「国立学校特別会計制度」のその後の推移に鑑み、本制度発足当時の経緯に溯って吟味し、この制度の活用の方途を探るべく検討を加え、その検討結果を11月総会に報告することにしている。

(委員会開催状況)

60. 6.20(木) 常置委員会

9.12 (木) "

10. 7(月) 小委員会

10.8(火) 常置委員会

10.16(水) 小委員会

(5) 特別委員会(23回)

1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 学術審議会の「今後における学術情報システムの在り方について」の答申 (55年1月)を受けて「学術情報センター」の設置計画が進行しているので、その状況を把握するとともに同センターの実働化に伴う大学図書館のあり方についての総合的なビジョンを確立する作業を進めているが、同センターの設置が国の財政事情により著しく遅延している情況に鑑み、これの速やかな創設を促進することとし、このたびその趣旨の要望書を取りまと

め、去る10月21日これを関係方面に提出した。

(委員会開催状況)

60. 8. 8 (木) 特別委員会

10.28 (月) //

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 第二臨調の第2部会の指摘事項の中の「国立大学の学部等の再編整理」の問題に関連し、いわゆる"医師過剰"の問題をも含めて「国立大学医学部の定員および医学教育のあり方」について検討を続け、医学教育の改善策について意見の取りまとめを進めている。

(委員会開催状況)

60.10.9(水) 特別委員会

3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 昨年1月,関係大学(本特別委員会委員が所属する13大学)に依頼して 実施した当該大学卒業者(昭和38年3月及び53年3月卒の2グループを選び,各学部5名宛総 数660名)に対するアンケート調査を取りまとめるとともに,この結果をも参考にして教養課 程教育の問題点について更に検討を行い,このたび「教養課程の今後のあり方に関する問題 点」をまとめ,これを基に教養課程のあり方について一定の方向づけを行う作業を続けること にしている。

なお、上述のアンケート調査については、昨年の6月の総会にその結果の概要を報告したが、さらに詳細な報告書を作成することとし、目下その取りまとめを進めている。

(委員会開催状況)

60.10.7(月) 小委員会

10.24(木) 特別委員会

4) 教員發成制度特別委員会

(主要審議事項) 昨年6月の総会に報告した「大学における教員養成――教員養成制度充実のための課題――」の調査報告書が完了したあとを受けて、次の検討課題として、①今後の人口動態の変化に伴う教員就職の困難化に対する対応の検討、②いわゆる"試補制度"についての検討、の2課題を取り上げて検討を始めたが、その後臨教審において教員の資質向上の問題が取り上げられ、その具体策(教育実習の抜本的見直し、教員志願者の早期登録制度、初任者研修制度、教職適格審査会等)の審議が進められている現状に対応し、これらの問題をも取り上げて検討を行っている。

(委員会開催状況)

60. 7.12 (金) 小委員会

7.12(金) 特別委員会

9.26(木) 小委員会

11. 1 (金) //

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 昭和57年11月に「大学格差問題特別委員会」から「大学院問題特別委員会」に改組して以来,大学院博士課程の整備拡充の問題に専念し、いわゆる"新設大学"への博士課程設置の促進と、いわゆる"旧設大学院"の改善充実について検討を進めてきたが、このたび「国立大学大学院の現状と今後のあり方」および「旧設大学院の改善について」の二つの報告書をまとめ、来る11月総会にこれを報告することにしている。

(委員会開催状況)

60. 9.17 (火) 小委員会 (旧設大学院関係)

9.18 (水) 特別委員会

9.27(金) 小委員会(旧設関係)

10.17 (木) //

10.21 (月) 特別委員会

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) 国立大学の入試制度を根本より再検討して、適切な入試のあり方を究明する目的の下に一昨年6月設置された本委員会は、これまでに22回(そのほか小委員会を28回)の会議を開催して審議を進めている。

この間, 昨年11月総会で,入試改善に関する「了解事項」に基づく3項目についての調査結果を報告して以後,正式アンケートの作成に向けて作業を進め,本委員会の入試改革構想(共通第1次学力試験の実施教科・科目の削減および第2次試験の受験機会の複数化を提案)をまとめた「中間報告」を添付して,これに対する各大学の意見を求めるアンケート調査を実施した(4月4日発送,5月25日締切)。

その後,このアンケートの結果を踏まえて取りまとめた「国立大学入学者選抜方法 の 改 革案」を去る6月総会に提案したが、「入試実施教科・科目」に関する改革案は承認を得たが、「受験機会の複数化」に関する改革案については検討不十分のため引続き検討を進めるとの結論となった。

このため本委員会では第2常置委員会の協力をも得て受験機会の複数化についての具体的方

法について検討し、これについての素案をまとめて、これに対する各大学長の意見を求めるアンケート調査を実施し(9月17日発送、10月12日締切)、この結果を基にさらに検討を行って改革案を取りまとめ、これを来る11月総会に諮ることとしている。

(委員会開催状況)

- 60. 7.15 (月) 小委員会
 - 9.10 (火) 特別委員会
 - 9.13(金) 小委員会
 - 10.17 (木) "
 - 10.17(木) 特別委員会
 - 10.31 (木) 小委員会
 - 10.31 (木) 特別委員会
- . 11.6(水) 特別委員会
 - 11.12 (火) 特別委員会

(6) その他の諸会合(7回)

- 60. 7.10 (水) 臨教審問題懇談会
 - 7.23 (火) 日教組大学部との会見
 - 9.6(金) アメリカ州立大学協会学長団来日打合せ会
 - 10.8(火) アメリカ州立大学協会学長団との懇談会
 - 10.9(水) 高校長協会との連絡協議会
 - 10.24(木) 国公立大学入試問題連絡協議委員会
 - 11.6(水) 日教組大学部との会見

2. 要望書その他の諸活動 (12件)

圈对外的諸活動

- 60. 8.27 本年6月総会において決議された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」「人 事院勧告の取扱いに関する要望書」「国際大学都市(仮称)の創設に関する要望書」および 「大学院博士課程の新設拡充に関する要望書」の4つの要望書をそれぞれ関係方面に提出し た。
- 80. 7.15 臨時教育審議会の第4部会より当協会に対し、「高等教育の国際化」について意見陳述を求めてきたので、鈴木第5常置委員会委員長が本協会を代表して出席し、意見発表を行った。
- 60.10.14 6月27日に関係方面に提出した4つの要望密のうち,「人事院勧告」に関する要望書

について、その後の情勢に鑑み再度要望を行うこととし、黒木第4常置委員会委員長と天野同 委員会委員の両学長が文部省、大巌省、総務庁、人事院等を訪れ、重ねて配慮方を要請した。

60.10.21 学術審議会より建議された「学術情報システムの整備」の具体化が国家財政の事情により捗らない状況にあるのに鑑み、わが国の学術振興を図る上から、このシステムの中枢機関となるべき「学術情報センター」の速やかな創設を促進することとし、松田副会長と松山図書館特別委員会委員長が同道して文部省、大蔵省、総務庁等を訪れ、要望書を提出して配慮方を要請した。

圏各大学への意見照会等

- 80. 9.17 入試改善特別委員会では、大学入学者選抜方法の改善に関する具体的改革案の取りまとめを進めているが、そのうちの「国立大学の受験機会の複数化」の問題の検討に資するため、これに関する各国立大学長の意見を徴することとし、委員長名をもって意見照会を行った。
- 60.11.5 第1常置委員会では、目下審議中の「国立大学のあり方」の問題の検討に資するため、 各国立大学の将来構想およびこれを実現する上での問題点等について意見を徴することとし、 委員長名をもって各国立大学長にこの旨依頼した。

- 80. 6.24 入試改善特別委員会提案の「共通第1次学力試験の受験教科・科目」に関する改革案が去る6月総会で承認されたことに関連し、これに関係する実施上の事項(共通第1次学力試験の各教科・科目の配点および試験時間)に関し第2常置委員会で審議した結果について、同委員会委員長より各国立大学長あて通知した。
- 80. 6.27 予て第2常置委員会で検討を続けていた「国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ」が去る6月総会で承認されたので、同文書を委員長名をもって各国立大学長に送付し、協力方を要請した。

- 80. 8.28 去る6月総会において決議された4つの要望書を6月27日に関係方面に提出したことに関し、事務局長名をもって各国立大学長あて報告した。
- 80. 7.19 入試改善特別委員会が大学入学者選抜方法の改善に関し去る4月4日に実施したアンケートのうち、「第2次試験の受験機会の複数化」の項目についての集計結果の概要がまとまったので、委員長名をもって各国立大学長あて報告した。
- 80.10.15 人事院勧告の完全実施について10月14日に再度関係方面に要望を行ったことに 関 し, 会長名をもって各国立大学長あて報告した。
- 60.10.25 入試改善特別委員会が去る9月17日付で各国立大学長に依頼 した「国立大学の受験機 110

会の複数化に関するアンケート」(学長個人宛)の集計結果がまとまったので、会長及び入試 改善特別委員会小委員長の連名をもって各国立大学長あて報告した。

3. 要望書の受理

前総会以後に当協会あて提出された要望書は下記のとおりである。

受付日	提出団体等	要 望 事 項	関係委員会
5. 24	埼玉大学長	共通1次試験の地域割りの変更について	第2常置
6.15	東大職員組合	教務職員の待遇改善について	第4常置
6. 24	国立15大学理学部長会議	公開臨海実習に対する予算措置について	第6常置
7. 1	国立7大学理学部長会議	国家公務員試験科目への基礎生物学の 導入。大学院博士課程の設置等 9 項目	第1・第6常置 大学院問題特別委
7.15	全国大学院生協議会	育英奨学金,OD問題,大学教員增員,基 準研究費,授業料,研究旅費等	第1・第3・第6各常置 大学院問題特別委
7. 17	全国国立大学教養(学)部 長会議	教養課程の整備充実に関する諸項目,授業 料等の値上げについて	第1・第6常置 教養課程特別委
7.19	第35回国立大学工学部長会 議·総会	予算,待遇改善,博士課程設置等	第1・第4・第5・第6 各常置 大学院問題特別委
7.22	大阪府知事及び経済 5 団体 会長	大阪大学法学部における国際関係の講座の 拡充について	第1常置
8. 10	国立大学一般教育担当部局 協議会会長	一般教育の整備について,学生臨時増募に 関わる措置について	第1常置 教養課程特別委
8. 28	国立農水産関係大学学部長 協議会	技能・労務職員の後補充について	第6常置
9. 19	第33回中国・四国地区大学 一般教育研究会	一般教育の改善・改革について	第1常置 教養課程特別委
10.23	京都大学職員組合技官部会	教育・研究技術専門職員の制度的確立につ いて	第1常置 教養課程特別委

4. 刊 行 物

- 60.6 大学の在り方について(中間報告)
- 60. 8 会報 第109号
- 60.11 会報 第110号

```
10月4日(金)14:00 第2常置委員会
  7日(月)10:00 大学財政問題小委員会
        13:30 教養課程に関する特別委員会小委員会
  8日(火)14:00 第6常置委員会
        14:00 アメリカ州立大学協会訪日代表団との懇談会
  9日(水)10:00 高校側との入試問題についての会談
        13:30 医学教育に関する特別委員会
  16日(水)10:00 第6常置委員会打合せ会
  17日(木)10:00 入試改善特別委員会小委員会
        13:30 入試改善特別委員会
        14:00 大学院問題特別委員会小委員会
  21日(月)10:10 大学院問題特別委員会
  22日(火)13:30 第4常置委員会
  23日(水)13:30 第3常置委員会
  24日 (木) 14:00 教養課程に関する特別委員会
        14:00 国公立大学入試問題連絡協議委員会
  28日 (月) 10:00 第1 常置委員会
        10:00 図書館特別委員会
        13:00 理事会
  31日(木)10:00 入試改善特別委員会小委員会
        13:30 入試改善特別委員会
11月1日(金)10:00 教員養成制度特別委員会小委員会
  6日(水)15:00 入試改善特別委員会
        15:30 日教組大学部との会見
  12日 (火) 13:30 第5常置委員会
        14:30 入試改善特別委員会
  13日(水)10:00 第77回総会[第1日目]
        12:20 理事会
  14日(木)10:00 第77回総会〔第2日目〕
  15日(金)10:00 第44回事務連絡会議
  20日 (水) 16:00 入試問題についての懇談会(文部省)
  25日(月)10:00 第1常置委員会
        10:00 入試改善特別委員会
  28日 (木) 16:00 インドネシア国大学長との懇談会
12月2日(月)10:00 教員養成制度特別委員会小委員会
  4日(水)10:00 入試改善特別委員会
  12日(木)13:30 第2常置委員会
  16日 (月) 13:00 第4常置委員会
  17日(火)15:00 第1常置委員会小委員会
  18日(水)10:00 第1常置委員会
  20日(金)11:00 特別会計制度協議会
  23日(月)13:30 第5常置委員会
  24日(火)10:00 入試改善特別委員会小委員会
  25日(水)13:30 教養課程に関する特別委員会専門委員会
  26日(木)13:00 第4常置委員会小委員会
```

要望書·資料

国立大学の授業料の改定について (要望)

昭和60年11月13日 国立大学協会会長 森 亘

政府におかれては、財政再建と行政改革に真剣に取り組まれていることに敬意を表するものでありますが、明年度の予算編成に当たり国立大学の授業料を大幅に増額改定する意図があると伝えられていることについては国立大学協会としては強い危惧の念を表明せざるを得ません。

国立大学の授業料については、既に繰り返し要望しておりますように、教育の機会均等の原則を実現するためにできるだけ低廉であることが望ましく、また国と社会を最大の受益者とする国立大学の教育にとって単純な受益者負担の原則の適用やコスト主義に基づく専門分野間格差の導入などは認められないことであります。しかも昭和51年度2.67倍の値上げ以後、昨年度まで授業料と入学料との隔年交互の増額改定により国立大学の授業料は昭和50年度の7倍にも達し、私立大学の授業料との比は昭和50年度の1対5から昭和59年度には1対2まで縮小しております。また国立大学の学生生活に占める授業料の割合は、この10年間でほぼ10%から20%に上昇して学生生活を圧迫しており、単なる財政収入の増の観点からその引き上げが図られてはならないことも既に要望してきたところであります。

政府におかれては、われわれの意のあるところを賢察せられ、国立大学の授業料の取扱いについては十分慎重を期せられて、教育の機会均等の原則の実現に努力されるようここに重ねて強く要望いたします。

(要望掛提出先;文部大臣)

国立大学の受験機会の複数化について

昭和60年11月13日 国立大学協会

国立大学の受験機会の複数化は、昭和62年度から実施する方向で検討する。 なお、具体的実施方法については、昭和61年4月末までに結論を得るように努力する。

国立大学の受験機会の複数化についてのメモ

昭和60年11月13日 国立大学協会入試改善特別委員会

- I 国立大学の入学者選抜における第2次試験実施に当たっての基本的考え方
 - 1. 国立大学の入学試験は、各国立大学が自主的に行うものである。しかし、全国立大学として協議、協調することも必要である。
 - 2. 入試制度を安易に変更することは避けるべきことであるが、受験機会の複数化は、共通1次試験、共通テストの如何にかかわらず、可及的速やかに行う必要がある。
- Ⅱ 受験機会の複数化の具体的試案作成に向けて、入試改善特別委員会が検討してきた内容の大綱
- (a) [検討に当たっての前提条件]
 - 1. 受験機会の複数化は、できるだけ実質的意義を持つ複数化であることが望ましい。
 - 2. 受験機会の複数化が、各大学の自主的選抜方法を阻害するものであってはならない。
 - 3. 受験機会の複数化が、いわゆる旧一期・二期校制の弊害を再現しないように留意する。
 - 4. 受験機会の複数化については、人試関係の事務処理が可能であることが条件である。
- (b) [受験機会の複数化の具体化の一試案]
 - 1. 第2次試験に一定の実施期間を設け、各大学・学部は、この期間に自主的に試験期日を設定することができる。
 - 2. 現行の第2次募集は引き続き行うほか、これに準じて、全定員について、上記(b)の1にいう期間外に第2次試験を実施してもよい。
- (c) [今後の検討課題]

共通1次試験,共通テスト,第2次試験の在り方について,更に検討する必要がある。

- Ⅲ 入試改善特別委員会のまとめ
 - 1. 本総会で、昭和62年度から受験機会の複数化を実施する方向で検討することの承認を受ける。
 - 2. 上記のⅢの1が総会で承認されれば、昭和62年度第2次試験の実施方法について、具体的試案 を提示して各大学での検討に資し、昭和61年4月末までに具体的実施案を得るよう努力する。

以 上

その他

※学長等の異動

○ 学長の交代

(大学) (前 任) (新 任) 弘 牧野吉五郎 前 大 学 東野 修治 秋 田 大 学 梅津 良之 美種 渡部 宇 都宮大 学 世良晃志郎 馬場 信雄 群 馬 大 学 小野 周 前川 Œ 埼 \pm 大 学 須甲 鉄也 竹内 正幸 東京外国語大学 鈴木 幸寿 長 幸男 東京芸術大学 山本 正男 . 藤本 能道 東京水産大学 天野 慶之 野村 稔 新 潟 大 学 茂野 録良 津田 禾粒 \equiv 重 大 学 井澤 道 武田 進 京 都 大 学 沢田 敏男 西島 安則 佐 賀 大 学 山川 楠田 久男 篼 大 分 大 学 釘宮 保雄 志賀 史光

○ 委員長の交代

(委員会) (前 任) (新任) 第5常置委員会 鈴木 幸寿 (東京外大学長) 田中 榮 (電気通信大学長) 教養課程に関する特別委員会 須甲 鉄也(埼玉大学長) 加藤 一夫(静岡大学長) 教員養成制度 特別委員会 道(三重大学長) 非澤 坂上 英 (愛媛大学長) 入試改善特別委員会 沢田 敏男 (京都大学長) 田中 健蔵 (九州大学長)

○ 副委員長の交代

 (委員会)
 (前任)

 入試改善特別委員会
 田中 健蔵 (九州大学長)
 井出源四郎 (千葉大学長)

○ 委員の交代

(委員会)

(前 任)

(新 任)

特別会計制度協議会

松田 武彦 (東京工業大学長)

種瀬 茂 (一橋大学長)

沢田 敏男(京都大学長)

西島 安則 (京都大学長)

○ 委員の解嘱

(委員会)

入試改善特別委員会 小野 周(群馬大学長)

喜多村和之(広島大学教授)

○ 委員の委嘱

(委員会)

入試改善特別委員会 西島 安則(京都大学長)

○ 専門委員の解嘱

(委員会)

第2常置委員会

宮崎 荘平 (新潟大学教授)

○ 専門委員の委嘱

(委員会)

第4常置委員会

熊澤 峰夫 (東京大学工学部教授)

教養課程に関する特別委員会

佐治 武志 (静岡大学教養部教授)

国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 〇 総 会 (春秋 2 回開催。各国立大学の代表者)
- 〇 理事会 (会長・副会長を含む理事21名,各常置委員長)
- 監 事 2名
- 〇 常置委員会

第1常置委員会(大学の組織・制度 研究・教育体制)

第2 "(学科課程・入学試験等)

第3 " (学生の厚生補導)

第4 " (教職員の待遇改善)

第5 " (大学間の協力)

第6 "(大学財政・学費)

○ 特別委員会

科学技術行政特別委員会

医学教育に関する特別委員会

教養課程に関する特別委員会

大学院問題特別委員会

図書館特別委員会

教員養成制度特別委員会

入試改善特別委員会

〇 特別会計制度協議会

編集後記

- * 峻烈な寒気と稀有な豪雪に見舞れた今年の冬も漸く峠を越し、余寒続く中にも陽春の兆しがほの見えて参りました。8回目を迎えた共通第1 次試験も無事終了し、間もなく新学期を迎えようとしております。
- * 教育改革の気運が高まる中にあって大学に関わる問題も相次いで提起され、大学入試問題、国立大学の在り方等の重要問題を始め、一般教育の改善、大学院の整備充実、国際化の推進、大学財政の確保等の緊要な検討課題が浮上してきたほか、教員養成、就職協定、技術専門官制度、医学部学生定員削減、学術情報センター設置等の当面の諸問題の検討も迫られ、当協会の各委員会もその対応に多忙な昨今です。本 号 掲載 の「諸会議議事要録」にはそれらの問題の審議経過が紹介されておりますので、お目诵しいただければ幸いと存じます。
- * 今回の「巻頭言」には埼玉大学長の"現代の学生気質に関する随想" を掲載することができました。ご多忙のところご寄稿くださった先生の ご厚意に対し深く感謝申し上げます。 (R)

終了のベル聞く母ら大試験

竜 石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

会

報 第111号

(第36巻第1号 通巻第111号)

編集兼 発行者 石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内) 東京都文京区本郷7丁目3番1号 電話03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647